

平成 28 年 第 4 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

平成28年第4回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 平成28年 12月6日(火)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成28年 12月 6日 午前10時02分

1. 閉 会 平成28年 12月 6日 午後 1 時35分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	副 町 長 桑 名 真 也 君
教 育 長 麻 生 廣 文 君	総 務 課 長 松 岡 勝 也 君
教委事務局長 横 井 誠 君	政 策 課 長 清 高 泰 広 君
産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君	情 報 課 長 佐々木 忠 生 君
税 務 務 長 北 里 康 二 君	建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君
住 民 課 長 河 野 孝 一 君	福 祉 課 長 木 下 勇 児 君
保 育 園 長 梶 原 良 子 君	会 計 管 理 室 長 藍 澤 誠 也 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 高 村 祝 次 君

8番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 12月6日から 12月13日までの8日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時02分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 12. 6)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

師走に入り、非常に慌ただしくなっております。そのような気持ちがございます。皆さま方、体調はいかがでございますでしょうか。本年最後の定例会でございます。皆さま方におかれましては、体調管理に御自愛いただきましてしっかりと管理いただいて慎重審議を、また活発な御議論をよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

それでは、平成28年第4回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは開会に先駆けまして北里町長から御挨拶をいただきます。

町長（北里耕亮君） 皆さんおはようございます。平成28年の第4回の小国町議会の定例会ということで、大変お忙しい中にお集まりをいただきましてありがとうございます。

さて、この12月議会でありますけれども、お手元にありますとおり条例関係が3本、一般会計及び特別会計の補正予算がそれぞれございます。後に一般質問の日程もございます。議員の皆さんからいろんな様々な御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成28年第4回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

4番 高村祝次君

8番 松崎俊一君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る11月29日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日12月6日から12月13日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの8日間と決定いたしました。

本会議は、本日と7日、8日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのと

きに閉会をいたしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） それでは、日程第3、「議案第49号 小国町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（北里康二君） おはようございます。議案集を朗読させていただきたいと思います。

議案第49号 小国町税条例等の一部を改正する条例について

地方自治法第96第1項第1号の規定により、小国町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

小国町長 北里 耕 亮

資料のほうですが、税務課資料（1）、税務課資料（2）が新旧対照表になっております。地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が平成28年3月31日に交付されたことにより、税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点です。1ですね、延滞金の計算期間等の見直し。当初申告後に行われていた減額更生後に、修正申告又は増額更生があった場合、追徴すべき不足税額について延滞金というのが出てくるのですけれども、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するということです。延滞金というのは一種のペナルティでありますけれども、今回の税制改正では一定の場合には延滞税を課さない措置が設けられるということでございます。条例の第9条に率等について、それから第43条については町民税について、第48条、第50条については法人税のときの手續とございますか、そういったものがこの中でうたわれております。

続いて、固定資産税です。再生可能エネルギー設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入し、課税標準の特例割合を定めると。これは現に地方税法であるのですけれども、さらにわがまち特例でうたっていると。期間が決まっていたので、対象の資産、これが太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電、太陽光と風力発電については特例の割合が3分の2、水力、地熱、バイオマスについては2分の1ということで、3年度分と。平成28年度4月1日から平成30年3月31日までに取得の期間で、平成29年度の固定資産税について適用ということになります。これはイメージとしましては、これまでのように固定価格買取制度を利用したということではなくて、そうでなくて政府の補助を受けて設備、イメージとしては、例えば100キロだとか200キロだとかある程度の事業者が、自分のところの電気を消費するために定められたことに対して償却資産の特例があるというふうなイメージかなと思います。

続いて、町民税です。医療費控除の特例ということで、スイッチOTC薬控除の創設。平成3

0年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進、人間ドックだとか特定健診だとか職場健診でも構いませんが、疾病の予防の取り組みを行っているときには、その超える部分の金額、8万8千円を限度とするということを総所得金額等から控除するということをございます。医薬品というのが医療用の医薬品、これは薬局ですね。これは病院で処方箋を書いてもらって通常の薬、それから要指導医薬品ということで、これは薬局でも今薬剤師がいれば売れる薬があります。これはただし対面販売ですね。お互いの顔を見て薬の指導をするということですね。

それから一般用医薬品、これも中でもこれは1、2、3と分類されております。1の場合は薬剤師がいないと販売できません。先ほどのドラッグストアあたりで売る場合もこれになります。あとは2、3というのは店頭販売、通常にドラッグストアに行ったりとか、あるいは置き薬ですね、家に持ってきている、ちゃんと許認可のあるところが持ってきて置いている薬が該当すればそうなりますよということで、これについては今、薬の種類は1千500種類ぐらいあるということで、それについては販売業者及び要するに薬屋のほうがある程度把握して行って、将来はOTCというようなシールといいますか、それができるようなことにしていきたい。ただこれは入れ替わりがあります。廃止になったりとかですね、そういうことをございます。通常の医療費の控除と別に、その薬代に対して控除があるということです。それから町民税、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人住民税の課税の特例の創設ということで、ちょっと日本と台湾の間での二重課税を回避する等の措置を講ずるため日台民間租税取り決めが締結され、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税については、源泉徴収等を通じた課税ができなくなるため、申告によって分離課税を行いますよということでございます。条例附則第20条の2、第20条の3にその旨をうたっています。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより議案第49号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この条例改正には、町民税の控除の改正が入っています。そもそも控除制度というのが何なのかというと、純粋に所得に応じて税額というのは決まってしまうのですが、やはり収入、所得部分以外の税負担能力に見合った税額にならすための制度だと思うのです。だから例えば、子どもを育てているとか、あるいは自分の親が高齢になった、そういう親を扶養していると、あるいは病気になって治療をしているとか、そういう様々な所得以外の事情を加味して、きちんとその人の能力に応じた税額にするための制度だというふうに私は理解しておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

税務課長（北里康二君） 在宅で親をみるとまた金額が変わったり、いろんな控除がその人によってあります。その考えでいいと思います。

5 番（児玉智博君） そうすると、このスイッチOTCというのはいわゆる医師の処方箋を受けないものですので、保険適用がありませんので、いわば全額自己負担の制度になると思うのです。スイッチOTCというと、いろいろおそらくガスター10やロキソニンとかそういうものになってくると思うのですが、その類似の医薬品を病院に行って保険診療を受けて処方してもらう同じような効能の薬というのは存在すると思います。今回は今までの医療控除とこの新制度の特例制度の選択制というふうになっておりますので、そうすると必ずしも控除制度の理念に沿った、納税者の負担軽減という部分とちょっと相反することになるのではないかと。病院に行ってお医者さんに同じ薬をもらったほうが負担軽減になるのではないかと思うのですが、そういう面はないでしょうか。

税務課長（北里康二君） 医者に行って、医者の指導を受けて、診察を受けて医薬をもらうというのが一番健康と申しますか、適用する薬かと思いますが、最近非常に薬のほうもかなり種類が増えてきていまして、自主服用というのですけれども、自主服用について自分自身の健康に責任を持って、軽度な体の不調は自分で手当するとWHOでも定義されております。自主服用を進めていくということは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取り組みを促進するということと、10万円以上もかからないで、年間薬代が例えば400万円ぐらいの収入が家庭にあって、8万円ぐらい使ったとしたときに見られるのが20%ですから、所得税で1千600円、年額ですけれどもね、住民税では10%ですので、800円か。そういった減税にもつながるので、ただしこういう情報をちょっと知らないとあれですので、通常によく行きつけの薬局とかに行き行って薬を買うとかいう人たちには、十分そちらの薬剤師さんがいるところに行けば薬剤師さんと、もちろん店員もよく御存じかと思いますが、そういう購入費用、所得控除の場合に関する証明依頼書とかもございまして、要するに買って忘れたということはあまりないかなと。対面する販売員もそのことをわかって、この薬は該当しますよ、この薬は該当しますよということを積み上げていくと、10万円以内ですね、5万円でも6万円でもそれがちゃんと特定一般用医薬品等購入費という形で掲示されますので。逆に今までそれを適用を受けていなかったと申しますか、その方たちには有意と申しますか、それと一番の目的は自発的な健康管理ということも含めて、提案されたものと思います。税法ではそういうふうに条例改正でその控除を受けるということになります。

5 番（児玉智博君） そうであるなら、やはり控除制度というのであれば、現行の医療控除にさらに上乗せをすれば、私は控除制度の目的をどうすればより正確に達成できるかという観点で聞いているのですけれども、上乗せできればまさに本当に適正にそういう負担軽減になると思うのですけれども、今回は先ほども言ったように選択制でありますから、やはり全額、いわば3割負担ではなくて全額10割負担で買うスイッチOTC薬品だけの5万円を越す部分というふうにしたら、必ずしも負担軽減にならないのではないですかというふうなことを聞いているのですけれど

も、明確にそこを認めていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

税務課長（北里康二君） 的確な回答になるかどうか、ちょっと今わかりにくかったのですが、結局は狙いは税制のほうは医療制度とって10万円以上の場合がありましたよ。でもそれ以内の方、健康に心配りをしながら健康の増進のためにそうやっている、要するに10万円未満の方、その方を対象に枠を広げたというふうに捉えたいと思いますが、さらにという部分はちょっと私では判断といいますか、回答が難しいかなと思います。

5番（児玉智博君） どちらかというふうに言われましたけれども、でももしこれを上乗せできるような制度にしておけば、病院での医療費が3万円だったとして、だから病院で7万円、スイッチO T Cで3万円というふうに上乗せできるようにすれば、現行の医療控除になるわけではないですか。まさに上乗せ制度にしたほうが控除制度の負担軽減という部分を達成できるというふうに思いますので、やはりこの条例改正は欠陥があるのではないかなというふうに思います。

以上で終わりたいと思います。

税務課長（北里康二君） 考えで分ければそういう数字は出てくるかのように思います。例えば医療費が7万円だったと、自分が薬を買った分は3万円だったと、合わせて10万円ではないかと。

10万円の控除をしてくれというのは、理屈に合っているかと思いますが、あくまで今回は10万円は通常の本当に医者にかかりながら医療制度としてやっているもの、今回のものは自分自身が健康管理の中で薬を買っているというふうに税制上のほうの、税担当としてはそう捉えます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第49号小国町税条例等の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

本議案は町税に関する条例改正が複数盛り込まれたものとなっています。まず延滞金の計算期間等の見直しについては、減額更生後に修正申告や増額更生が行われた場合、その間は延滞金を課さないとするものでありますが、これまで延滞金を取ってきたこと自体が間違いであり、当然の改正であると思います。また、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の課税標準の特例措置についても、特段反対するものではありません。しかし町民税の部分で、スイッチO T C薬控除の創設についてですが、これはWHOで自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当てすると定義されているセルフメディケーションの理念に基づく国民の自己判断による自主服薬を推進するための制度改正であります。具体的にはロキソニンといった解熱鎮痛薬、ガスター10などの胃腸薬、そのほか感冒薬や目薬などの中で使用実績のある医薬品の中から一般用

医薬品として認可されたスイッチO T C医薬品の購入費用のうち、年間1万2千円を超える額について最大8万8千円までを所得控除の対象とし、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間の特例措置として行う条例改正ですが、次のような理由から反対をするものです。

第一の理由としては、従来は医師の処方箋によらなければ使用できなかった指定医薬品の中から一般用医薬品として認可されたものがスイッチO T C医薬品ですが、町民の自己判断でセルフメディケーション税制の対象となるスイッチO T C医薬品を購入し服用を続けることは、必要な受診の遅れや副作用、症状悪化につながるリスクがあり、これを税制面から優遇し、推進する条例改正は反対だということです。消費者庁は平成27年4月8日、平成21年度から平成25年度までの5年間に一般用医薬品の副作用報告数が合計1千225例あり、このうち副作用で死に至った症例が15例、後遺症が残った症例が15例あり、一般用医薬品の副作用でも極めて重篤な状態に陥ることを警告しております。また、日本医師会の平成26年の調査報告では、48%の医師が一般用医薬品を原因とする副作用が発生した患者を診察したことがあると回答をしています。そしてスイッチO T C医薬品の中に高血圧症治療薬が認められたことについて、生活習慣病のように長期にわたる疾病の治療薬をスイッチO T Cの医薬品として認可することに対し、60.8%の医師が反対しています。消費者庁や日本医師会の調査結果が示しているように、セルフメディケーション、自主服薬は町民の健康被害の拡大につながるリスクがあることは明らかではないでしょうか。

第二の理由として、セルフメディケーション、自主服薬の対象となるスイッチO T C医薬品は全額自己負担で購入する医薬品であり、類似の医薬品の保険診療の負担よりも重くなる場合もあり、必ずしも税制面の優遇措置により町民の負担軽減が図れるとは言えないと思うからです。しかも現行の医療費控除額とスイッチO T C医薬品の控除は選択制であり、同時に利用することはできません。本当に納税者の負担軽減を考えるならば、現行の医療費控除制度にセルフメディケーション税制の対象となる医薬品の購入費用を上乗せすることで、年間10万円を超える町民が増加し、医療費控除の対象者拡大につなげるべきではないかと思えます。しかしあえて選択制にするというのは、国民の利益と全く別のところでセルフメディケーション、自主服薬を推進する国策的な意図が働いているということは明らかではないかと思えます。

第三の理由として、本条例改正は政府の規制改革会議が提起する医療用医薬品のスイッチO T C化の推進に基づいて行われた改正であり、根っこをたどっていけば医薬品の保険外しや保険給付範囲の見直しと一体となって行われているものです。町民が求めていることは、保険で安心して治療を受けられることでもあります。しかし、本議案は医薬品の保険外しを税制面から後押しする条例改正であると言えらると思えます。住民要求に真っ向から反するものであり、到底認められないということを表明いたしまして討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号、小国町税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「議案第50号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（北里康二君） 議案集です。

議案第50号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

税務課資料（3）というふうに書いてあります。小国町国民健康保険条例改正の概要ということです。所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税の非課税に関する法律施行等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するということです。

改正点、個人町民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものということで、平成30年度の課税から適用です。これも先ほど地方税法でありましたとおり、日本と台湾間の二重課税を回避する等の措置を講ずる民間租税取決めが締結されたことを受けて、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うものということでございます。個人住民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の、先ほど申しましたとおり所得割額の算定に、軽減の判定に用います総所得金額に含めるということで、国保の加入者ということでもあります。そこを改正することによって、資料（4）の新旧対照表はそのことを変えていく中で、改正に伴う項ずれを伴う整備でございます。施行期日は平成29年1月1日ですが、経過措置として国保健康保険税の適用に反映いたしますか、それは平成30年度の課税からとするということです。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより議案第50号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第50号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第5、「議案第51号 小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

農業委員会事務局長(村上弘雄君) 説明いたします。議案集の2ページをお開きください。

議案第51号 小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

資料につきまして、右肩、産業課資料を見ていただきたいと思います。

農業委員会制度の改正について(概要)ということで、平成27年9月に「農業委員会等に関する法律」が改正されまして、平成28年4月1日より施行されました。制度改正の概要については次のとおりですということで、小国町では制度改正に伴いまして農業委員の定数等の条例の制定を行います。

制度の主旨につきましては、農業委員会が主たる使命である農地の利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにするため、制度改正を行うものでございます。

改正内容の主な点につきましては、まず(1)としまして農業委員会業務の重点化ということ

になります。それから二つ目に選出方法の変更ということで、これまで選出方法につきましては選挙制と選任制（議会・団体推薦）の併用という形でしたが、これにつきましては推薦・公募による首長の任命制（議会の同意が必要）ということに変更になりました。三つ目に農地利用最適化推進委員の新設でございます。農業委員とは別に、担当地域において農地等の利用の最適化の推進を図るために現場活動を行うということで、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。

小国町の対応としましては、まず農業委員会の定数でございます。農業委員会の法律に基づく推進委員を委嘱する農業委員会というのが小国町に該当するわけですが、農業委員会の改正後の法的上限は14名となりますが、小国町においては農業委員の定数を次のように条例で定めますということで、農業委員の定数につきましては11名で現行どおりということでございます。現在の農業委員は法改正の経過措置としまして、在任期間が適用となりますので、平成29年7月19日までの従前の例により在任となります。現在の農業委員の任期満了後に新制度による農業委員が任命されます。

それから農業委員の募集方法につきましては、公募、推薦により行いますということでございます。最終的には議会の同意を得て首長が任命するという形になります。同じく農地利用最適化推進委員の定数につきましては、募集方法は同じでございますが、農地面積等の小国町の上限は12人となっておりますので、小国町においても最適化推進委員については条例で12名以内ということで予定しております。（4）のほうに募集の方法について書いてありますが、少し違うのは小国町の農業委員会が委嘱するという形になります。

併せてちょっと国の資料をポイントだけ説明させていただきます。横版の資料でございます。右肩下のほうにページが打っていますが、ポイントだけ説明させていただきます。右下の2ページに現在の必須業務と右側のほうに新しい改正後の必須業務ということであります。特にグレーで囲んだ農地等の利用の最適化ということが今度から任意の業務から必須業務に変わっております。

次に右肩3ページになりますが、先ほど申しましたけれども、市町村長の任命で一本化されますが、過半を原則として認定農業者という形で設定しております。また特に女性・青年も積極的に登用するというところでございます。

あと4ページですが、右肩下に4ページと書いていますが、候補者が定数を超えた場合ということであります。この場合については、市町村長又は農業委員会は候補者が定数を超えた場合当については、関係者からの意見聴取、その他の任命・委嘱の過程の公平性・透明性を確保するために必要な処置を講じるよう努めなければならないということで、具体的にはこの部分で選考委員会、評価委員会等を準備するという形になります。

それから次のページ、5になりますが、認定農業者というのが過半の要件ということで、例外

ということで、どうしても中山間における認定農業者の数というのが、現役で一生懸命頑張っている方が多いということで、過半がなかなか難しいという場合には例外規定ということで、ここに書いてありますように、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合は、以下のとおりでよいということで小国町はこれに該当しますので、Aとしてはひとつの流れとしては委員の過半数、又は認定農業者及び次に準ずる者ということで議会の同意を得ることによって、過半を占めなくてもいいですよという流れがあります。またそれでも難しいときにはBの欄ですが、4分の1を認定農業者及び準ずる者ということになっておりまして、これについても議会の同意を得るという条件でございます。それから右下の6ページ目です。最適化推進委員につきましては、小国町の場合はこれを置くことが前提な自治体になっておりまして、ここに改正後の上限ということで、農業委員の数は14人が上限となっています。

次に7ページです。農地利用最適化推進委員の新設ということで先ほども説明しましたが、この中の上から三つ目の丸のところに推進委員の定数については、政令で定める基準に従い条例で定めるということになっております。

あとめくっていただいて、9ページです。ここに農業委員会が推進委員を委嘱することができる市町村ということで、しないことができる市町村ということで、例外的に次のいずれかの市町村については、自ら選択すれば推進委員を委嘱することも可能ですけれども、置かなくてもいいということで、1が遊休農地がほとんどなく、担い手への農地集積がかなり進んでいる市町村ということで、熊本県では嘉島町がこれに該当いたします。国の資料のほうはこれで終わりたいと思います。

あと総務課資料の議案の条例改正案の右上に51と書いてあるところを見ていただきたいと思います。小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例でございます。主旨は先ほど言ったとおりでございますが、第2条と第3条で農業委員の定数は11人とする。それから第3条で推進委員の定数は12人以内とするということでございます。

あと経過措置として、先ほども申しましたが、任期期間中の満了するまでは従前の例によりということで、来年の7月19日までは現職の農業委員会の任期があります。あとそれに伴いまして、3、4、5が既存の選挙による委員定数条例の廃止、それから団体推薦に関する条例の廃止、それから議会推薦委員に関する定数条例の廃止ということになります。

あと併せまして、報酬費用弁償についての条例の一部が改正となりまして、一番下の欄は現行でございまして、めくっていただいて改正後の金額が以下に示したとおりですが、特に新しく農地利用最適化推進委員については年額15万円ということで、条例上は上程させていただいてます。それから同じく能率給ということで、各委員については予算の範囲内で町長が定める額ということで条例改正をしております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより議案第51号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 新たに設けられる推進委員についてなのですが、いただいた資料の7ページに原則として農地利用最適化推進委員を設置というふうになっているので、原則であって必須ではないのです。説明でもありましたけれども、この次のページ、9ページは推進委員を委嘱しないことができる市町村ということで、ここに書いてあります。担い手の農地の集積率がとか何とかありますけれども、そこもクリアしないといけないのでしょうかけれども、上に遊休農地率が1%以下というのが載っています。説明の中では県内では嘉島町だけだということだったんですが、この遊休農地率というのであれば、やはりその遊休農地を必ずしも耕すことだけではなくて、やはりもうここは無理だろうと、もう機械も入っていかないとか、そういう農地については、もう農地を外してしまうというような措置をこれまで小国町がやってきているのかというのが聞われると思うのです。その辺の取り組みは今回推進委員の定数も決めるようになっていきますけれども、いかがだったのでしょうか。

農業委員会事務局長（村上弘雄君） お答えいたします。遊休農地の件につきましては、確かに昔から農地パトロールという制度がありまして、一部分ピックアップした形で農業委員が現場を回っているということは過去にあっております。それから近年ですと、農地利用状況調査というのが法律上義務づけられていまして、小国町では2年前から農業委員におほねおりをいただきまして、地元の方をほぼ35人ぐらい農地に精通した方ということで推薦をしていただきまして、一緒に案内をしてもらって現在その農地が本当に使われていないのか、使われないのか、そういう部分を国の指針にそって判定を、A判定というのがありますが、これについては何とか元に戻すことができるA判定と、あとB判定とあって、どうしても状況上これは農地に戻らないという判定を農業委員が出すというやり方。それからたまたま家の事情やその年の都合で不作付地というのが出てきます。そういうのを判定して、そしてその後の所有者に改善を求めるとかそういう取り組みは特に今年、去年と2年間は補助事業を使って取り組んでおります。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。今回農業委員会の新しい条例ということで、前の3つの条例は廃止をされるわけです。前の条例を見ても6名が一般選挙で選任され、また議会選出が3名、それから農業団体、農業協同組合、それから農業共済組合からそれぞれ1名ということで11名、今まで農業委員が選任されていたわけですがけれども、今回農業委員会法が改正をされて町長が任命をしていくということになっており、今回11名定数を定めるということでございます。農業委員においてはですね。そういった経緯の中で、私はこの農業委員会法の中の9条だっただけだと思うのですが、推薦、それから公募についてうたっています。私は条例まではいなくてもこれらのところの公募、それから推薦、そういうのを要綱、規則、そういったのを定

めてやっぱり進めていったほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、そこらあたり執行部のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

農業委員会事務局長（村上弘雄君） おっしゃるとおり、推薦・公募につきましては何らかの形で取り決めをしたいと思っております。今熊本県下の市町村の選考した10団体、45分の10団体が先にやっておりますけれども、そういった事例を入手しますとやっぱり選考においては規則、規定、要綱等がそれぞれ規則でうたうか、要綱でうたうか、規定でうたうかというのはちょっと実際には違っておりますけれども、うちのほうでもそういう準備をしたいと思っております。

3番（北里勝義君） ぜひそういう要綱あたりを定めて進めていっていただきたいというふうに思います。それからもう1点、選考委員会これは評価委員会というような表現もされましたけれども、ここもやはりどういったメンバーが委員になっていくのか、またそのあたりの規則、それからその委員会を公開にするのか非公開にするのか、そういったところまで定めた委員会規則というのをやっぱりつくったほうがいいのではないかなというふうに思っております。また、これは私の意見ですけれども、委員の中にやはり学識経験者それから農業委員会経験者、そういった人たちもメンバーの中に入れて、やはり選考委員会を組織していくべきではないかなというふうに思います。そこら辺いかがですか。

農業委員会事務局長（村上弘雄君） 先ほど国の資料の4ページのところで説明したところで、候補者が定数を超えた場合に公平性・透明性を確保するために必要な講じるよう努めなければならないという国の指導もありまして、小国町でも選考委員会又は評価委員、ちょっと呼び名は県下によって自治体の取り決め、名称は違いますが、要綱等を定めたいと思っております。その構成メンバーにつきましては、確かにその辺も郡内それから県下の情報を仕入れたところ、学識経験者等もいたり、又は現職の農業委員を中に加味したり、そういったことも事例としてあるみたいなので、その辺は検討していきたいと思っております。

3番（北里勝義君） 私がこの質問をさせていただいたのは、結局委員を任命して議会承認が最後の議案になるわけですね。だから私たち議会も責任ある採決といいますか、承認をしていかなければいけないということですので、そういった要綱また規則等の作成にあたって、やはりまた議会にも示しながら進めていっていただきたいというふうに思っております。これで終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） ではすみません、もう一度、そもそもこの農業委員会制度の理念というのは何だったのかというと、振り返ってみますと、この農業委員会制度というのが1951年に今の農業委員会制度が発足をしたわけですがけれども、やはり私はそのときの理念として重要だったのは、そういう農地の利用やそういう部分もありますけれども、農業全般にあたる問題を農業者の総意と自主的な協力によって総合的に解決していくための農業者の民主的な機関であるというこ

の理念というのが非常に大事だというふうに思うのです。だからその地域で農業を営む農家の人たちが、その地域の農業のことを民主的に決定をしていくという部分です。それで今回上の農業委員会法というのが改正をされまして、これまでは公選制だった部分が首長の任命制に変わっていくわけですが、今回委員の要件に区域内に住所を有するという部分や、あるいは耕作の業務を営んでいる人というような規定が外されたわけです。しかし私はこれが非常に重大だというふうに思っていて、小国にも住んでいない、よそに住んでいるけれども農業もやっていない。そういう人が小国町の農業委員になって果たして大丈夫かというふうに思うわけです。農地を取得しようとする人に対して、もしかしたら将来農業以外に使おうと思っている人にもそういう取り計らいをしたりできるような、そういう隙を与えてしまうと思うわけですが、やはり上の法律は変わったけれどもこの小国町ではそういった一定の縛りは持っていくんだと、そういう要綱をつくるのが非常に大事だと思うのですが、どうでしょうか。

農業委員会事務局長（村上弘雄君） 御指摘の部分については、確かに農業委員の募集については広くたくさんの方から機会をつくるということで、中立の立場の、全く農業に関係ない方を最低でも1人以上は入れるというような流れもございます。そしてなおかつ青年又は女性の方ということもありますが、それとは別にやっぱり原則としてその中核となる認定農業者を過半を占めるということも国の考え方に入っていますので、その部分では農業分野については先行して前提にあるのではないかと考えています。ただ具体的に選考をするにあたって、その部分をどういうふうに見るかというのは確かに農業経営の状況や経歴、そういうのが重要になってくると思いますので、選考の段階ではそういう応募用紙の中でその辺を加味した形で準備しようと考えています。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（高村祝次君） 私は、反対の立場から答弁いたします。定数につきましては現行どおりというようなことで認めますけれども、やはりこの資料を見てわかるように、みな参考という字が入っております。ですから条例をつくるにはある程度議論を尽くされて資料を提出しなければ、参考では先ほど3番議員が言ったように、いろんな問題点が指摘されます。やはり条例で定める以上は議会で経済委員会などに付託しながら、やはり執行部だけで考える条例づくりではなくて、そういう経済委員会等を立ち上げて検討して私はやるべきというふうに。この中に推進委員とありますけれども、果たして推進委員がいるのかと。今まで過去の例を考えてみますと、農業委員であっても農地を、私が農業委員のときでしたけれども、やはり地元は反対と言ったけれども、賛成多数で農地を転用するというようなことがございました。やはり農業委員の今までの在り方

を考えますとやはり農業委員会というのはそう簡単なものでないから、やはり選抜・選任にあたっては慎重にやっていかなければ、農業を一生懸命考えてやっている人たちに対しては、非常に軽率に扱えば迷惑な会であるということで、もう一度この条例についてはしっかり審議する必要があるということで、反対の討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第51号小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に反対の立場から討論を行います。

本議案は農協改革関連法の一環として、農業委員会等に関する法律の改正が去年8月28日に成立したことに伴う条例改正です。農業委員会制度は1951年に発足しました。農林水産省の農業委員会に関する懇談会、2003年報告書によりますと、当時の基本的考え方は農地制度の運用及び農業全般にわたる問題を農業者の総意と自主的な協力によって総合的に解決していくための農業者の民主的な機関だったということです。しかし法改正の内容を見ても、法律の目的から農民の地位の向上を削除し、委員の公選制を廃止し、意見の公表、建議を業務から削除するなど農業委員会の農業者の民主的な機関としての性格を消し去り、制度の根幹を変質させるものでした。今後、農業委員の選出は首長の任命制に変わりますが、要件から区域内に住所を有する、耕作の業務を営むとの規定が外されました。つまりこれは別の地域で経営する法人や企業が事業拡大の意図を持って、農業委員に入ることにつながりかねませんし、農業者に制度上これを防ぐべきが与えられていません。このことについては法案審議の際、農水省も否定しておりません。

また、新設される農地利用最適化推進委員について、大妻女子大学の田代洋一教授は、去年8月25日の参議院農林水産委員会の参考人質疑で農業委員会は単なる机上委員会となり、活動は推進委員の役割になる。農業委員が形骸化し、地域と地権者に信頼されなくなる。今後は農地利用の最適化だけをやっていけばいいという農業委員会になると警鐘を鳴らしています。このような欠陥だらけの制度改革に小国町が黙ってつき従うようなことは、結果として小国町の農業をますます衰退させてしまうことになるのは、もはや明確なのではないでしょうか。今地域の農業や農地を守るために何よりも必要なのは、自治体や農業団体、農家、住民、消費者などが共同して地域農業を守る取り組みを強めることです。関係者が地域の現実から出発し、例え国の農政であっても間違ったことには立ち向かいながら自主的に考え、発言し、実践する取り組みが大事です。その点で農業委員会にはその一翼を担い得る条件があり、私たちにはその可能性を伸ばす責任があると思います。こうした点に照らしても、去年の法改正や本議案には重大な誤りがあり、このことに逆行するというのを重ねて強調し、討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第51号、小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

（午前11時01分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

町長（北里耕亮君） 冒頭の御挨拶のときに言うべきでしたけれども、昨日入札を開きまして、議会承認案件の部分が金額的な部分で発生してきております。道路改良関係と開発センターの解体工事関係でございます。それと人事案件が1つございまして、追加議案の予定がございますので、議会運営委員会にお諮りをしていただきながら、その日程等も含めて御審議をいただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） それでは日程第6、「議案第52号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集の2ページをお開き願いたいと思います。

議案第52号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成28年度小国町一般会計補正予算（第8号）

平成28年度小国町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8千815万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8千126万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月6日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは2ページの歳入の第1表でございます。今回補正の主なものとしまして、款としまして地方交付税でございます。地方交付税を4千959万6千円補正をさせていただきます。次は分担金及び負担金ということで180万円、これはあとで歳出のほうで出てきますけれども、老人ホーム関係の負担金でございます。国庫支出金6千16万円、これは公共土木災害復旧関係でございます。県支出金、合計の4千789万9千円、これは負担金及び県補助金ということで、障害者医療及び施設の措置並びに県補助金ということで、地籍調査関係でございます。財産収入200万円、これは町有地の売り払い収入でございます。寄附金10万円、町債2千660万円ということで、これは公共土木災害の復旧事業債でございます。合計の1億8千815万5千円の歳入補正でございます。

続きまして、次のページでございます。3ページで歳出でございます。款の主なものでございます。総務費といたしまして、補正が6千396万4千円、これの主なものは地籍調査の追加補正でございます。次、民生費でございます。2千101万1千円。うちで大きいものとしましては社会福祉費1千672万3千円、更生医療、また障害児通所給付関係でございます。次の児童福祉費428万8千円、これも児童手当関係が主なものでございます。衛生費35万円、農林水産業費1千830万9千円、これは主なものとしまして林業費の部分でございます。林業関係の高性能の大型機械の導入の補助でございます。そのほか主なものとしましては、4ページの災害復旧費でございます。8千万円、公共土木施設の災害復旧でございます。次、諸支出金といたしまして200万5千円ということで、介護保険の特別会計の繰出金でございます。歳出の補正が1億8千815万5千円ということで、補正前に比べましてプラス3.1%の補正ということでございます。

次、5ページをお開き願いたいと思います。第2表の地方債補正でございます。起債の目的といたしましては、公共土木施設災害復旧事業でございます。先ほどの歳入歳出で出てきております公共土木の地震及び豪雨災害によります補正の交付税措置を受けるためということで、充当額100%の交付税措置ということで、プラスの補正後で2千660万円の補正をさせていただきます。限度額の1億7千590万円ということでございます。合計の6億9千640万9千円ということの補正後の地方債でございます。

続きまして、8ページから歳入の詳細について説明申し上げます。地方交付税でございます。

今回4千959万6千円ということで、普通交付税の留保分を今回補正の歳入として充てさせていただきます。次、分担金及び負担金ということで、民生費の分担金でございます。老人ホームの入所負担金ということで180万円。次、国庫支出金ということで、主なものとしまして民生費の国庫負担金、障害児医療負担金100万円、障害児施設措置費負担金ということで250万円。次、災害復旧費の国庫負担金といたしまして公共土木施設災害復旧費の国庫負担金5千336万円ということで、今回計上しております。8千万円の入りに対しましての66.7%の国庫負担金の率でございます。次、県支出金、民生費県負担金ということで障害児医療負担金50万円、障害児施設措置費負担金125万円でございます。次、県支出金、県補助金の主なものといたしまして、総務費県補助金といたしまして、これは地籍調査の補助金でございます。3千105万3千円ということで、国が2分の1、県4分の1、町4分の1ということでございます。次、農林水産業費の補助金といたしまして、1千424万6千円ということで、主なものといたしまして、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業補助金といたしまして1千388万円ということでございます。これは国の50%の補助ということでございます。大型機械の導入の補助でございます。

続きまして、9ページをお開き願いたいと思います。財産収入といたしまして、今回不動産の売り払い収入ということで、これは町有林の伐採に伴います売り払い収入の増額の分を歳入で補正させていただきます。200万円でございます。寄附の一般寄附ということで10万円、今回補正させていただきます。次、町債ということで、災害復旧債ということで公共土木施設災害復旧債ということで、先ほどの歳出8千万円に対しまして国の国庫負担金の率の66.7%を差し引いた分を災害復旧債で起債するものでございます。

それでは歳出のほうでございます。10ページでございます。総務費、総務管理費の一般管理費の主なものでございます。上のほうから職員手当等といたしまして60万円、今回ほかの款項目のほうで出てきますけれども、本年度は熊本地震及び豪雨災害等によります時間外手当の補正をさせていただいております。次、報償費でございます。ストレスチェック検査医師謝礼ということで5万円、今回ストレスチェック検査ということで、これは平成27年12月1日に施行された労働安全衛生法の改正によりまして、常時50名以上の事業所につきましては健康管理を行わなければならないということで、ストレスチェックを行う必要があるということで、今回補正させていただいております。報償費が5万円ということでございます。その関連といたしまして13の委託料、ストレスチェックの検査委託料といたしまして17万円。これは熊本県の総合保健センターのほうに委託をするものでございます。その下の負担金補助及び交付金といたしまして、研修費負担金17万円でございます。今回総務省の自治大学のほうに町の職員を来年の1月11日から3月24日まで自治大学のほうに行くようになりました。決定いたしました。そういうことで、それに伴います負担金を今回補正させていただくものでございます。次、3の財産管

理費といたしまして委託料147万円ということで、これは町有林の保全管理の委託料の追加補正でございます。追加関係で支障木の伐採、または再造林ということでそうした部分についての委託の増額でございます。次、主なものといたしまして、13の委託料でございます。5千852万円、地籍調査委託料3千984万円、座標補正検証測量委託料ということで、これは全員協議会の中でも御説明いたしました、熊本地震によります地籍調査が不可能な市町村が出てきたということで、小国町のほうも追加のほうの要望を上げておりましたら、追加の予算がついたということで、今回補正をさせていただくものでございます。次、町税関係はそれぞれ手数料関係等、会場使用料、これは来年の確定申告に伴います開発センターが使えませんが、JAのほうに使用料を払うものでございます。

次、11ページでございます。主なものといたしまして、民生費、社会福祉費でございます。障害者福祉費といたしまして、扶助費700万円、更生医療給付金200万円、障害児通所給付費ということで、この増額に伴いますのは、実績等によります増の部分でございます。そのほか、老人福祉費、扶助費といたしまして900万円、老人保護措置費といたしまして、これも実績によります増によります補正でございます。その次でございます。11ページの下の方の児童福祉費、児童福祉費の中で20の扶助費でございます。児童手当500万円、これにつきましても実績の増に伴います増額でございます。

続きまして、主なものといたしまして、12ページの林業費の林業振興費、先ほど申しましたように19の負担金補助及び交付金ということで、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業補助金1千665万6千円ということで、これは大型グラブ及びハーベスタということで林業の大型機械の導入補助でございます。国が50%、町が10%を上乗せをする補助ということでございます。そのほかその下の阿蘇小国杉の家推進協議会補助金50万円、その下の森林整備地域活動支援交付金の36万6千円ということでございます。

続きまして、13ページでございます。主なものとしましては商工費、観光費でございます。負担金補助及び交付金ということで、観光地域ブランド確立支援事業負担金でございます。125万円でございます。

そのほか大きいものといたしましては、14ページでございます。災害復旧費でございます。公共土木施設災害復旧費といたしまして工事請負費8千万円、これは現年災ということで、地震及び豪雨災害に伴います災害復旧の補正でございます。町道7路線と河川の災害が2本ということでございます。それと一番下のところでございます。特別会計の繰り出しということで、介護保険特別会計繰出金200万5千円ということでございます。

以上で、8号の補正の主なもの、要点を説明させていただきました。

議長（渡邊誠次君） これより議案52号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 常任委員会の時も質問しましたけれども、小国杉の家推進協議会の補助金な

のですが、これは平成17年に立ち上げがあったときに、小国町も500万円の出資をしたということで説明がございましたけれども、この協議会の中に小国町も入っているということで確認してよろしいですか。

産業課長（澁谷洋典君） 小国杉の家推進協議会の構成ですけれども、メンバーといたしまして30の協議会委員ということになっております。小国町は一応賛助会員という形での協議会への参加という形になっているかと思えます。

5番（児玉智博君） この協議会からの要望書とか、あとはKJWORKSからのお手紙というか書類が出てきているわけですけれども、総額で1千312万円かかるということです。お願いごとということで、200万円の資金的御支援をとということで、KJWORKSの福井さんからは来ているわけです。しかしその要望には満額回答ではなくて、4分の1の50万円補助するという形で今回出てきています。私は、こういうのは年度途中の補正予算ではなくて、やはり新年度の予算で出てきてしかるべきなのではないかというふうに思うのです。というのが、小国町も賛助会員というふうな形で入っているのであれば、やはり11年たってから老朽化しているということはわかると思うのです。500万円も出しておいて。やはりもうちょっとこういった協議会なんかに参加するとか、あるいはこちらからもう10年以上たちましたけれども、どうですかとか、そういう持ち掛けを行ってしかるべきなのではないかと。金だけ出すというやり方では、やはり大事な税金を補助するわけですから、それを最大限生かすためには。だからこの小国杉の家ももっと利用するべきだと思うし、やはりそういう老朽化なんかに対して気づかないということは、せっかく500万円も出資しておきながら利用できていないのではないかと。お互いによね、やっぱりこういうところはお互いに利用してやっていくことが林業活性化にもつながると思うのですけれども、どうなのでしょう。

産業課長（澁谷洋典君） 今回、年度途中でのこういった補正予算での対応ということで、その部分については大変遺憾に思っております。小国杉の家推進協議会のほうからも10年経過したということで、リフォームを考えているとかそういう御相談も町のほうにはなかったものですから、今回その辺について行政側からも小国杉の家推進協議会のほうとも密に連携して話し合っておけば、こういった年度途中での補正ということではなく、来年度当初予算やそういった形も考えられたのではないかと思いますので、その辺につきましてはやはりちょっと行政側の不行き届きな点があったかと思っております。すみません。

町長（北里耕亮君） 産業課長はそういうふうに言われましたけれども、少し私のほうの感覚的にはちょっとこの50万円という予算でも最初かなり悩みました。というのが、主体性はあくまであちらの大阪にある小国杉の家でございます。活動内容は私も聞いておまして、最初から例えば小国の物産品を販売しているという部分ではなくて途中から販売をするようになり、その折に私も現地まで行きまして、どういう状況で販売をしていただけるか。そのときは小国の部分を売

っていただいているので感謝の言葉も述べた部分があります。ただ一企業体であります。小国杉の家推進協議会という協議会はありますが、実際の部分はK J WORKSという企業体の展示場も兼ねておりますので、K J WORKS確かに小国杉を使っていたことはありがたいのですが、そのうちの販売をしていただいた部分の数パーセント、ちょっと不確かですから一桁だったと思いますが、その部分の推進協議会に入れていただくというような確か仕組みだったのではないかなと思います。

もちろん企業体で民間活動でございますので、その展示場を見て住宅を例えばその企業体の方の利益になるという部分でありますので、町の販売をしていただいている、町をPRしていただいているというのは感謝申し上げますけれども、では町がそれを主体となって補助金を出してかなりの額を出してしなければいけないかという部分は少し悩みはありました。ただ内部でかなり検討する中で、全く出さないという部分では先ほどから言うPRもしていただいている、販売もしていただいているということで本当に気持ちの部分で、50万円が気持ちというところとそれは語弊があるかもしれませんが、その部分で対応をさせていただいたということでございます。確かに5番議員おっしゃるように、年度当初に計画性があって、こういう部分ということもあるかと思いますが、そのあたりもこれはちょっと言いにくい話かもしれませんが、もう少し早く企業体としても建物を改修する計画はここ数日で上がってきた話題ではないと思いますので、もう少しそういうお願いをしていただくのであれば、わかっている話であればもう少し早くこちらにも来て、年度で予算を組む行政の部分でありますから、お互いに一緒になって計画をするということであれば、少しまた対応が違ったのかなというふうには思っております。

以上です。

5番（児玉智博君）　そうですね、だから対応が違ったのか、まさにそうなのです。だからもしこれをもう少しと去年から町と話していけば、これが200万円お願いされて、それはどういう、町長の政治判断になるのかもしれないですが、やはりそういうこともできたのではないかなという気もするわけです。やはりこの要望書なんかを見ていくと、主要木材に梁や床や外壁もあります。窓及び開口枠なんかもやっていくということで、いわばそういう小国杉をエクステリアとしてやはり利用していくと。少しでもそういう小国杉をより多く使った家のつくりかたを提案しているのかなというような感じをやはり受けております。

ですから、やはり民間の企業活動にという言葉もありましたけれども、だから私は必ずしもそれは駄目だと言うわけではないのです。だから今どちらかという小国町のやり方としては環境モデル都市の北九州市なんかを、福岡なんかを中心にやはり小国杉というのはPRをされているのかなというような印象を受けているのですが、やはりこういう関西圏や関東圏、だからこういう施設を小国町がやっぱり単独でそこに置くというのはもっと予算もかかるし、なかなかそれは無理だと思うのです。ですからやっぱりそういう企業活動に乗っかって、こっちもだから

そこで小国町の林業に対してリターンがあるような形で利用していかなければ、せっかく出すのだからもったいないというふうに思うのです。ですから、やはり今回そういう動きがなかなかキヤッチするのが遅くなったわけですから、やはり今後はもうちょっと積極的に行政としてもかかわって、やはりなかなかそういういろんな会員もいる中で、町だけの意見を通すのは難しいかと思えますけれども、小国町としてももっと口を出していく、積極的に関わっていかないと、本当にまたもったいないのではないかなというふうに思いますが、今後のこの展開というか、かかわり方としてはどうお考えでしょうか。

産業課長（澁谷洋典君） 5番議員のおっしゃるとおりだと思います。現在はK J WORKS主催でのイベントといたしますか、毎年11月に小国の特産品などを大阪の小国杉の家のほうに持ち込んで、小国物産展を感謝祭という形で1年に1回大阪のお客さんたちに買ってもらうというようなイベントを行っておりますし、逆に10月頃ですけれども、毎年逆に今度は大阪のお客様のほうを小国町の森林ツアーという形で1泊2日の形で小国に来ていただいて、実際伐採している現場を見ていただいたりとか、そういった取り組みもしておりますので、そういったことにも行政として積極的に参加して、こういったイベント計画も増やしていければ増やしていきたいなというふうに考えております。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。13ページの商工費で14節の自動車等借上料は125万円の減と。それから19節で観光地域ブランド確立支援事業負担金で125万円と金額は同等でありますけれども、私の聞き間違いかもしれませんが、この観光地域ブランド確立支援事業というのはどういうものであるか、そしてまた以前からアロマオイルということで聞いておりますけれども、そのアロマオイルの今の原料がどうなっているのかをちょっとお尋ねいたします。

情報課長（佐々木忠生君） 観光地域ブランド確立支援事業についてお答えしたいと思います。これにつきましては、阿蘇地域振興デザインセンターのほうが取り組んでおります「阿蘇くじゅう観光圏」という中で国交省の補助を受けまして、熊本地震、震災後入込客等が減ってきているというような状況もあって、その復興を目指すために阿蘇地域管内の町村を各事業、各町村が事業をする分に対して事業を行うものでございまして、今回は小国町といたしましては625万円の事業費のうち8割が補助金となっております。その2割を負担金としてデザインセンターのほうに負担するというようなものでございます。

内容といたしましては、ターゲットを絞った旅行商品の開発というような部分で、美容ツアーや写真愛好家、そういう的を絞ったところの方に対しての旅行商品を開発していきたいなというふうに思っております。またそういう方々に対してモニターツアーというか、実際現地に来ていただいて現地調査等もしていただいて、その方々がまたマスメディア等の媒体を利用しながら情報発信をしていくというような事業を取り組まさせていただきたいというふうに思っております。これにつきましては9月にも補正をお願いいたしまして、もう1個ブランド確立支援事業のほう

で取り組ませていただいております。

アロマオイルについての事業では、今回の事業はアロマオイル関係等の事業ではございませんということで御了解いただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 補正予算内に入っていればお答えしてもいいと思いますが、補正予算で上がってきていない予算であれば、次のときをお願いをしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

答弁としては、佐々木情報課長が行った答弁が答弁であるというふうに、それでよろしいかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは引き続き、ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第52号、平成28年度小国町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第7、「議案第53号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集のほうをお願いしたいと思います。3ページ上段になっております。

議案第53号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

小国町長 北里 耕亮

です。

続いて、平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算書をお願いいたします。1ページ

のほうを御覧ください。

平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7千36万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続いて、4ページのほうをお開きいただきたいと思います。上段のほうの歳入のほうから説明させていただきます。目7災害臨時特例補助金として5万円を計上いたしております。こちらは先の熊本地震に伴う保険税の減税や窓口負担の減免などに伴う費用の2割分が補助金として入ってまいります。それを受け入れるものです。次に県支出金の財政調整交付金として5万6千円を計上いたしております。こちらは熊本県国保連合会が実施するデータヘルス支援システム費用の委託料の全額を特別調整交付金として受け入れるものです。次に諸収入の第三者納付金として373万円を計上いたしております。こちらは昨年度発生しました交通事故の事案が、2件分の費用が確定し納付されましたので、今回一般被保険者第三者納付金として受け入れるものです。

続いて、歳出のほうについて説明させていただきます。目1一般管理費としまして、25万6千円を計上いたしております。こちらは内訳につきましては、先ほど歳入で説明いたしました第三者納付金の損害賠償求償事務処理に係る手数料として20万円、それから特別調整交付金で充当します国保連合会へのデータヘルス支援システム費用の小国町負担分として5万6千円を計上しております。次に保険給付費の一般被保険者高額療養費としまして358万円を計上しております。こちらは現在予算のほうで対応が厳しくなっておりますので、この358万円で対応をしたいというふうに考えております。こちらの増額をお願いするものです。

説明は以上です。よろしく審議をお願いします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第53号について質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第53号、平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第8、「議案第54号 平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集の3ページ、下の段のほうをお願いいたします。

議案第54号 平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

小国町長 北里 耕亮

です。

それでは、予算書のほうをお願いいたします。平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算書1ページのほうを御覧ください。

平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千886万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4千520万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

続いて、4ページのほうをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債の補正。追加としまして、起債の目的は介護保険事業です。限度額は1千650万円、起債の方法は借入先が熊本県で、借入方法は証書借入です。利子は無利子となっております。償還の方法につきましては、次に記載のとおりとなっております。

続いて、歳入歳出について説明いたします。9ページのほうをお開きいただきたいと思います。まずこちらは歳出のほうから説明をさせていただきます。目1一般管理費は39万6千円の増額をお願いするものです。介護保険特別会計の事務経費を計上しておりますが、主治医の意見書件

数の増による20万円の増額、介護保険の合計所得金額の新たな指標見直しに対応するためのシステム改修負担金としまして14万6千円などを計上いたしております。次に、款2保険給付費につきましては、項1で介護サービス等諸費から項4高額介護サービス等費までが年度当初の見込みよりもそれぞれのサービス等の費用が多く見込まれることで、合わせて3千27万6千円の追加補正をするものです。特に居宅介護サービス給付費956万4千円、それとそれに伴う居宅介護サービス計画給付費440万4千円は主に訪問介護、通所介護等が費用が大きくなってきております。また通所リハビリで地域密着型介護サービス給付費713万4千円は小規模多機能居宅介護の費用がこちらも年度当初より大きくなってきているということで、今回増額の補正をお願いするものです。

次に10ページの款3、地域支援事業につきましては、地域総合支援事業の移行に伴いまして、当初通所訪問サービスを受ける場合の費用は委託料で計上しておりましたが、支払方法の変更等に伴いまして、負担金に組み替えるものです。また併せまして上半期の実績を踏まえて金額は500万円を減額し、1千125万円を計上いたしております。次に款5諸支出金につきましては、地域支援事業交付金の平成27年度の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金が確定しましたので、319万4千円を計上しております。

続いて7ページをお願いいたします。歳入につきましては、ただいま説明しました歳出の補正額2千886万6千円に必要な財源をそれぞれ計上しております。まず款1保険料につきましては、7月の本算定を踏まえ、今年度歳入が見込める金額を算出し、当初予算から3千66万1千円を減額するものです。款3国庫支出金から款5県支出金までは、歳出の保険給付費や地域支援事業等のそれぞれの費用負担で算出し、財源調整を行ったものです。款7繰入金につきましても、総務費から地域支援事業までの歳出に係る財源調整及び見直しを行っております。10の町債につきましては、1の保険料から7の繰越金までの歳入可能額を算出しまして、なお不足が見込まれる額として1千650万円を県の財政安定化基金から借り入れを行うものです。歳入歳出ともに2千886万6千円の増額をお願いするものです。以上のように介護保険特別会計につきましては、介護給付費の増加等に伴いまして非常に厳しい予算編成となっております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第54号について質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第54号、平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第9、「議案第55号 平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集4ページをお願いいたします。

議案第55号 平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

小国町長 北 里 耕 亮

補正予算書のほうをお願いいたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億374万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらは今年度から始まりました後期高齢者医療広域連合会の受託事業として行っております
歯科口腔健診の費用で、当初42名分を予算計上しておりましたが、見込みを上回る受診者とな
っております。今回、今後の分も含めて110名分の健診費用について追加補正をさせていただ
くものです。

4ページのほうをお開きください。こちらの下段、歳出のほうから説明させていただきます。
保健事業の目健康診査費としまして、48万円の増額をお願いするものです。内訳といたしまし
ては需要費として消耗品3万円、印刷製本費3万6千円、健康受診のデータ管理システム使用料
が2万9千円、歯科検診委託料として110人分、38万5千円を計上いたしております。

続いて上段の歳入について説明します。歳入につきましては、先ほどの歳出の費用48万円全

額を諸収入の後期高齢者医療広域連合受託事業収入として、後期高齢者医療広域連合から受け入れるものです。

説明は以上です。よろしく御審議お願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第55号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第55号、平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時00分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「発委第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」を議題といたします。

提出者より発委第2号について提案理由の説明を求めます。

8番（松崎俊一君） 8番、松崎です。

発委第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。小国町議会議員渡邊誠次様、平成28年12月6日提出、提出者は議会運営委員長の松崎俊一でございます。

（提出理由）

現在、全国の町村議会が抱えている問題のひとつとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化している状況です。昨年行われました統一地方選挙においては、全国の町村のうちおよそ4割にあたる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上にあたる89町村では無投票当選となり、なかでも4町村では定数割れという状況でした。

御承知のとおり、議員を退職したあとの生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在籍期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまふのが現状です。住民の代表として議会がこれまで以上に町づくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと考えます。そのためには地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにするこゝとで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考え、この地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を提出します。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（渡邊誠次君） これより発委第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 厚生年金制度の加入ということの要望書でした。では厚生年金に加入すれば小国町の場合ですけれども、当然保険料の半分は事業主負担というのが発生するわけですが、もしそうなった場合、今の定数12のまま小国町の事業主負担というのは総額でどれだけになるのか、正確に御存じでしたらお答えください。

8番（松崎俊一君） 議員の年棒、報酬ですか、そちらのほうに比例してくると思いますので、一概にはいくらというのはわかりませんが、今議員がおっしゃった2分の1事業主、2分の1が本人というふうになりますので、小国町議会の場合は議会費の費用から出るものと思います。金額はちょっとわかりません。

5番（児玉智博君） この発委があることというのが、私今朝ここに来て配付されていたので、ああ、出るのかというので知ったのですが、ちょっと日本年金機構のホームページに厚生年金保険料額表というのが公開されています。平成28年9月分というのが最新でしたが、これは報酬月額がいくらからいくらまでになったら、厚生年金の加入料がどれだけというふうになるのですけれども、小国町の場合は議長が30万9千円、副議長が25万4千円、常任委員長24万1千円、私もそうですけれども、普通の議員は23万4千円ということになります。これで見ると、議長は等級が18になっていまして、その毎月の報酬に対する保険料が5万4千546.00円というふうになりますので、その半分が2万7千273.00円になります。そして副議長になると等級が2つ下の16というふうになります。そうすると月の報酬に対して4万7千273.20円になりますので、町の負担はその半分の2万3千636.60円、そして常任委員長と議員は、その下の等級15になります。これが報酬月額が23万円から25万円ですので、そうすると一人当たり4万3千636.80円の保険料の半分ですので、2万1千818.40円というふうになります。これを全部足すと一月に26万9千90円、これを12カ月すると329万800円というふうになり、322万9千800円というふうになるのです。

さらにここに夏季と冬季の一時金が来ますので、私はちょっと時間がなかったのものでそこまで計算していないのですけれども、単純に言って400万円を超すぐらいの新たな町の財政負担になるというふうに思うのですが、その点についてやはりこういう発委の仕方というのはもうちょっとここに出す前にみんなで議論してからではないと、これはどうなのかなというふうに思うわけです。いかがでしょうか。

8番（松崎俊一君） いろいろな御意見があるとは思いますが、議会運営委員会のほうで提出理由のほうにも書いてありまして、議員のなり手不足の深刻化であったり、若い世代の方々に立候補を期待したいけれども在職期間が通算されないとか、そういったこの理由ですね、これを勘案しましてこの主旨に賛同して、今回意見書というのを提出して各方面に提出し法整備をお願いするという意見書を出したいというところです。

5番（児玉智博君） この提案理由の中で地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化しているというふうに書いていますが、私は必ずしもこのように分析しておりません。逆に小国に限らず日本全国見渡せば、議会の重要性が論じられているのだろうか。むしろ私は議会不要論というのが言われているのではないかと。ちょっと私は議員職にありながらこう言うのは本当にむなしいことなのですから。というのが、おそらく小国もそうだと思いますが、執行部提案に対して、今本当に議会だよりが出ていますけれども、その星取記録表のところを見れば〇、〇、〇というような形で、もういわば執行部提案をそのまま素通りさせてしまっているような状況の中、やはり「議員は何をしているんだ」と、「議会なんかいらんじゃあないか」と、そういう風潮の中、議員のなり手も「あんな議員になっても、もう仕事をしていたほうがいい」ということで、議員のなり手不足というのはむしろ私はそこにですね、そういう年金制度やそういうものだけではなく、そういうところに私は問題の根本があるのではないかと考えています。

加えて年金制度というのであれば、そもそも今の議員年金やそういうのではなくて、国民年金制度、だから基礎年金だけでは食べられないと。年金で暮らしている人が生活保護基準を下回っているような、そういう社会的な問題に根本の原因があると思うのです。だから意見書を出すのであれば、議員の厚生年金加入とかではなくて、今まさに本当に年金カット法といわれるのが衆議院でも本会議でも強行されました。そういう年金カット法をやめてむしろ底上げをしていくべきだと、そういう意見書を出すのが住民の代表機関である基礎自治体の議会の役割だと思うのですが、そういう考えには及ばなかったのでしょうか。

8番（松崎俊一君） 一部にその意見があるというのも事実だろうと思います。ただ今回、県の議長会からもこのような文書によって来ておりまして、県議会、市議会、市町村に出るということで、それでそのままいくのかという議論もあるかと思いますが、私の場合はいろんな意見が先ほど申し上げました、あると思いますけれども、これを提出したいという、賛同したいとい

うことになりました。

以上です。

5番（児玉智博君） 最後に県議会もというふうに言われましたが、大体この意見書というのは都道府県議長のほうではもうちょっと早かったわけですが、9月の定例県議会に多くの都道府県議会が出しております。そういった中で熊本県議会に確認しましたら、今回見送っているのです。やはりこういういわゆる政務活動費なんかの批判もある中で、やはり県民の理解は得られないだろうということで、熊本県議会のほうではこういうふうに見送りという対応を取られたわけですが、そのことは御存じなかったですか。

8番（松崎俊一君） 九州のほうでは、佐賀、大分、そちらのほうでは上がったというふう聞いております。

5番（児玉智博君） やはり佐賀と大分とお隣なんかの県議会では、確かにうちの会派の議員も賛成したところもあるようですが、別に党議拘束はありませんので私は自分の判断を取るわけですが、熊本の県議会は見送ったわけですね。小国町も実際こういう意見書については、やはり全会一致で上げるべき問題だというふうに思うのですが、やはり今の段階でそれができるのだろうかというふうに私は思うのですが、何で熊本県議会と同様の対応をされないのかなという疑問があるわけですが、いかがですか。

8番（松崎俊一君） 私どもの議会運営委員会のほうでは主旨に賛同をしたということで、県議会に合わせるとか合わせないとかは判断したところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、発委第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、反対の立場から討論を行います。

地方議員の年金は、1961年7月に地方議会議員補助年金法に基づく任意加入の補助年金制度として発足し、1962年12月に地方公務員共済組合法に基づく強制加入の年金制度に移行されました。年金の運営にあたっては、都道府県及び市町村より約40%の公費が支出されてきました。しかし平成の大合併で地方自治体の数が減り、また地方自治体の行財政改革で議員定数が削減されていったこともあり、掛け金を払う現役議員の総数は減ったが受給される元議員が増えたため共済会の財政はひっ迫することとなり、2011年3月11日に地方議会議員年金を廃止する改正地方公務員等共済組合法案が閣議決定され、5月20日に参院本会議で可決成立しました。これにより6月1日で年金制度は廃止となったものであります。この発委書の提出理由に

は、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにするこゝで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えるというふう書かれております。また、政務活動費の不正で辞職が相次いだ富山市議会で議員報酬が引き上げられることとなった際、賛成した議員の中からは老後を支えるものに自分たちには基礎年金しかないのだということを挙げていらっしやいました。しかしこうした問題の本質にあるのは社会保障年金制度そのものの矛盾であります。年金だけでは生活保護基準を下回るお年寄りが数多く存在するという問題に見られるように、年金制度が改悪され続けたために、そもそも基礎年金が安すぎてそれだけでは生活できないということです。政治家であるならば、この矛盾を取り除くためにこそ声を上げるべきではないでしょうか。

先月29日、安倍晋三政権と自民公明の与党が衆院本会議で国会の会期を延長してまで、年金カット法案と批判される国民年金法等改定案の可決を強行しました。先週末の厚生労働委員会での強行採決に続く暴挙であります。与党は参院に送付し、成立させる構えであります。物価が上がっても、賃金水準が下がれば年金を減額する。安倍政権がカット法案に盛り込んだ柱のひとつです。これは物価が上がれば、年金額を減らさないという現行のルールの大転換であります。物価と賃金の両方が上がっても、年金額を抑制するマクロ経済スライドの仕組みの強化も導入します。物価も賃金も上がらなかった年の抑制分は翌年以降に繰り越され、年金の目減りが続くこととなります。国民の老後に対する不安はますます募っています。こうした今、年金に関して我々が国に上げるべき意見書が一体どういうものであるべきか、小国町議会の良識が問われています。新たな町負担を求めてまで自分たちだけは助かろうというような旧態依然とした特権的中身の意見書ではなく、年金カット法を廃案とし定額年金を底上げして減らない年金、頼れる年金への転換を進め、最低保障年金の導入による無年金、定額年金問題の根本解決を求める、そうした国民的視野に立ったものでなければならぬはずで、我々現職の地方議員一人ひとりが、常にこうした住民の立場に立った議員活動、行動に徹してこそ、住民や国民からの地方議会や議員に対する信頼を勝ち得、ひいては議員を志す若者が増えていくことにつながるのではないのでしょうか。今回の発委を通すことは多くの町民を失望させ、全国的にまん延する政治家、議会不信をより一層進めることになるに違いありません。そうなれば議員になろうと思う人がますます少なくなることにすらつながりかねないのではないのでしょうか。議員各位の御賛同を求め、以上で討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発委第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第11、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元配付資料のとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、9月議会以降今日まで各研修会などに議員を派遣いたしましたので、御報告をいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第12、「議員研修報告について」を議題といたします。

この件につきましては、8番、松崎俊一君が報告をいたします。

8番（松崎俊一君） ただいま議題となりました小国町議会視察研修につきまして報告申し上げます。議員といたしまして見聞を深め、町民の福祉に貢献することを目的に10月31日から11月2日までの3日間、議員視察研修を実施いたしました。研修場所は環境モデル都市で先進地となる北海道の下川町、CLTセミナーハウスを建設した留辺蘂町のオホーツクウッドピア、温度差発電と温泉熱発電の排水を利用した弟子屈町の道の駅との野村北海道菜園の3町です。

では、日程を追って報告したいと思います。議員視察研修報告書、日時平成28年10月31日から11月2日、北海道上川総合振興局管内下川町、オホーツク総合振興局管内留辺蘂町、釧路総合振興局管内弟子屈町、参加者小国町議会議員11名及び議会事務局長。平成28年10月30日6時半に役場前に集合いたしまして、熊本空港から羽田を経由し、旭川空港に12時50分に到着いたしました。バスにて上川総合振興局管内下川町に15時30分に到着、北海道は緯度の関係で九州より日没が早いため、早速15時40分からバイオマス発電による新しい町づくりを行っている一の橋バイオビレッジを見学しました。バイオマス発電の様子などの見学です。それから16時20分ぐらいからシイタケの菌床栽培などの説明を受けました。バイオマスのポイラーは1基4千万円以上のものが2基据えられ、140戸の住宅に給湯、暖房を供給しています。22戸の公営住宅を建設し、総工費13億円、うち町の持ち出し分が2億円と聞きました。これは北海道振興の予算がついているものと思います。それから地域おこし協力隊の協力も得て、若い方から高齢者の方も住んでいる、シイタケの栽培は雇用創出の取り組みであるというふうにご話してくれました。

この町は500平方キロメートルの広大な敷地を有し、うち国有林が大半を占め、以前は営林署があり森林経営を行っていたそうです。現在はその一部を町が購入し、町として森林経営を行っているとのこと。50ヘクタールの森林を60年サイクルで伐採、植え付け、育林というサイクルで計画。材は赤い肌のトドマツ、それから白い肌のカラマツが主流で杉は寒すぎて生息しないというふうにご話してくれました。現地見学ののち役場に戻り、谷町長から歓迎の御挨拶をいただきました。町の紹介の中で環境モデル都市の取り組みとして、環境型の森林づくり、公営住宅建設、雇用の創出ほか、それから森林バイオマス発電により公共施設の6割のエネルギーを確

保、将来は100%を目指すとのこと。環境モデル都市の取り組みにより幸せを感じるまちづくりを行っていると聞きました。我々議員からは地域づくり協力隊の人数は何人かとか、それから木工芸の移住者が増えているのはなぜかとか、林業従事者の数はどのくらいか、それから見守りサービスの件についてももう少し詳しくというような質問が出され、担当の三条環境未来都市推進課長から丁寧に説明を受けました。夜は、森のなかヨックルという研修宿泊施設に宿泊することになりましたが、その近くの交流館で谷町長、木下議長ほか8名の議員のうち、7名の議員に参加いただき、それぞれの町の取り組みや問題点、課題などを話し合いました。

下川町では明治34年ころから北海道の開拓が行われ、昭和30年代には国有林関係の仕事などにより、1万5千人の人口がありましたが、営林署の閉鎖などの影響で現在3千500人となっている。環境未来都市の取り組みは人口の流出を止めることにもつながるし、様々な取り組みが交流人口の増加にも寄与していると感じました。ちょうど小国町も地域づくりに取り組んでいた時期がありましたが、その経緯と似たような部分がありました。小国町が先進といわれた時期から今一度独自の取り組みなどを行い、人口流出の歯止めと交流人口の増加、一次産業の振興、観光産業の取り組みの大切さを今さらながら感じたところです。

二日目はオホーツク総合振興局管内留辺蘂町にあるオホーツクウッドピア協同組合のCLT工法による建築部分見学と、その製造過程を見学させていただきました。大臣の許可を受けて建築されたCLT工法によるセミナーハウスの中で、中谷工場長から実際の工事の様子をビデオで見て、そののちに説明を受けました。CLT工法の特徴は工期が早いこと、耐震性に優れている、これは阪神淡路大震災の1.4倍ぐらいの強度ですかね、それから断熱性に優れているということでした。ただ音が少し響くというようなことで、遮音などの対策はしたほうが良いというようなアドバイスをいただいております。

CLT工法は、既にヨーロッパでは1990年代に実用化され、10階以上のビルも建てられていると聞きます。日本での取り組みはまだ初歩の段階で2014年にJAS規格が施行されたと聞いています。その後、製造現場を見学。見た目はスギ材とよく似ていますが、先ほどのトドマツ、カラマツが使われています。松材は北海道開拓団が土地を開拓し、植林などを進めた結果、莫大な量の松材が存在しており、その活用を模索しているとのことでした。集成材は小国町におけるスギの加工に新たな可能性を感じたところです。

三日目、釧路総合振興局管内弟子屈町に到着、温泉の利用の道の駅摩周温泉を見学しました。管内で地元弟子屈町の副町長から歓迎の挨拶があり、丁寧な説明を受けました。弟子屈町は面積が770平方キロメートルありまして、阿寒国立公園、来年には阿寒摩周国立公園になるそうです。阿寒国立公園を有します。公園の中に摩周湖、屈斜路湖、それから阿寒湖があり、農業は畑作でそば、メロン、ビートなどの栽培が盛んな町で、一軒の農家が100ヘクタールから150ヘクタールの農地を保有して、酪農は乳牛が1万3千頭いるということで、最近は人手不足によ

りまして、ロボットによる餌やり、飼育、搾乳が行われているとのことでした。ちょうど阿蘇における周辺に温泉があるように、阿寒国立公園の周辺あたりに温泉がたくさん湧き出しています。近くに北海道でも有名な川湯温泉がありました。交流会館は温泉と水の温度差による発電を行い、イルミネーションなどの電力の供給を行っているとのことでした。企業誘致関係では、大手企業のオリエンタルランドがいちごの栽培を行い、ディズニーランドのスイーツ部門に材料を提供していると聞きました。雪を利用した取り組みにつきましては、体育館と給食センターの横にプールがあり、冬場の雪をプールにためて夏場の空冷に利用しているということです。

研修で感じたことといたしまして、3つの町とも小国町とは気候も面積も、またいろいろな形態も違うが、国立公園又はその近くにあり、観光客の誘致に力を入れていること。第一次産業、農業・林業の振興を図らなければならないこと、人口対策が必要なことなどの類似点を見出すことができました。特に下川町と弟子屈町は以前小国町を訪れ、研修をしたというふうにおっしゃっていました。それは小国町が地域づくりの先進事例であると言われていたころのことです。これまでの小国町の取り組みや成功事例それから失敗事例、これを検証して明日につなげていくことの大切さ、物的なものだけではなく精神的な柱が、役場の職員にも地域の若者にも住民にも必要なことを感じました。下川町の谷町長の幸せを感じるまちづくりは抽象的ではあるものの、果たして小国町の住民皆さまがどの程度幸せを感じているか、我々議員がどの程度そのお手伝いのできているのかと思った次第です。

二日目の宿泊地の阿寒湖周辺にはアイヌコタン、コタンというのは集落ですね、アイヌコタンがあり、民芸品の販売が行われていました。踊りや文化などの伝承も行われています。三日目の弟子屈町の文化会館にもアイヌ文様の民芸品が販売されていました。悲しい歴史とそれから脈々と続く民族の文化に触れることもできましたし、北海道の開拓の歴史も聞くことができ、有意義な研修となりました。

地域の発展は、その環境と知性なども大切な要因となりますが、そこに住む人がかかわるということを実感しました。住民自身の活躍もさることながら、住民のトップである町長、地域や住民の代弁者たる議員、さらには役場の職員が知恵を絞り、中心的な役割を果たすことも重要なことだと感じました。以下添付の写真や資料を御覧になっていただきたいと思います。

以上、研修内容の報告と感ずるところを述べ、研修の報告とさせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それでは日程第13、「行政報告」。

執行部より報告事項がございましたら、お願いをいたします。

町長（北里耕亮君） 行政報告をさせていただきます。年末年始御案内の通知で、年明けてから成人式や出初め式とかありますけれども、それはまた御案内をさせていただきたいと思います。本日は2件、主な部分があります。重要な部分は先だつてからの臨時議会におきまして、殿町の火災の部分について御議論をいただきました。そののち11月29日午後1時半から柏田集会所に

において、被災者の方々にお集まりいただきまして、約29名の方にお集まりいただきまして説明会を開かせていただきました。結論を言いますと、執行部からの説明をさせていただいて、内容については御了承いただいた部分であります。4つほど質問も上がりましたが、全体工事費の根拠はどのようなふうな根拠からなっていますかとか、今後のスケジュールについてはどうですかと。完了時期はいつぐらいでしょうかということであったり、自分のところは相続の問題が残っておりますけれどもどうでしょうかというような問題であったり、この被災の事柄ではないのですが、町道の舗装が傷んでいたり、側溝にまだ一部ガラスとかそういう部分があるのは執行部としては把握はされていますかとか、いかがしていただきましょうかというふうな事柄でありました。最後の部分については、町道ですから町管理であります。必要な部分についてはさせていただきたいとか、いたしますというような部分でありました。ほかの質問については、丁寧に説明をさせていただいたということでございます。

次に、こちらのほうも以前少しお話をさせていただきました職員採用の件であります、なかなか昨今保育士さんが一次募集の時になかなか厳しい状況でありますけれども、二次募集をさせていただいております。受け付けが12月12日から12月28日まででございます、予定ですが、一次試験の試験日が1月22日を予定しております。採用予定人数ですが、保育士が2名程度、保健師が1名程度、建築専門の方が1名程度、栄養士の方が1名程度という部分となっております。

執行部からは以上でございます。

議長（渡邊誠次君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。どうもお疲れさまでした。

（午後1時35分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（４番）

署名議員（８番）

第 2 日

平成28年第4回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

1. 招集年月日 平成28年 12月7日(火)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成28年 12月7日 午前10時00分

1. 閉 会 平成28年 12月7日 午後 3時30分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	副 町 長 桑 名 真 也 君
教 育 長 麻 生 廣 文 君	総 務 課 長 松 岡 勝 也 君
教委事務局長 横 井 誠 君	政 策 課 長 清 高 泰 広 君
産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君	情 報 課 長 佐々木 忠 生 君
税 務 課 長 北 里 康 二 君	建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	福 祉 課 長 河 野 孝 一 君
住 民 課 長 河 野 孝 一 君	福 祉 課 長 木 下 勇 児 君
保 育 園 長 梶 原 良 子 君	会 計 管 理 室 藍 澤 誠 也 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 12. 7)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例本会議2日目でございます。本日もよろしく申し上げます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、最初に、松本明雄議員、次に、熊谷博行議員、順に、穴井帝史議員、高村祝次議員、松崎俊一議員、穴見まち子議員となっております。よろしく申し上げます。

11番（松本明雄君） 11番、松本です。おはようございます。

12月の定例会の一番最初の一般質問です。通告に従って一般質問していきます。

最初に、今年4月から小国町は地震に見舞われ、梅雨の時期は集中豪雨で大変でした。もうこれで終わるかなと思っていましたら、本町に対して非常に重大なる災害が起きました。10月10日の朝4時55分、サイレンが鳴ったと同時に私も出ていったわけなのですが、ああいう大火になるとは思ってもみませんでした。そのような観点からまた質問をさせていただきます。

宮原では明治時代に私が住んでいる上町と下町の付近で大火がありまして、そのあとに講じた策は家の幅を90センチにして畳が入れられる、そういう方法を取ってっております。なぜまたこういう火災が平成の時代に起きたか。その辺の検証も兼ねながらやっていきたいと思っております。

町長は町民の生命・財産を火災から守るという最高責任者でありますので、この火災がなぜ、いろんな悪い要因が重なったから起きたと思うんですけども、その辺を2カ月もたちましたのでお考えだと思いますので、一言お願いしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 殿町における火災の御質問でございます。しばらく経ちますけれども、改めて被災に遭われた方のお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。まだ原因というのは特定されておられませんけれども、あの地域は歴史的に見ても小国町の中心の地域でありまして、住宅が密集している地域であります。構造体というと木造の家屋が多ございますが、密集というのがくっついているというか、つながっているという状況であります。明け方という部分でありまして、なかなか町民の人が出歩くというのが、非常に早朝散歩されるという方もひよっとするといたかもしれませんが、あのときはちょっといなかったという部分もあったかと思っております。

日頃からどういった防火活動をしているかという部分を少し私のほうが答弁をさせていただきたいと思っておりますが、もちろん1年の中で火災予防週間というのがあります。そのときだけにとど

まず、1年を通して小国町ではお正月明けの出初め式から操法大会、その折にも町民の方も操法大会という部分を見ていただき、これだけ火災の予防に努めている消防団の活動というのも町民の方は一定の理解があるのではないかなというふうに思っております。そして年末警戒、こちらの部分も火災の予防に努めるために消防団のほうで警戒をして、火の用心ということで努めております。そういった中で今回このようなことが起きたということで、消防団の中でもかなり話題にはなっております、火災ののちに防犯パトロールといいたいでしょうか、年末までの部分を1分団の方々にやってしております。同時に、かなり小国署の警察の方からも御協力をいただいて、パトロールを行っていただいております。

今回の火災では、広域消防と警察と行政と、そして消防団とということで、一定の連携は取れて人的被害がなかったという部分は、大変な火災の規模ではあったにもかかわらず人的な被害がなかったというのは、幸いとは言いませんけれどもよかったですかなというふうに思っております。とにかく、行政としては火災予防には一定の部分で努めてきてはおった次第であります、こういったことがありましたものですから、今後なお一層そういう部分には啓発を努めてまいりたいというふうに思っております。

1 1 番（松本明雄君） わかりました。予防消防がいかに大切かは僕なんか、こちらにいらっしゃる方も消防のOBがいらっしゃるのでわかると思うのですけれども、火が出たときにいざ消す、その方法はやっぱりいかにも考えておかなければならないと思います。それで、数年前に質問したと思うのですけれども、機能別消防が消防団の減少とともにいろんな町で考えられております。阿蘇郡では高森、産山、南小国と、もう始めているところもあると思いますけれども、今後そういう話は消防団の中で出たのか、今後どうしていくのか。また消防団の定数が低く、数が減ってきている中で、この重要性も増してくるのではないかと思います。僕も10日の日は早めに行きましたので、OBの方が消火栓からホースを3本つないでおりました。筒先も付けておりましたので、それからすぐ消火活動に入ったわけなのですけれども、やはりOBの方がそういうことをしていたということは、機能別消防も町中でもやっぱり考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、町長はどのようにお考えですか。

町長（北里耕亮君） まず機能別消防団という制度といいたいでしょうか、そういった部分を少しお話をさせていただきます。今現在、小国町消防団の中ではどういう話題になっているかは、担当課のほうから答弁をいたさせます。

まず、機能別消防団でありますけれども、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のことであります。近年の人員不足の影響で、昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団活動を補完する役割を今現在としては世間では期待をされております。なお、通常の消防団員との区別を図るために、通常の消防団員は基本団員という立場であります、機能別消防団員は機能別団員ということで、一定の住み分けといいたいでしょうか、そういう部分がされ

ております。私も少し他町村の規約といいましょうか、そういう組織の部分を見ましたけれども、非常に今補完をするという説明を私はしましたけれども、1つの制度のあり方で否定するものではなくて、こういう組織もあるのだなあというふうな部分では思っております。先ほど言いましたように、今現在小国町の消防団の中でどういう話題になっているかは、担当課から答弁をいただきます。

総務課長（松岡勝也君） 今町長から申しあげましたように、機能別消防団につきまして少し説明させていただきます。基本的なところですが、基本的には消防団を補完するということが初期消火の役割を担うというところがございます。阿蘇郡内で先ほどちょっと議員が申しましたように、今郡内で高森町と南阿蘇村、南小国町と産山ということで、4町村が組織を編成しております。126名の今機能別消防団が活動いたしております。基本的にはOBの消防団員の方が、ある一定の期間の経験がある方を募集して活動しているというような状況でございます。

この機能別消防団につきましても、昨年も幹部会又は正副団長会議の中でも話題にいたしまして、昨日も年末警戒に向けた幹部会、正副団長会議がありまして、どういった募集の仕方、来年度募集をどういった形で進めていこうかというところで、今考えているところがございます。それにつきましては募集の仕方、また年齢、その隊員の経験年数、いろんな身分の問題とか、そういったところをきちっと取りまとめまして、平成29年度にはそういった動きをするべきではないかなというところが、先日の会議の中で話題にされておりました。

そこで消防団員の高齢化ということで、なかなかうちの消防団の定数が400名でございますが、実団員として351名ということになっております。しかし消防団につきましては、日頃の仕事をしながらの消防活動ということで、実際に火災のときに救急に招集できるかというところ、なかなか仕事から駆け付けたり、また夜間であるとなかなかその対応できないというところがありますので、やはり機能別消防団等は初期消火のためにもやはり組織していくべきではないかなというふうに考えております。

11番（松本明雄君） やっぱ火は早く消すのが勝負のもとですので、初期消火を早めるためにも機能別消防は前向きに考えていただきたいと思います。

それから、消防団の活動で小国町の中で500人定数がいたときは、宮原と杖立の火事の際には全分団集合という形になっておりました。今総務課長が言われたとおり定数も減って、消防団もサラリーマン化しておりますので、なかなか人が出るというのが非常に厳しい状態になっております。このような大火になった場合、もうないとは思うのですけれども、今後小国町と南小国町は近い場所にありますので、今まで消防団活動に対して南との連携をしていたのか、今後していく可能性はあるのか、南小国町も小国町も旅館街を有しておりますので、やはり少しでも早く火を消すためには、隣町の力も借りなければならないと思いますけれども、町長、その点はどうか。

町長（北里耕亮君） 今の質問の前に、少しまた機能別消防団の部分についてちょっと私の意見を補足していきたいと思いますが、思いは一緒だと思いますが。今回の火災を受けて、あくまで基本的には消防団の中での活動の部分で私ごとやかくというか、正しい適切ないろんな活動だったろうというふうに思っております。ただ私も実は団員経験が10年ちょっとありますので、個人的な思いを申し述べますと、やはり火災のときに大事なものは水利だと思います。町中ですと特にやはり水利の確保というのが難しい地域もあるし、すぐ近くの場合もあります。そこをいかに常に冷静に把握を日頃からしておくかという部分は大事かと思いますが、ただいま議員から御意見がありました機能別消防団、地域に根差したOBの方というのであれば、突然の火災においても、「ああ、あそこが水利がある」というふうなことを、長い団員経験の中から把握をされて、そして現在の団員さんにアドバイスといいたいでしょうか、そういった部分も一部できるのではないかなというふうに思っております。

また当然、現在団員さんも日頃からかなりの訓練をして、現場の訓練、水出し訓練もされているとは思いますが、すべて網羅するというのはなかなか難しいかと思えます。そういった部分についても日頃から話し合いといいたいでしょうか、もしあそこが火事になった場合はどうするかとかいう部分の話題も、こういった機能別消防団がもしできれば補完をし合えていいのではないかなと思えます。

ただ、じゃあ機能別消防団が前面に出て、現在団員さんよりも前に出てという部分がどうなのかという問題もあるのではないかなと。だから住み分けといいたいでしょうか、役割分担をどうしていくかというのを他町村の例なんかを少し拝聴させていただきながら、きっと他町村はうまくやっているとしますので、その参考をまた消防団の中の幹部会の中あたりで話題にさせていただくといいのではないかなというふうに思っております。

次の質問で、南小国町とのという話題でございました。実際、今回の10月10日の火災においても南小国町消防団の方にも大変お世話になりました。実は、私も役場に詰めておったのですが、南小国町に協力を求めるという部分で、その判断に消防団のほうの決断で最終確認を私に求められまして、速やかにその要請をさせていただきました。南小国町役場の消防団管轄の総務課と南小国町消防団の団長という部分で、速やかに駆けつけていただいたわけでございます。

実際のところ、今まであまり例がないことではありましたけれども、書類上は平成15年に熊本県内の全市町村と災害時の相互応援協定を締結をいたしております。ただ、このあたりのペーパーがなかなか私も常に頭に入っているという状況ではありませんでしたので、今後はこれをきっかけとしまして、相互の協力というのできるかなと思っております。ただこのペーパーの部分を想定されているのは救助だったり、救援だったり、医療、防除、食料、飲料、生活必需品の応援という、そういう災害という、水害であったり地震であったりという部分のそういう部分を想定をしているのではないかなと思っておりますが、今回は火災ということでありまして、今回大変お世

話になりましたが、今後隣町でまた火災とか何らかのことがあれば、協力をし合っていける部分になればいいというふうに思っております。ただ日頃からやはり火災の場合でも、どの部分とかいものを話題にする必要があると思っておりますので、また総務課同士が協議をする場を設けていきたいというふうに思っております。隣町との協定を締結するというのは、非常に大事であるというふうに答弁をさせていただきます。

- 1 1 番（松本明雄君） 町長が言われましたとおり、今度の場合はそういう災害に対しての協定書はあったのですが火災に関してはなかったということですから、特に隣町で良きにしろ悪きにしろいろんな話ができるしておりますので、早急に提携を結べば、消防団の判断で応援体制ができるような形にすれば、初期消火も早く済むのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それに兼ねまして、もう1つこの中にも防犯カメラについてまた質問する方がいらっしゃいますので言ひますけれども、前々から防犯カメラの件は僕は3回ぐらい質問したと思ひます。一番最初にしたときは、徘徊者がいるからその方がどちらの方向に行ったかわかるような防犯カメラを付けてくれと。その次は小国町も観光の町ですので、そういう商業施設の周りに付けてくれと。そういう話をしていたら、保育園でちょっと事件がありまして、そのあとに執行部は事故があった場合はすぐ付けていただいたというような話を聞いております。ですから、何があつて付けるのではなくて、ある前に付けておかないと何も意味がありません。今度の火災にしても、まだ出火原因がわからないと、そういうことがあります。お金がかかる、お金がかかるという話はいつも出ているのですが、そういうことではなくて、防犯カメラも今そういう会社に頼めば相当なお金が取られますけれども、今個人で付ければ安いのであれば3万円ぐらいで付けられるような機械もありますので、各戸に付けていただいて、それは各戸の家の人しか見ないわけですから何かあつたときに見るといふ。だから、そういう普及も兼ねていったほうがいいのではないかと、そういうふうに思ひます。また次に防犯カメラについて質問する方がいらっしゃいますので、これはこのくらいにしまして、次に行かせていただきたいと思ひます。

次は、有害鳥獣。9月の議会でも一般質問をされた方がいらっしゃいました。そしていつも話題になるのですが、電牧にするのか柵にするのかという話が出ていました。そういう話があつていろんなことを考えていましたところ、10月23日、ほっぼ宝来祭があつている日にJAのほうで産業課が講演会をされました。この方は井上さんといひます。本当は井上先生ですけど、先生と呼ぶなということですので井上さんで、島根のほうから来ておられました。確かこの方は数年前、南小国でも講演をされて、そのときに聞いた話があつたのですが、今度は直接話を聞いたら非常にいい話でした。今後、電牧で小国町はいくと思ひます。それで、今までの話題になっていました、1台買ってからのあとの補充した分には予算がついておりません。今後町として執行部としてどうしていくのか。去年まで10%予算を一律カット、今年は5%カッ

トとかいう話を聞いていますけれども、やはり予算は一律ではなくて、めりはりの効いた予算ではないといけないのではないかと僕は思っております。ですから、これは牧柵について話してはいますけれども、やはりいろんな面でめりはりのついた予算を組んでいくのが執行部ではないかと思っておりますけれども、町長はその辺をどうお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） ちょうど12月といいますと、予算を策定し始める時期であります。そういう部分で当然めりはりのという部分の御意見は十分わかりますが、予算を最初からスタートのときに組み立てる手法というか、そういう部分ではですね。その部分については、また後ほど近い御質問がある部分もあると思いますので、またその折に執行部のほうから答弁をしたいと思いません。

電気牧柵の件でありますけれども、イノシシやシカ、有害鳥獣の駆除については、議員の方からも前回の質問の折にも、また補正の部分についても御意見をいただいている部分であります。しっかり力を入れていきたいというふうに思っています。特に翌年度、平成29年度は私の思いとしては、しっかりやっていきたいというふうに思っております。これが基本姿勢です。この電気牧柵については産業課長からまた答弁をいたさせますが、ちょうどこの補助をやり始めてから数年たちますが、まだ耐用年数というのが持つ時期であります。ただ、これがあと2、3年すると、一応機械としての耐用年数がという話があります。これがずっと電源を入れっぱなしなのかどうなのかと。電圧の関係という部分で、持つのかそうでないのかという部分もあります。なおかつ使い方や設置の仕方、そういう部分も関係がありますので、電気牧柵については町としては防ぐやり方としては最重要の考えと。電気牧柵を進めていきたいという思いは執行部としては思っております。というのも、以前やり方として鉄製の網状の柵も一時検討した時期がありますけれども、大分県とか福岡県とか佐賀県とか随分囲いをされているようでもありますけれども、なかなかあれも土をイノシシが掘って、かえってその中に入って田畑を荒らしたという部分もありますので、まずは設置もしやすい、そして管理もしやすいこの電気牧柵を第一に考えていきたいというふうに思っています。

次に大事なものは、やはり捕獲であります。やはり頭数を減らさないとなかなか厳しい状況がありますので、こちらのほうにも力を入れていきたいというふうに思っております。

電気牧柵の件の補足を産業課長から答弁をいたさせます。

産業課長（澁谷洋典君） 有害鳥獣対策の件でございますが、議員が言われましたように10月23日に研修会を行いましたので、せっかくの機会ですので、その内容について少し触れさせていただいて今後の対策についても述べたいと思います。10月23日、日曜日でしたが、熊本県が平成23年度から鳥獣対策で委託をお願いしている井上さんという方に、今回は県の委託事業の一環の中で小国町に来ていただいて研修会を行いました。当日は昼の部、そして夜の部も行いましたが、合わせて約70名の方の参加をいただきました。また、先日は11月29日に

は中山間直接支払いのリーダー会議を行いました、その際にも熊本県より来ていただきまして、講話をいただきました。

研修会の主な内容ですが、餌付けストップ対策というふうに題しまして、有害鳥獣に対しましていかに人間側が誤った考え方のもとで対策を行っているかということでした。研修内容の主なものを1、2点申し上げさせていただきますと、まず1点目といたしましては、餌の不足する冬場にいかに餌を与えられずにいるか。稲刈りの終わった田んぼには冬場に稲穂であったり、ひこばえ、ハルクサといったイノシシにとっては十分な餌となるものがたくさんあります。そこに電気牧柵を外したり、電気を流さないで開けておく方が多いと思いますが、それはイノシシにとりましては安全な餌場を与えられていることと同じであるということをおっしゃっていました。つまり対策として重要なのは、電気牧柵の前後に十分なスペースを空け適切な張り方を行った上で、24時間、年間365日昼間で測定して4千ボルト以上の電気を流し続けるということが非常に大切だということをおっしゃいました。研修を受けられた方の中にも、大変興味を持たれまして、今までやってきた対策がいかに間違っていたかということをおっしゃられる方もおられました。防除柵には電気牧柵、そして今町長が言われました、以前から言われておりますワイヤーメッシュ柵などございますけれども、やはり一番効果のあるのは、有害鳥獣に対して唯一攻撃ができる電気柵であるのではないかということもおっしゃっていました。

今後の対策といたしましては、このような適切な形で電気牧柵での防除対策を広げていながら、電気柵が使えないところもございますので、そういったところにはメッシュ柵を併用するなどして、集落全体で鳥獣対策に取り組んでいくことを推進していくことが重要ではないかというふうに考えております。また、電気牧柵の今後の助成のやり方でございますけれども、幾つかの案がありまして、今執行部としては検討しているところでございますけれども、新規の申請の方には今後も従来どおり補助率2分の1、上限3万円での助成を行うのか。また、24時間365日通電を行うということで、電源部分が今は電池式のものが多いのですが、その部分だけをソーラー式のものに変えるということで申請があった場合、若干その購入費が高くなりますので、その助成額をどうするのかという考えもあります。

また、次に2点目といたしましては、この事業は平成23年度から事業を実施しておりますが、一度申請された方の二度目の再申請をどうするかという問題もあります。通常電気柵の耐用年数は8年といわれておりますので、8年を経過したものについては対象とするのか。また、一度申請を行ったものでも耐用年数を経過していないものであって、電源部分をソーラー式に交換するものに対しては、そのソーラー部分のみを対象として助成するのかなどの幾つかのパターンが出てくると思われますので、来年度以降の取り組みについて、来年度予算は今編成時期でもございますので現在検討を行っているところでございます。

11番（松本明雄君） 前向きにお願いします。今町長が言われたとおり、僕も考え方は一緒なの

ですけれども、やっぱり駆除をしなければ、ただ畑に入れただけがいいのではないのです、やっぱりその辺も予算に盛り込んでいただいて強力に進めていっていただきたいと思います。

それでは、もう1つ聞きたいことがありますので、聞いていきたいと思います。小国町では今テレビなんかも見ているとわかると思うのですけれども、高齢者の運転の事故が非常に多いです。それでこの前も小国町の方が免許証を返納されました。この方が宮原の方でしたけれども、ただ免許証を返しただけで小国町は何もそういう補助とかいろんなことがないと、そういう話をされておりました。前々から乗り合いタクシーの件でいろんな話をしていたのですけれども、あれが制限的に2キロ以内の方は乗れないと、バスが通っている路線は駄目とかそういう話もありましたけれども、今後熊本市なんかは免許証を返納した場合、バスが無料になるとか、電車が無料になるとかいう話を聞いております。小国町でもやっぱり足が悪い方なんかは病院に行くまでがやっぱり大変です。ですので、やっぱり2キロ以内の方をどうするのか。電動カーに乗っている方に補助をやるのか、いろんな考え方があると思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） 昨今、議員おっしゃるように高齢者の交通の問題というのが、テレビでも話題になっている時期であります。ただその部分について行政からどうのというのは言いにくい部分ではありますけれども、日頃から交通安全とかそういう観点から高齢者の事故防止とかそういう部分は、小国町には小国地区交通安全協会という組織がありまして、そのあたりで啓発をしているところであります。

今の御質問は少し観点が違いまして、免許返納したあとの話というふうに承りました。ただ高齢者の免許返納したあとのという部分に限ってではなくて、従来から小国町では交通弱者といわれている方々がおられます。その方にかんがりの施策というか予算を設けまして乗り合いタクシーというのを制度的に設置をさせていただいて、一定の評価は受けているのかなというふうには思っておりますけれども、議員がおっしゃるような中心部から中心部の交通という部分については、課題はまだそこら辺はあるのかなと思っております。乗り合いタクシーの位置づけが中心部にある、例えば役場や金融機関、病院、そういったお買い物、そういった部分にバスがないところ、そういった部分から非常に御家族の送迎が困難とかそういう部分で町の施策として、これはあまり他町村ではやっていないのですけれども、すべての町村がやっているわけではありませんが、小国町では先んじてやってきているところであります。

課題というか、そういう部分での近い部分というのは、そういう部分はあるかと思っておりますけれども、それについて今ここの今回の御質問で、すぐ行きますとかいう部分にはまだ至っていないところが正直なところであります。今後どうするかというのは、またちょっと今現在もかなり予算もかかっているところでありますが、それをまた適用する、増やすとなると相当金額も増えます。そういった部分で、慎重に執行部内でも協議をする必要があるのかなというふうに思ってお

ります。

以上です。

11番（松本明雄君） 町長だけの答弁でしたけれども、乗り合いタクシーを以前から言っているように、効率と能率を考えたほうがいいのではないかという話もしていたと思います。やっぱり一人の運転手が5人運ぶのではなくして、やっぱり多く運べればいいという質問をしたのですけれども、町長は小国町では小回りがきかないからやっぱりタクシーで行こうと、そういう話もしております。ですからタクシー業界、運送業界に諮って、やはり一人の運転手で多く運べるような方法も考えていかないと、福岡の西鉄ではトレーラーのバスを今試験的に運行しておりますので、それはなぜかという運転手が少なくなっているのですよね。ですから、この町でも運転手が少なくなればそういう方法を取らなければならないと思いますから、やっぱり前向きに一人の運転手で多く運べる、そうすれば経費的にも安くなるのですから、その辺も少しずつ前向きに考えていっていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 少し今の意見とは違いますが、執行部内でも、例えば大字の中心部以外のところから中心部に来て、その方が病院にも行って、次に金融機関にも行ってというその病院と金融機関の間の部分とか、その部分がないわけです。また宮原から中心部以外のところに戻るといものは適用されますけれども、宮原の内部を動く部分がありません。ただこういった部分の理想は、宮原中心部を巡回するようなワゴン車とかそういったものがあれば、非常にいい方策かなと思います。それをすると新しい枠組みでまたドライバーの方、それから車両、そういった部分をつくらなければなりません。

また、いろんな考え方が、今電動カーという部分を1つ言われましたが、確かに小型の、高齢者の方がよく乗られている姿もたまに私も見かけますが、そちらのほうも1カ月かかる、正確にはちょっと把握しておりませんが、やっぱりかかるという部分もありますが、そういった部分ということ。いろんな手法はあるかと思いますが、そこは財政的な観点からもまた考えながら、今日は1つ御意見をいただいたということであまり明確な答弁ではないのですが、1つ提案をいただきながら、内部でまた考えさせていただきたいというふうに思っております。

11番（松本明雄君） 1年1年予算を組むのではなくして、やっぱり先を見据えた予算編成も考えていっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。10時50分から再開をいたします。

（午前10時40分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。おはようございます。12番議員が前置きは言いましたの

でもう言いません。いきなり質問に入ります。

平成28年度は地震に始まり火災まで大変な日々でしたが、こういう事案に対して行政として取り組み、反省点があればお聞きしたいのですが。

町長（北里耕亮君） 少し抽象的な御質問でちょっと戸惑いもありますけれども、平成28年度スタートいたしまして、4月に皆さん御案内のとおり地震がございました。そういった部分について、今まで議会でも少しお話をする機会も多かったわけですが、即座に対策本部を立ち上げ、町民の方の御心配、それから地震ですから避難の状況、そして家屋の被災やもちろん道路を管轄している、町でありますので町道の部分とかそういった部分、農地の部分、災害と非常に多かったわけがございますけれども、役場一丸となって対応をさせていただきました。その部分については少し私も以前も話をさせていただきましたが、4月から副町長に赴いていただきまして、そういった今の経験も織り交ぜながら対策本部の中で補佐をしていただきました。内部にいる役場職員、非常に夜も役場に詰めるというか待機をし、交代ではありましたが、役割分担をしながら緊急的にいろんな避難所の対応であったり、水道・水の対応であったり、道路の対応であったり、ありとあらゆる様々な緊急的な業務といたしましうか事柄が発生して、最大限役場職員一丸となって対応させていただいたわけであります。

そののち、地盤も地震によって緩んでいる中に集中豪雨がありました。土砂災害においては黒淵の一部集落で孤立というような状況もありましたけれども、そういった部分や、ほかいろいろ対応をさせていただいたわけがございます。先ほどから10月10日の火災については少し触れましたけれども、その部分についても同じで行政一丸となつてと。何が一番大事かというのは、やっぱり町民の生命・財産、そして心の不安、そういった部分に対応すべく、当然足りない部分はあったかと思いますが、最大限対応をさせていただいたという部分で、答弁をさせていただきたいと思います。

9番（熊谷博行君） ありがとうございます。また来年もいろいろ課題が山積みと思いますが、来年における町長の抱負をお願いします。

町長（北里耕亮君） 災害ということに関してではなく、一般的にということですかね。平成29年度、今ちょうど予算を、先ほども話題にしましたが策定をする時期に入っております。当然平成28年度中に今私がいろいろ話した対応が、まだ平成29年度にも続く案件がたくさんございます。まだ災害の道路の部分、農地の部分、継続的に復旧・復興しなければならない案件もたくさんありますが、町議会の中では特別委員会も設置をされている議場も有する、そして会議室も有する開発センターが被害を受けておりまして、今立ち入りもままになっておりません。その部分に関しても取り壊しをし、そしてそののちは建設という部分の運びになります。そういった部分も平成29年度にはより具体化して、実際、建築・建設というふうな運びになるかと思いますが、そういった部分でハード事業も幾つか出てくる案件がありますし、もちろんソフトも数多く、引

き続き地方創生ということで人口減に対応するような、それを防ぐような事柄を政策としてやっていかなければなりません。それについては、また3月議会などの予算議会のときに施政方針という形で示させていただければとは思いますが、当面議員も今話題になりました課題は山積みであります。それは執行部も同じ把握というか理解をしております、果敢にやっぱりチャレンジしていかなければというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷ですが、今町長のお話の中からもありましたが、開発センター建替えについてちょっと昨日も話がありましたが、もう1回、5階建てを3階建てにした根拠をお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） 参考までに申し上げますが、町議会の中では特別委員会という部分も設置をされておりまして、昨日で3回目であったでしょうか。その中でも早い段階からイメージパーツという部分と、3階にするという説明はさせていただいております。であります、今議員の質問でありますのでまた改めて申し上げますが、今現在5階建ての開発センター1階が教育委員会施設、詳しくは御案内ですから申し上げますが、役場機関、附属機関の教育委員会、それから地籍の業務をしておりました。それから貸会議室ということで、このあたりは町民の方が、生涯学習の一環として習い事やもしくはセミナーやいろんな集まり事、そういった部分にも大変活用度合いとしては非常に活用されていた部分であります。それともう1つは、お子さん方の児童の健康管理も担うスペースを一部担っております。そして議会であります。議会も議場だけでなく、議会事務局、監査事務局を有しておりましたので、大切なスペースでありました。

ただ、そういった部分を利用頻度とスペースを計算をいたしまして、3階に収まるという部分を執行部としてはその利用頻度もちゃんと計算をさせていただいて、その結果として3階という部分になりましたので、今の部分を利用頻度を考えずにただ予算上で削ったというわけではございません。使うものは使うものということで計算をして積み上げて、これは3階で十分対応ができるという部分の判断をして結論づけたわけでございます。補足について何かありますか。じゃあ、答弁をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 開発センターの5階を今回特別委員会のほうでも報告いたしておりますけれども、5階が3階になったということで、基本的な考え方は今町長が申しましたけれども、利用頻度というところで、今現在の開発センターが延べ面積が約2千平米ございます。今回の今3階建ての計画の延べが1千700平米ということで、大きくは下回っておりませんけれども、基本的に3階にした考え方を申しますと、今現在使われていない部屋が3部屋ございます。それとまた浴室がございしますが、それは全く使用されておりません。そういった部屋を差し引きまして、あとは年間の使用回数というのを全部平成27年度実績を出しまして、それを貸出部屋数と利用状況とで割りますと、大体年間365日分の169回という回数だけで済みますと、約46%

ということで、回数にしますと約50%以下ということに回数の率からするととなります。それで直接判断しますと面積は半分ぐらいになりますので、それではあまりにも計算ずくめではちょっとおかしいということで割り増しをいたしまして、約60%は利用頻度を上げてまして、計算いたしますと、それでも約1千平米あれば施設としては収まるような数字的にはなったわけです。しかし、そういったところを加味して、今回3階建てでいろんなスペース等も余裕を持たせまして、1千700平米というところで3階で十分収まるというような計算の延べ数に至ったというところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷ですが。特別委員会もございまして、予算の関係もあり、いつも強くは言わなかったのですが、900平米も被災を受けたところの分との差があるというのは、将来考えれば、そこにまた人口も減れば役場を持ってこれるとかそういう将来を考えた設計ではないように思いますが、1年前にも一般質問でお聞きしましたが、公共建築物の優先順位で保育園、2番目が開発センターと申しましたが、若干私から見たら計画性に欠けるのではないかと思います、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 執行部の捉え方と少し違います。この開発センターは御承知のとおり、今回地震でもう使えないということは議員も十分承知であろうというふうに思います。基本的には地震がなければ、やはり今検討がされている宮原保育園の老朽化に伴う保育園の建て替え、その後に大型建築物である開発センターというのは当然そうであったのですが、今回地震でもう耐震の問題もあり、ひびが入って専門家からも使えないという部分でありましたものですから、順番がそういうふうに入れ替わったということでございます。これについては、執行部といたしましても何ら計画変更とかそういう認識は持っていないで、いち早くその復旧・復興、この開発センターを、先ほどから私が言いましたように利用頻度、毎日使うわけではないのでパーセンテージは低いかもしれませんが、今でも役場に問い合わせが「開発センターはいつ入れるんですか」と、「非常に不便です」と。実は役場内でも来訪者、来客者が来たときに会議ができませんので、今までは開発センターで、役場から開発センターの一室に行って来客対応とかをしていたときもありました。そういった部分が使えないので、今現在役場の中も非常に困難を極めているところがあります。ですので、一刻も早い開発センターの取り壊し、一刻も早い開発センターの建築、これが執行部としての方針でありますので、ぜひ計画性という部分もあるかもしれませんが、その対応を速やかにしたということで御理解をいただきたいというふうに思っています。

次に、ほかにも実は役場というか町民の生活に少し関係をする、地震の影響ではなくて老朽化した部分というのはあるのはありますけれども、またそのあたりのところは総合計画や議会の議員との意見交換の中でしていきたいと思いますが、当面は今目先の部分、早くというのは開発センターをやっぱりやらなければという思いに駆られているところであります。

9番（熊谷博行君） 私が言っているのは、順番がどうのこうのではない。1番、2番に上げられておった建て替えの件で、早急に早めに計画を立てるとというのが今後の課題ではないかと申し上げているのですが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 今回開発センターは災害という位置づけで、これも様々な関係機関との協議の中で、特別に災害という部分の位置づけで行う予定であります。財源的にはそういった部分でも助かる部分がありますけれども、もう1つの保育園については財源的な部分が非常に厳しい状況が、国の有利な補助金というのがあまりないものでありますから、そういった部分について当初では保育園の基本構想、それから基本設計という部分を着手していい年にはなっているのですが、かなり後年にずれ込んでいる状況ではあります。ただ御理解いただきたいのは、当面この開発センターの建築に力を注いでいきたいと思っておりますので、その後にもまた保育園については考えていきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。保育園はどうでもいいんですが、開発センターを地震で建て替えるようになったのですが、もう少し早めに計画というか構想を描いていたほうが後々のためによろしいのではないですかと申し上げただけでございます。答弁があれば。

町長（北里耕亮君） できるだけ議員の御質問に沿った答弁をいたしたいという気持ちはいっぱいでございますが、少し質問の意図が、開発センターを早急に建てたいという部分については、この方針での答弁ということでさせていただいております。もう少し早くということでしょうか。反問権というか逆質問ではいけません、ちょっと正確に答えたいために発言させていただいております。

9番（熊谷博行君） そういう早くしろとかではなくて、もう少し早めに、地震に遭う前にももう少し次はこういうのを建てたいとかいう構想を考えていたほうがいいのではないですかと申し上げただけです。

町長（北里耕亮君） 理解をさせていただきました。耐震というような部分の切り口からは、確かに開発センターについてもそういう心配は過去にはありました。今回地震でこういうふうになったということでもありますので、そのあたりは議員の御意見もそうであるかと思っております。ただ少し言い訳になるかと思っておりますが、大変財源的に通常の建て替えで庁舎と、それから通常の建て替えで開発センターという、ほとんど助成金というのがありません。ですから、その部分もあって早くから計画をして徐々にしていけばという御意見は、それはおっしゃるとおりでありますけれども、今後についてはそういう部分の安全・安心という観点からも町内にある公共施設、ここでちょっと今話題になりましたから言いますと、開発センター今回こういうふうになりました。実は現在の庁舎も非常に心配をされております。いずれかの時期にはまた調査を正式にしまして、その部分の体力的というか耐久性の部分をしなければならないかというふうに思っています。これは1つの将来の課題になるかと思っておりますが、でもやらなければならないことはやらな

ればならないので、また議会の皆さん方にもその時期が来ればお知らせ、それから相談をさせていただきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 次の質問にいきます。もう何人の方からもあると思いますが、殿町火災について1点だけ質問させていただきます。

私個人としては、今回の火災における町長の素早い決断を高く評価しておりますが、たった1つ町道の開放が遅れたのが残念でなりません。その理由を述べてください。

町長（北里耕亮君） 物理的な技術的な作業として、町道の部分に燃えたあとの、火災のあとのいろいろなものがありました。そういう部分を物理的に技術的に片付けるのは、それはすぐにでもというか調整してできたのですが、まず着手する、取っ掛かりをすると、先のことまでやっぱりいろいろ考えなければなりません。そういったまずスタートとしては、あとで補足を担当課長からいたさせますが、警察との協議、そして広域消防との協議、そして県との実際見ていただいた現場の状況、全体的な予算のそういう町、公費でやっていきたいと最初から思っておりましたので、それについて総合的に考える、そして実際片づけをするのであれば、そういう建設業協会との方との協議であったり、様々内部で協議をする部分がありました。そういった部分を同時並行でやっていかないと、着手だけしてあとまた頓挫するのはいけませんので、そういった部分に少し時間を要したという部分はあります。ちょっと補足をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 御質問のとおり、道路を早く開けるべきというのは、私は建設課長とも大分話をしまして、10月10日火災が発生いたしまして、一番はまず何をするかということで、まず家のない方の住宅問題、これが一番最優先で住宅斡旋と住宅の整備ということで、実質それから10日以上はその体制と即座の見舞金を皆さんに持って回ったということで、そちらでかなり時間を費やしたということでございます。また警察の実証検分のほうが、実質10月20日で終了いたしております。また消防署の確認はまだ終わっておりませんが、そこまでは約10日間は警察の現場検証で引っ張りました。その後、即座に道路開放するべきということで内部的に話しておりました。しかし、その中でも早々田嶋副知事が現地視察に来ていただきまして、また県知事のほうに要請ということで、10月8日には県知事のほうに要請活動をいたしまして、取りかじのほうを早急に早くしていただきたいという言葉をいただいて、2分の1ということで補助をいただくような運びになっております。

それで建設業協会の役員の方ともお話しして、建設業界でどこか即対応はできるかという話もいたしまして、また産業廃棄物の会社の方とも直接現場で話して、現実的な問題でどう取り組んだらいいかというところも議論をいただいております。いろんな産廃業者の現状等もお聞きして、最終的には警察とも確認して、早急に道路だけは早く開放して、次の段階として民地の個人財産の取り扱いについてをきちっと説明をした上で取りかかろうということで、実質はそれから11月10日ということで、1カ月かかっておりますが、道路内の状況と安全のロープ張りというと

ころでかかったということで、現実的には1カ月はかかってしまったというところがございますので、なるべく早く開放するべきだったと思いますが、現実的にはちょっと遅れたというところで、大変皆さんには御迷惑をかけたなというふうに思っております。なるべく今後、説明会も終わっておりますので、あと個人財産の問題等をきちっと今書類を出していただいておりますので、それが片付き次第、一応業者からも見積りもいただいております。早急に今後地元説明会を現地でいたしまして、早急にまた着手する段取りをしたいというふうに考えております。

町長（北里耕亮君） 冒頭、私もいろいろな要因で少し遅れたというのはありますけれども、もう少し早くやはり開けるべきであったかというのは私自身も思っておりますので、その部分については議員の御意見のとおり反省すべきであるなというふうに思っております。ただ、あれだけの規模の部分の産業廃棄物の処理の部分について、建設業協会との協議もそうですが、処理の部分についてかなりの打ち合わせを要したというのはあります。なかなか火災のあの規模の部分は専門会社の方も経験があんまりないので、数日間ちょっと協議に要したという部分はあります。でも、反省すべきであるというふうには私も自覚はしております。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。理解いたしました。それと通告にはないのですが、同意書のほうは大体いつごろまとまって、いつ頃片付けに入れるのかお聞きします。

総務課長（松岡勝也君） 説明会は29日に柏田住宅のほうでいたしまして、その日に同意書関係等、基本的に申請書ということで書類をお上げしております。毎日問い合わせ等で今出てきているところです。最終的には登記簿謄本も全部いただいておりますので、そういった確認をしないと個人財産ということでちょっと固いような書類でございますが、これを必ず出していただいております。それで逆に出てきていない、書類がまだ整っていない方がおりますので、先日からちょっと逆にこちらから催促して出していただきたいという問い合わせを今しているところです。業者さんのほうも見積りがそろいましたので、早速、本当でいえば来週早々にも現地の説明会兼立会いをしたいというふうに思っておりますので、なるべく今週中にはすべて、同意書、申請書等を出していただいて、来週中には立会説明会をして早急に着手したいというふうに考えております。

9番（熊谷博行君） 早めに理解していただき、片付くところから片付けていただきたいと思います。

次の質問にいきます。新電力会社が設立して、その後の説明・報告等がないようですが、どのようになっているかちょっと説明してください。

政策課長（清高泰広君） それでは、新電力の現状について御説明いたします。まず8月8日ですが、株式会社を設立いたしました。このときは資本金650万円、130株ということで、小国町と、これは東京にあります新電力会社パシフィックパワーという会社なのですけれども、この2社で会社を設立しております、そのあと増資をいたしまして900万円、450株にいた

しました。このときに町内の企業・団体、5団体に参加をいただきまして、会社として資本金、現在のところ950万円の会社になっております。そのあと会社ができましてものですから、経済産業省のほうに電力の小売りの登録申請をいたしました。当初は1カ月ぐらい、9月いっぱいぐらいで登録がされるものと思っておりましたが、こちらの予想以上に時間がかかりまして、最終的に11月に登録が完了されましたものですから、このまま順調にいけば1月から小売りの開始ができる予定になっておりまして、現在会社のほうではそういった事業先を当たっているところでございます。

9番（熊谷博行君） 熊谷ですが。5団体、どこが5つあるのかと、供給先はもう決定しているのかちょっと教えてください。

政策課長（清高泰広君） まず5団体につきましては、まず町内の金融機関、肥後銀行と熊本銀行です。それとあと森林組合、JA、そしてわいた温泉組合の5団体に参加をいただいております。供給先につきましては、これまでの説明ではまず公共施設を中心にいきまして、次に町内の企業・団体、そして将来的には家庭までという話で進めておりました。実際に現在各公共施設の過去1年間の電気の使用料とかを見ますと、思っているほど九州電力から乗り換えてもコストが逆に高くなる施設もございまして、そういった意味で公共施設だけじゃなくて、広く最初から企業・団体にも声をかける必要が出てきておりますものですから、現在スタート時には町内の公共施設のうちから20施設ぐらい、そしてあと企業や団体に20施設ぐらい。合計40施設ぐらいを対象にスタートして徐々に広げていきたいと考えております。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。年配の方が大変これを、「うちも町から買わないといけないのか」とか、はっきりした答えも僕もなかなか申し上げにくくて、「ゆっくりしといてください」ということで対応していますが、そのくらいの時間がやっぱりかかるわけでしょう。

政策課長（清高泰広君） 各個人家庭まで販売するには、ちょっとまだ準備というか時間がかかると思います。現在パンフレットとかもつくりまして、できるだけわかりやすい形で皆さんに御説明するような準備もやっております。ただ各家庭もやっぱりその家庭の電気の使用の状態によって、必ずしも新電力のほうが有利になるとは限りませんものですから、そのあたりまで説明しながら1軒1軒当たる形になっていくと思います。

9番（熊谷博行君） 年寄りや町が言うのが絶対と思っておりますので、その辺はしっかり説明をしていただきたいと思いますが、次の質問に入ります。最後です。

ちょっと難しい質問なのですが、男女雇用機会均等法が施行されて30年、男女共同参画社会基本法が施行されて15年、今回は男女共同参画社会について質問しますが、調べれば調べるほど難しく、今町が取り組んでいる部分を教えていただければいいと思いますが、まず国・町が手本・見本を示さなければ国民・町民へは伝わりませんので、行政はどのように促進に努めているかをお答えください。

町長（北里耕亮君） 男女共同の話題に入る前に、先ほどの件を少しだけちょっと私のほうから発言をしたいと思っておりますけれども、新電力の部分で確かに第3セクターでありまして、町の部分、確かに新しい会社が設立したときには、おぐちゃんとかそういう部分でありました。ただ、まだ小国町という町行政が率先して個人の方に方法とかそういう部分はしておりませんし、もしするのであれば会社のほうからわかりやすい説明を、その時期が来ればいたすべきではないかなというふうには、私としては会社のほうには思っております。ただ、今課長が言いましたようにいろんなケースがありまして、その世帯で電力の使い方とかそういう部分がありますので、やっぱり会社のほうがわかりやすいですね。これは経済活動でありますので強制とかはできません。その家庭の方が御自分の電気をどちらがいいかというような選ぶ選択制であるともありますので、そのときに選んで、最良のところを選んでいただければというふうに思っております。まだそこまで個人の部分まで至っておりませんので、少し町民の方から御意見が「いつなるのだ」というふうな、注目していただいているのでその辺はありがたいのですが、その折がくればまた会社のほうから広報があるかと思えます。

さて、次の男女共同参画の御質問であります。これは国のまずは基本的な法律ですが、男女共同参画社会基本法というのが2000年に施行されております。男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を發揮できる社会の実現をするため、国や県や地方公共団体の活動方針を定めているものでございます。この法律に基づく地方公共団体の責務といたしましては、法律の基本理念に則り、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を策定し実施することとされていると。ちょっと難しい文言がありますが、どういうことかということ、女性の活躍の場を女性だからできませんよということではなくて、男性であっても女性であっても、その能力・個性に応じた發揮できる部分ということが基本ではないかなと思えます。まず小国町役場の中の話であります。これは女性だから今言ったように係長とか審議員とかは駄目ですよとかいうのではなくて、その女性であり、男性であり、その適材適所で能力を發揮していただく方であれば、その人事に応じて赴いていただくというのを基本にしております。ただ結果として小国町は女性の審議員や係長というのも少なくはないといひましようか、他町村と比べてという語弊がありますが、そういう値になっているという部分であります。

また町の附属機関というかいろんな、例えば民生委員とか教育委員とか農業委員とか様々ありますけれども、そういった部分についても女性の活躍の場ということで数人赴いていただいている部分もあります。ですので、町としてはしっかりこの男女共同参画という理念に基づいて施策を行っているということでございます。

補足があれば、担当課長から答弁をいたさせます。

9番（熊谷博行君） 国は2020年までに女性の人材を30%に引き上げなさいという、小国町はどうなっているのか課長にお聞きしたい。

住民課長（河野孝一君） 小国町の女性の行政職における登用状況でございますけれども、これは昨年に女性活躍推進法というものが制定されまして、行政の中の女性職員の登用状況を調査するということで行動計画が策定されております。その資料の中で今現在の女性の役職状況、係長以上の役職としまして、約職員の30%、国が示しております国の目標が約30%程度ということでございますので、それに見合った登用状況であると思っております。

9番（熊谷博行君） 係長は役職ではないので、実際は係長ではない審議員から上の役職は何%ぐらい今いらっしゃいますか。

住民課長（河野孝一君） 課長級におきましては8.3%、それから管理職としての課長補佐級の割合が27.3%でございます。

9番（熊谷博行君） 数字を見れば達しているような感じですが、あんまり活躍を見ると少ないように感じますが、先ほど町長が述べていましたように適材適所というのがありますし、その年代に応じて女性がいなければ採用もできない、そういうところもございますが、今後はこういう法律がございましてできるだけ引き上げてやっていただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） この法律は法律として私も頭には入れておいて、それと答弁をしたように施策に反映していきたいと思っておりますが、基本的にはやはり役場の中であればその能力、その個性、その活躍、適材適所という部分になりますけれども、そこに赴いていただきたい。結果としてパーセンテージがそうなったということであれば、そのあたりも一応把握はしますが、パーセンテージに追いつかせるためにどうこう行動するという部分の順序ではなくて、最初にここに赴いていただきたいというような思いが、男性であれ女性であれ、そういうのをあまり考えずにというふうに、順序としてはそういうふうに考えたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） これで一般質問を終わらせていただきます。お世話になりました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時40分から再開をいたします。

（午前11時32分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

1番（穴井帝史君） 1番、穴井です。こんにちは。前の2名の議員の方が声の大きい方が続きましたので、今回多少トーンを下げて質問をいたしたいと思っております。

6月の一般質問でも申しましたが、南小国町等はプレミアム等を出しておりましたが、小国町におきましては国・県の補助等を見極めながら冬場の対応を行いたいとのことでしたが、私も一応資料はいただいておりますが、ちょっとこちらについて説明を願いたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 小国町の中で観光施策、観光の部分についても非常に大事な産業であるというふうに考えております。少し長くなりますが、今回地震の影響によって地震発生当初はすぐキャンセルが相次ぎ、非常に小国町の中での観光地域を有しておりますけれども被害が甚大であり

ました。その後、町としても独自のキャンペーン、特に北九州と連携をしておりますので、そういった部分に小倉駅まで赴き、そういう部分を活動しておりますと、北九州市長の北橋市長がおられますが、市長自ら私とともにハンドマイクを持ってキャンペーンをしたというようなこともありました。ただそれがスライドして実数が急激に増えたという部分ではなく、なかなか厳しい状況は続いております。そうこうしておりますと、国のほうが九州復興割という部分を施策を展開して、あの部分において一定の割戻しといいたいまいしょうか、復活といいたいまいしょうか、そういった部分が一部出てきておまして、もしあれがなかったらというのを考えますと、かなり厳しい状態ではなかったかなというふうに思います。復興割があったおかげでよかったなというふうに思っております。

議員の御質問でありますけれども、まだ現在のところプレミアム商品券、あとで補足を担当課長からいたさせますが、プレミアム商品券については課内でも、執行部内でもいつも話題にしております。商品券による一過性と区切るわけではないのですけれども、一過性の対策ではなくて、冬場の観光客誘致に向けた様々なキャンペーン、私が先ほど地震直後に行ったいろんな各地域に出向いて行ってというのを今後もまた展開していきたいというふうに思いますし、新たな広告とかPR、旅行商品の様なものの、こういう素材が小国町にはありますよという部分をさらにまた広くお知らせしていきたいと。風評被害の払拭のための部分と。今現在地震の影響でうんぬんというのは、全くそういう影響は建物とかお客様が泊まれない状況というのはないというふうに思っています。ただ町外の遠い方は、いまだにこの小国町でも被害が多くてちゃんと泊まれるのですかというような部分もあるから、そういう部分はやはり払拭しなければというふうに思っております。情報発信を行うということの、持続性の長いそういった部分の対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

少しちょっと長くなりますが、この観光というのは阿蘇・九重の一部分に属しておりますので、小国町単独だけでなく、例えば南小国町との協議会を設けております小国郷観光振興会議という組織もあったように思いますし、また阿蘇地域振興デザインセンターという組織もあります。そういった部分でかなり地震後の観光PRであったり、観光施策であったり、それは地域づくりやまちづくりも兼ねたようなそういった部分の予算も増やしたような、そういう部分を展開しているところであります。当面はプレミアム商品券のような部分を、今現在何月からするというのは決めてはおらず、まだ様子を見ているという段階であります。同時に、実は昨年世界農業遺産のワンピースの図柄が出たプレミアム商品券が昨年地方活性化交付金の中の枠組みで出たと思っておりますが、あれが非常に評判が良かったというのを聞いておりますので、特に県への観光対策の部分で道路の要望とかもしておりますが、その小国町としては特に県のプレミアム商品券とか、そういうのをしてくれないかという要望はしているところであります。

ちょっとすべて言いきれないのですが、補足があれば担当課から答弁をいたさせます。

情報課長（佐々木忠生君） 冬期に向けての入込客を増やすための施策ということで、町長のほうからほとんど説明をさせていただいたんですけれども、私のほうから少し内容等について御説明をさせていただきたいと思います。最初に9月の補正でお願いをいたしました観光地域ブランド確立支援事業ということで、先ほど町長が申しました阿蘇くじゅう観光圏の取り組みですね、これにつきまして町内の温泉地、それから観光地、飲食店を周遊するスタンプラリーと、冬期のスタンプラリーということで、12月17日から2月28日にかけて実施するようにしております。これにつきましては、参加店舗を募りましたところ温泉施設で21施設、飲食店で34店舗、それから観光地ということで鍋ヶ滝とそういうところで9施設というところを巡って、スタンプをもらって応募していただくと特産品が当たるというような仕組みでございます。それから12月の補正でお願いをいたしました同事業ですけれども、ターゲットを絞った旅行商品の開発ということで、美容ツアー、それから写真愛好家によるフォトツアー、それから旧国鉄宮原線を歩くウォーキングツアーというような部分でちょっと商品開発をしてみようかなというふうに思っております。それからその商品をもとにモニターツアー、これにつきましては写真愛好家やマスメディアの方に実際現地でその旅行商品を体験していただきまして、その方々に広く情報を発信していただくという部分で、例えば熊本地震からの小国へのアクセスの状況とかそういう部分も正確にそういう方々から広く情報を発信していただければというふうに思っております。

それから、それとはまた別に県への要望、活動のほうも行っております。実際、冬期の入込客が減るといふ部分につきましては、小国は寒冷地でありますし道路の凍結という部分もあります。そういう部分の中でミルクロードの凍結防止の24時間対応とか、それから大分県側からの東側のルートからの道路について二次アクセスですかね、日田駅からとか豊後森駅からとかそういう部分についてバス会社等にちょっと働きかけをお願いしたいという部分と、先ほど町長も申しましたように、昨年実施しました阿蘇地域世界農業遺産応援商品券について強く県のほうにも働きかけをさせていただきたいという部分でございます。

以上です。

1番（穴井帝史君） 今申されました、昨日予算書にも載っておりましたが観光地域ブランド確立支援事業負担金、ちょうど昨日議会後にちょっと観光関係の有名な方に会ったのですけれども、結構な数の取り組みをする自治体があるそうなのです。果たしてこれを行った場合にどのくらいの集客の見込みを立てているのか、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

情報課長（佐々木忠生君） なかなかこれをしたからすぐ集客が倍増するとかいうような部分は、ちょっとなかなか難しいような状況でございます。ただ、まずそういう商品を開発して、こういう取り組みをやっていくということが大事ではなかろうかなというふうに思っております。またこういう冬場の対策については、町のみではなかなか難しい部分もあるかと思っております。商工会、観光関係団体と連携を取りながら、こういう対策のほうも進めていきたいなというふうに思っております。

おります。

1 番（穴井帝史君） 私は、はっきり申しますけれども、国・県が行った最初70%割引にしても、これはあくまで宿泊限定でしたので、ほかの商工業に対しては一切の補助も行っていないのが現状でございます。また先ほど町長が言うなればトップセールスですか、北九州に行ったりとか、そういうのもあんまり観光客の増加に対しては意味があるのかないかちょっと不思議に思いますが、その辺はいかがですか。

町長（北里耕亮君） わいた温泉組合や杖立観光協会、それぞれできる範囲でかなり努力をされているというふうに私は思います。そういう中で自治体も、以前議会の中からも町長自らそういう努力というかそういう部分もということで、議会から言われたからしているわけではありませんけれども、当然やはり自治体の主な産業の部分でPRというものはすべきであるというふうに思っておりますので、この部分について議員と意見が違うかもしれませんが、私は正しいことをやったということで認識をいたしております。

1 番（穴井帝史君） 今言われたとおり、町長の一生懸命さはわかります。しかし、やはり何にでも使えるプレミアム商品券の発行というのは、今後本当に前向きに考えていただきたいと思いません。

町長（北里耕亮君） プレミアム商品券の存在自体を否定しているわけではありませぬので、その状況を見ながら検討するという部分ではあります。また議会構成は12名いらっしゃいますので、通常の地震後の今は話題でございますが、過去にプレミアム商品券をそれぞれ小国町も他町村にならって行った経緯がありますが、そのときも様々な意見が議会からも上がってきたように思います。その議会の完全なる総意というのは難しいかもしれませんが、御意見を様々いただいてそれで施策に反映しろと、これはすべきであるという部分の背中を押していただく部分もあれば、またさらに検討というかそういう部分の足しになるのではないかなと思っておりますが、あくまで主体性は執行部の中で最終的には判断をしなければならぬので、言葉的には引き続き検討という言葉にはなるのですけれども、大変議員の御意向というのは十分伝わりましたものですから、前にも御発言あったかと思っておりますが、さらに今回も要望されているという部分は執行部も把握をしてちょっと明確な答弁ではないですが、またさらに検討していくという部分にさせていただきたいと思っております。

1 番（穴井帝史君） では、次の質問にまいりたいと思っておりますが、明日今回の通告書にも出ておりますが、約2名の方が来年度予算の編成についての質問があると思っておりますが、特に補助金について一律5%という話を聞いておりますが、商工会についてのちょっとお話をしたいと思うのですが、商工会には予算項目が4本ほどありまして、全体でのこれは5%で考えているのか、また商工振興費だけなのかをお尋ねしたいと思います。

町長（北里耕亮君） これについては、後ほど担当課長や機会があれば副町長にも答弁をいたさせ

たいと思いますけれども、基本的にまず冒頭からお話をしているように、ちょうど12月という
と予算の組み立て、まずスタートする時期であります。これについては3月の予算議会まで少し
時間もありますが、最初の部分からくみ上げて政策的に力を入れる部分、選択と集中という言葉
が少しありますが、これは過去の事業、取り組み、事柄でもういいのではないか、もうやめてし
まおうではないかというような部分が、いろんな協議を経て3月の予算議会に提案するものであ
ります。このスタート地点であります、せつかくの機会ですからちょっとお話をさせていただきます
ますが、やはり行政というのは歳入と歳出の関係があります。その中で歳出の全体総額が歳入
に追いついていないといいたいまいしょうか、いわゆるスタート地点からなかなかお金が厳しい状況
であるという部分があります。ただその中で何も今5%というのは、確かにスタート地点は5%で
すけれども、その中で今言うように協議をしながら予算をくみ上げていきますけれども、そのジ
ャナル、例えば商工業だけを見ていただく、議員であれば全体を見ていただいて、その中から
また小国町としては将来こういう事業は大切なのではないかとかいう部分は、後にまたお話をいた
だければというふうに思っております。明日やあとの方もその予算の部分の御質問があるかと思
います。確かにパーセンテージだけ少し話がいろいろな部分にいておりまして、なかなか御不
安を与えている部分もあるかと思っておりますけれども、こういう質問があるということは予算とい
う部分に非常に興味を抱いているというところであれですけれども、早くから協議をするという姿勢も
いただくわけですからありがたいことでもありますけれども、この役場の状況も全体の部分を把握し
ていただいて、またその中から協議をさせていただきたいと思っております。でありますので、ちょ
っと担当課か副町長関係するところで答弁をお願いしたいと思います。

副町長（桑名真也君） 先ほど町長から答弁がありましたとおり、予算編成の基本原則としまして
は、「入るを量りて出ざるを為す」と言いますが、いくら入ってくるのかということを見積も
ってから歳出はいくら充てるのかというふうな考え方が原則でございます。そういった
中で、この度小国町の歳入の大層を占めております地方交付税につきまして、今財務省と総務省
との間で地財計画を折衝中でございますけれども、総務省が試算している出口ベースの地方交付
税の額が昨年度と比べると7千億円くらい減少すると、この地財折衝におかれてはさらに減少す
る、16兆7千億円が16兆円になっておりますけれども、さらに減少するということが見込ま
れている中で、うちの町の昨年度入ってきた交付税額を16兆7千億円から16兆円に減少す
ることをそのまま単純に割ってみても、9千万円程度の減少が見込まれるところでございま
して、それに合わせた歳出というのを組まなきゃいけませんという状況でございます。

そういった中で、先ほどいろんな方が5%一律にカットというふうにおっしゃっておられます
けれども、執行部として各課にお示ししている予算編成の方針の中でうたっておりますのは、義
務的経費を除きまして今年度予算額の5%以上の削減を原則として実施するというをお示し
しております、一端に一律5%という意味ではありません、5%以上の削減を原則として実

施というふううたっているところをございまして、事業ごとに当然精査はしていきまして、特に町の単独補助事業につきましては、その必要性を徹底的に検証しまして、効果や意義がなかなか見込めないものにつきましては廃止といったことも視野に入れながら、真に必要な事業のみに予算を付けていくという、めりはりのついた予算編成を行っていきたいというふうに考えております。個別の団体に対する補助金等につきましては、今予算編成中ですのでちょっと現段階でお答えするのは差し控えさせていただきます。

1 番（穴井帝史君） 今副町長の言葉にもございましたが、大変予算的に厳しいのはわかっております。去年確か一律10%だったと思いますが、これは商工会だけの話になるのですが、前年度おもてなし補助金等を約500万円も削除して、総計でいえば前年度に約32%減額している形になっております。それと現在商工振興費においては、ぎりぎりの状態であります。なぜかと申しますと、三社参り等の観光案内人の人件費、またその来客人数も昨年890名から今年度は1千900名までに増えており、前はマップなんかをつくってございましたが、そのマップをつくる余裕もない状況に置かれております。また、熊本物産フェア等の出店もできないのではないかと危惧するところがございます。

またちょっとこれは小さいことなのですけれども、夏祭り等の準備を青年部とかがやりますよね。そのときに約500円ぐらいの弁当代を出していたのが、そこまで問題視されたという話もございますので、青年部の会員は仕事を犠牲にしてまで町民交流のため頑張っておりますが、これは私としては非常におかしなことだと思われま。ぜひとも公正な予算編成をお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） その部分については少し私も意見がございますので、あとにつなげたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時02分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 穴井議員におかれましては、午前中に続いて質問を行ってください。

町長（北里耕亮君） 午前中最後の質問と御意見について、執行部から答弁をさせていただきます。

まず団体の補助金については通告はいただいていたので、正確な答弁というかそういう部分は概念的なお話をさせていただきますけれども、先ほど平成29年度の予算に向けては先ほどから何回も言っておりますように、その予算協議がスタートし始める時期に来ておまして、やっと協議を開催をしている途中であります。スタートし始めたですね。具体的な案件につきましてはまた3月が予算議会でありますし、先ほど答弁したように施政方針等も示させていただきますので概念的なお話をさせていただきますと、団体補助金についてはその事業

その事業そもそもが、団体の方の事業を役場、執行部は、行政は補佐するような、その業界の商工業なら商工業を側面から支えるというような部分で、させていただいているというふうに私は認識をしております。あくまで独自性は商工会なら商工会、森林組合なら森林組合、そういう部分が持たれていると。主体的にやられているというふうに思っております。ですから、午前中の最後の御意見の中に夏祭りのお弁当の話題も少し出てきたかと思いますが、それはやはりその団体の独自性を重んじていただいて、状況が厳しいというのは先ほどの発言で理解はいたしましたけれども、その部分を行政からどうのこうのというのは発言は控えさせていただきたいというふうに思っております。

ですので、例えば商工会の話であれば、振興補助金という部分があります。この部分を細分化していきますと、決まりきった年度年度の新しい事業でなくて、定例的な補助金も中にあるかと思いますが、通常ほかの例えば農業団体であったり林業団体であったりというところには出しておりません。過去には出しておりました。でも今そういうのが残っている団体は商工会だけあります。御意見をいろいろ拝聴していると、ほかの団体との整合性を見れば、そのあたりにもあまり御意見をいただくと、そのあたりにも影響があるかと思っておりますので、そこはお互い協議のもとで発言をいただければというふうに思っております。

1 番（穴井帝史君） 私は明日 2 名の方が来年度予算については質問するというので、今回は商工会関係だけお尋ねしたわけなのですが、ちょっと 1 点忘れたのですけれども、おもてなし補助金というのが削除されているという発言を先ほどいたしました、これが持続化補助金に変更され、またこれが小国町の場合は地震の被害が少なかったために認定しても却下される状態が続いておりますので、その辺も考慮した上で今後考えていただきたいと思っております。

情報課長（佐々木忠生君） おもてなし事業を平成 27 年度地方創生の先行型の交付金を活用いたしまして、商工会のほうに事業のほうを実施していただきました。平成 28 年度につきましては、議員がおっしゃるとおり国の小規模事業者持続化補助金という部分で、販路開拓や店舗改装等に利用できる補助金ということでそちらに乗り換えるという部分で、おもてなし事業のほうはカットさせていただいたというような経緯でございます。小規模事業者持続化補助金につきましては補助金の上限が 50 万円という部分で、事業費の 3 分の 2 で上限 50 万円というような事業でございます。ただ、ちょっといかんせん事務手続等で経営計画を作成とかそういう部分が発生するので、ちょっと混雑化はあるかなと思っております。その部分につきましては、商工会のほうから説明会や指導等を行っていただいているものというふうに思っております。ということで、よろしいでしょうか。

1 番（穴井帝史君） わかりました。それではこの件は終わりにいたしまして、次の質問にまいりたいと思っております。防犯カメラについてですが、これも今年の確か 3 月議会だったと思っておりますが、質問いたしました、やはり学校周辺、また通学路等、また小国には小中学校が 1 つずつしかご

ございませんので、現状を見ますとどこからでも入れます。ですから、主な学校周辺の道路とかにぜひとも監視カメラを設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） このことに関しましては、以前に教育委員会のほうに御質問があったように受け賜っております。現在学校におきましては、警備会社に委託して安全確保のお願いをしている状況でございます。子どもたちの安全確保ということは大切なことでございますので、監視カメラ、防犯カメラなどあればそれに越したことはないと思っておりますが、議員もおっしゃったように出入口は幾つもございますし、今のところは警備の上に防犯カメラの設置の依頼まではしていない状況でございます。学校は一方では開かれたオープンなところであってほしいと思っておりますし、また一方ではそうした不審者対策等、ここが大変難しい問題だと思うところがございますが、何らかの対応も考えなくてはならない複雑なところもございます。

ところで、阿蘇管内の設置状況では、一の宮中学校が職員室からグラウンドの生徒の状況が見えにくいということで設置していると。また産山小中学校、それから高森東小学校では玄関の来客者の確認用として設置しているとの話を聞いたことがあります。またりんどうヶ丘小学校は観光客の増加に伴って設置しているというふうに聞いております。日頃から開かれた学校づくりということを学校にはお願いしておりますことから、学校職員には来客はじめ不審者等に関しましては、気を抜くことなく引き締めて迅速・適切な対応をお願いしているところがございます。

ところで、話が変わりますけれども、最近では町の人通りの多いところに防犯協会の御好意で数台設置しているということを知りました。学校もですが、子どもたちは家庭周辺や町の中で遊んだりする、活動いたしますので、これはこれで教育委員会としては大変ありがたいなと思っております。いずれにいたしましても、子どもの安全を守る、命を守るということは最優先事項でございます。大変ありがたい御指摘をいただいていると思っておりますし、また先ほど何か起こってからでは遅いという御指摘もありますので、今後とも関連機関との協議や、あるいは各方面の方々の御意見をしっかり拝聴しながら考えてまいりたいなと思っております。

以上です。

1 番（穴井帝史君） 今の教育長のお言葉にあられましたが、何カ所かに設置してあるということでしたが、現在どこに設置してありますか。

教育長（麻生廣文君） すみません、ただ防犯協会でございますので警察関係になりまして、私どものほうではどこにということについては確認をしております。

総務課長（松岡勝也君） 今の防犯協会のほうが付けてあるということですが、防犯協会は今回の火災も関連いたしまして、町内に今県警のほうから借り上げて、3台町内に付けております。場所についてはちょっと個人的なところがあるか、場所は公表はまだできないのですが、町内に一応3カ所今付けております。今回の火災を機に、小国郷の防犯協会でも小国町に1基、南

小国町に平成28年度は1基ずつ町内に付けるということで先日立会いたしまして、ゆうステーション周辺に、国道全体が見えるところと、ゆうステーションが全部写るというところに町内で1カ所取りあえず平成28年度は付けるということでございます。今後平成29年度におきましてもこういった形で、リースでございますけれども、こういった形で防犯カメラを増やしていただきたいと警察のほうからもあってありますので、進めていきたいというふうに思っています。

併せて今年度からいろんな全国安全環境ネットワーク協会というのがございまして、そちらのほうから町有地に設置しております飲料水の自動販売機で、もちろん設置されている方とメーカーとの関係もありますけれども、飲料水の売上げをそちらの協会のほうで管理していただくとともに、カメラを設置するという事業もあるということで、そちらのほうも採算が合う場合は設置ができるということです。そちらのほうもちょっと情報提供をしているところでございます。

1番（穴井帝史君） 今言われたのは、多分ちょっとここに私もパンフレットがあるのですけれども、これのことでよろしいのですよね、自販機。そこに付いているやつと同等のやつですよね。ここの隣保館に付いていますよね。それと先ほど11番議員からも質問がありましたが、今回の火災があった道路におきましても、もちろん通学路でもあり出火原因が不明とのことで、周辺の住民の方におかれましてはいまだに不安を抱いているのではなかろうかと思われまますので、これは犯罪の抑制にもつながりますので、ぜひとも早急に対応いたしてもらいたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わりにいたします。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。1時20分から再開をいたします。

（午後1時14分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時20分）

議長（渡邊誠次君） 4番、高村祝次君。

4番（高村祝次君） それでは一般質問の中で、仮通告で副町長の就任について思うことと、教育長として今後の教育についての考えをお尋ねしたいと思いますけれども、副町長については今から質問の中でいろいろお尋ねしていきたいというふうに思います。

昨日、小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例が賛成多数で可決されたわけですが、このことについて通告はしておりませんが、質問をしていきたいというふうに思います。取りあえず、おそらく否決になるだろうと私は予測をしておりました。というのも、この推進委員の仕事が私はどういう仕事をして、この条例の中で年間15万円払い、定数は12名になると結局180万円いるわけですし、先ほどから交付税が減ってくるということで副町長の話もございましたけれども、取りあえず産業課長にお尋ねをいたします。

月曜日だろうと思いますけれども、産業課長と村上局長は3番議員の北里勝義議員のところに行ったという話をお伺いしております。その指図はおそらく町長がしたというふうに思います。

おそらく私はこの推進委員の仕事を賛成した議員の方々はわかっておるのかなと。おそらくわからないでただ条例を通したということではないかなと。私が何でそういうことを言うかということ、私が農業委員、あるいは農協の理事も9年間させていただきました。ちょうど農協の理事をさせていただいたのが、農協が合併したあとでございました。合併のとき私は大概一生懸命反対をしたわけです。そのときの農協の組合長なんかは上から言われるから、国から言われるから合併をしなければならないと。合併するメリットは大量に買えば物が安くなるといううたい文句で、わからない農家の方々は合併に参加したわけです。しかしながら、今日に至っては政府は農協潰しにかかってきたと。農協は何のためにあるのかと。農協職員をまかなうために物売り、共済推進をしなければならないと。現状は農協職員の採用をしても、農協の採用試験を受ける人がいないというような状況になってきた。ですから、私が当時言ったことは、大企業がいいのか中小企業がいいのか、零細企業の農家がいいのか、それは経営者によって変わってくるということを私はしきりに言いました。大企業は安心と、大手証券会社に行ったらもう安泰だということは絶対私はないと、やはり経営者によって変わってくると。現実には農協が合併して不良債権の回収が始まった。これは小泉改革で企業だけ不良債権するのではなくて農協も一緒と。4分類に分けてそして破綻懸念先から順次回収をしていくと。そのために後継者がどんどん辞めていかなければならないような状況になってきたのが現状の農家の姿ですよ。だから耕作放棄地も増えてきた。後継者がいない。そういうような状況を果たして賛成した議員の人たちはわかっているのかなというふうに思います。

私は親父が辞めて、ちょうど私が42歳だったと思います。議会の一般質問には必ず出席をしてまいりました。来ないときもありました。もう20数年間一般質問を眺めてまいりましたけれども、今の執行部の課長はじめ議員のレベルの低下、私も議員でありながら非常に言うのはおかしいのですけれども、つくづくと感じます。当時は皆、議員の方は元気がよかったですよ。本当に町のために一生懸命議論を尽くしてきたと。今回の昨年改正があつて、町民から言われるのは「議会がしっかりしてくださいよ」と、「執行部は何しているのか」という声が多く聞かれます。ましてや今回のこういう農業委員会の条例なんか、意味もわからないで、中身も詰めないで条例にかけると。私も昨日討論の中で言いましたけれども、これは委員会付託か何かやるべきではないかと。資料は参考資料と書いてあるわけですよ。法律でこうしなさいではないですよ。そこあたりが今の執行部は全然町長にアドバイスすることもできない。これで町がよくなるはずがないですよ。まして副町長は国から来ておりますよ。1千360万円ぐらい町が払っています。そういう話がおそらく町長から副町長、総務課長も誰か議員を説得しないと、否決されるという話になったと思います。違いますか。

産業課長、産業課長としてやはり今の農業状況を踏まえて、何で耕作放棄地が増えるのかということを実際に考えたことがありますか。私は今まで課長たちをほめたたえてきました。実際は

私は真からだらしのないと。町長にもいろんなアドバイスもできないような課長がですよ、町がよくなるはずがない。議員もしかり。だから今までの課長たちは北里町長が嫌いな人は辞めていったのは事実ですよ。陰では北里町長の悪口をしきりに言っている。おそらく今の課長も町長はいいと、町長は素晴らしいという課長は、おそらく私は正面切って言える課長はいないというふうに私は思っております。そういう中で町がよくなるはずがない。町民の方は非常に苦勞して努力しているのですよ。日が照っても、雨が降っても、雪が降っても、外で一生懸命年金暮らしの人たちは一銭でも稼がないといけないと。そのために家庭菜園をつくっている。そんな中に害虫駆除でやられ、イノシシにやられる、シカにやられる、アナグマにやられる。そういう苦勞をしている姿を課長たちはわかっておりますか。わからないからこういう農業委員会の問題ということで軽率に扱うのでしょうか。違いますか、産業課長。どうぞ答弁をお願いします。

産業課長（澁谷洋典君） 今回の条例改正につきましては、上位法の法改正ということで、農林業に携わる産業課といたしましては、農業委員会とは密に連携を取りながら農業政策を進めていく立場にありながら、今回の条例改正について委員会あたりでの審議あたりができていなかったというのは、その辺はちょっと執行部としても少し落ち度があったのではないかなとは考えております。

4番（高村祝次君） そういうあとから言われて、足りなかったとか言うのは簡単なことですよ。副町長、このことについて議員に説得に行くことを知っていたのですか。

副町長（桑名真也君） 私が動くといえますか、議員の皆さまに説得するのが、仮に町長なのか産業課長なのか別に誰がやったかとかではなくて、町としてこの条例を議会のほうに上程させていただいて、議論をしていただいて、議決をしていただくという姿勢を貫いたというふうに理解しております。

4番（高村祝次君） 町としてではなくて、現状の農家の姿がよくわからないでしょう、副町長は。だからこの前も南小国、産山、小国の議会を集めて講演をしたとき私が電話したわけですよ。「あなたは小国の田舎の集落に行ったことがありますかと、そのほうが先でしょう」と。そういう田舎の方々が非常に農地法に決められて後継者がいない、売りたいけれども農地法に決められて売れないということは、再三私が一般質問で言って、しっかりやってくださいということを言ったと思います。総務課長、総務課長はわかっていたでしょう、行くことを。私は議員が手を挙げる、挙げないを言っているのではないですよ。執行部としてこの条例をどう重んじていたかということですよ。先ほど言ったように繰り返しますけれども、この推進委員の仕事がどういう仕事をするのかということがわかっているなら、簡単に条例改正にいかないと思います。お金はないといいながら180万円ぐらいお金は要りますよ、この条例を通したばっかりに。総務課長、どうですか。

総務課長（松岡勝也君） 今回の農業委員会法改正につきましては、産業課長が答えを言ったと思

いますけれども、やはりこれは国の大きい政策の中で確かにこういった最適化推進委員を設けることによって集約化、また耕作放棄地をなくすという1つの方針だったというふうに思っております。今回私もこの条例を通さなければ小国のこれからの農政の、国の示したそれにはやはり従うべきだと思っておりますし、しかし小国型のこのやり方が国が申したとおりするのが最適かというのはまた論議があるかと思っておりますけれども、やはり1つでも動きを出しながら阿蘇郡の中でもそういった論議がなされた中で、改正に伴って新しい政策に取り組んでいくということではないかなというふうに思っております。

4番（高村祝次君） それはただ総務課長の思いを言っているだけであって、総務課長、やはり産業課長が議員のところに行くということをお宅は知っていたでしょう。その前にちゃんと知っていたなら、ちょっと待てと、それはおかしいという判断ができなかったのかということですよ、私が言っているのは。その判断はできなかったのですか。

総務課長（松岡勝也君） 産業課長と局長が、議員のところに行くということは私は聞いておりません。非常に厳しい御意見は間接的には入ってございましたけれども、話に行くというのは聞いておりません。

4番（高村祝次君） 内容もわからないので。それならさっき私が言ったように、農協合併のときも上から言われるから合併しましたと、今も全く逆の方向ですよ。それと同じですよ。上から言われたから何でもかんでも聞かなければということではないですよ。だから町の条例をつくるのですよ。町の条例をつくるためには、やっぱり議員の言うことや多くの人たちの言うことを聞いてつくるのが条例ではないですか。違いますか、副町長。

副町長（桑名真也君） 今回の条例につきましては、農業委員会と推進委員会の定数を定める条例でございます、その農業委員会とはかくあるべき、推進委員とはかくあるべきというものを定めるものではありません、あくまで定数を定めるものとなっておりますので、そういったところにつきまして、町のほうに法令から法律のほうから授權をされているというふうに理解しております、そのものについて町のほうの条例に授權されているわけではないというふうに理解しております。

4番（高村祝次君） 町の条例はあるけれども、内容が全然わかっていないです。推進委員がどういう仕事をするか。内容はその辺はできているのですか。説明ができますか。こういうことをやりますと。おそらく私はこういう条例をつくっても、どういう人が人選してなるかわかりませんが、それがスムーズにいつても何でも農家の方が困っていることが解消するとは絶対私は思っておりません。ただできただけで、お金が年間15万円払うだけと。ややもすると、なる人がいないかもしれません。そういう条例をつくる前に、やはりこういう推進委員はどのような仕事をしていかなければならないかと。内容はわからないで、条例をつくって何になるのですか。おそらく私はこの前全員協議会のときに10番の時松議員が言ったように、町長が農業委員会の会長にな

りたいから、町長も行政がなると何か便利がいいというか、いいですよというように私は聞いていて解釈しましたがけれども、私はそういうことではないと思うのですよ。非常に農業委員の方々に聞くと、町長がなっているばかりに非常に難しいところもあるということを知っています。もうここで条例の中で議会推薦もなくなった、どこから選ぶのかといったら町長が任命すると、議会が承認するだけの話と。11名を選ぶのに何も決まっていない。協議会の話が25日にありました。私に連絡があったのが十何日だったと思います。私は24、25日はいませんと。事務局から電話があって答えました。22日にしてくださいと。あとから掛かったら25日になりましたと。私がいると一人で協議会の中で言うからおそらく私がいなかったときにしたほうが便利がいいかなというふうに私は解釈したから、「あとから説明に上がります」と、「説明は上がらなくてもいいです、私はわかっております」と。そしてこの前の説明の中では、協議会長もなかなかそこでは決まらないから、何か次の産業課か何かで説明しますというふうな説明がございましたけれども、全く決まっていないですよ、何も。これで条例はできますか。ただ定数を決めた、金額を決めた、中身は全然できていないと。よその町村に聞いてみてくださいよ、阿蘇市から南小国から。産業課長、調べましたか。産業課長。

町長（北里耕亮君） 先ほどから御意見がいろいろ出ておりますけれども、ちょっと論点を整理させていただきたいと思っておりますけれども、今回の条例改正は最適化推進委員という新しい枠組みをつくるわけでございますけれども、先の全員協議会でも高村議員は御意見があるというのは理解をしておりますが、ここに集中して議論を交わさせていただきたいと思っておりますけれども、私は執行部としてはこの条例を上程する上において必要であるというように思っております。これは上位法が決まったからという部分ではなくて、耕作放棄地をしっかりと把握をして、調査をしてという部分は今現在の農業委員の限られた人数では非常に業務過多であります。その部分において、現在もパトロール等を行っておりますけれども、なかなか法令業務、許可業務、議員も農業委員経験者ですからおわかりになると思っておりますけれども、その業務に追われて、現地確認とかそういう部分もあります。現地というのは許可制度の現地確認ですね。そういう部分もありまして、日頃からお仕事されている中で月のうちに何日も出なければいけないという部分で、なかなか業務過多になっております。それに併せてパトロールがあると。前回小国町の中にも耕作放棄地がありまして、B判定、A判定、不作地という部分があるというのをお話させていただきました。それをきちっとデータに整理するだけでもかなりの業務量であります。国はそういうのも見越して、この最適化推進委員、農地という部分をいかに最良の地に位置づけるか、最適化推進、その場合にB判定のところなどを、山林化しているところをいつまでも農地の扱いにせず、木が植わっていますのでそういうのは除外して行って非農地化していくという作業を、これから膨大な量をしていかなければなりません。そういった部分で農業の部分を補佐する大事な推進委員の枠組み制度であって、決して無駄であるとか必要でないとかいうことは、一切私は考えておりません。

大変必要であるというふうに、そういう部分があって上程をさせていただくわけでございます。

産業課長（澁谷洋典君） 他市町村がこの推進に対してのどのような取り決めをしているとか、その辺につきましては、農業委員会の事務局長のほうはもしかすると調べているかもしれませんがけれども、産業課長として他市町村の状況を調べてはございません。

町長（北里耕亮君） 私が把握しておりますので、本年4月が高森町の改正がありました。そこでは議案は通っております。来年の7月改選が、例えば阿蘇郡の中では西原以外は高森は先にやっていますので、すべて審議をされるものと思っています。そこで12月議会で西原は4月以降でありますので、小国、南小国、南阿蘇村、阿蘇市、そこが上程されるものと思っています。聞くところによりますと、通常どおりの議案の上程であるというふうに伺っております。

4番（高村祝次君） 先ほどから町長に思いを述べてもらいましたが、それは町長の思いであって、現に農業委員会でもできるという話でございます。何回回っても耕作放棄地は同じと、だから今の農業委員でもできると、その決断がなかなかできないという話を聞いております。また、よその町村の状況を今町長が言いましたけれども、私が尋ねているのはよその町村の議会とか執行部の対応で、この農業委員会の条例を上げる前にどのような状況で審議をしているのかということが産業課長から聞いたかったわけです。できたところを聞いているのではない。それは、できたところは町長の言うなりで、はい、右へならえで手を挙げた議会もあるだろうし、ああ、これはちょっと今回は法改正もしていかなければならないし、条例もつくらなければいけないということで慎重にやって、委員会付託とかいうことをやっている町村もあるということをお前は聞いたかったのですよ。やっているところはあっても、それは町長が言ったら皆右に手を挙げて賛成とできるように、それを私が言っているのに、真剣に慎重に考えている町村はやはりさっきから私が言うように委員会付託などしている。だから小国町のさっき私が言っているように、今回の議会においては議長もわからない、議運の委員長もわからない、まして常任委員長もわからない。重要性というのがわからない、ざまはないと。それは町民から言われても仕方ない。それを言っているのですよ、私が言っているのは。そんなに騒いでしなればいけない問題かと。十分時間をかけて産業委員会に付託してわかる人たちが真剣に話し合えば、私がこんな嫌いなことをみんなに言うこともない。町長は当初出したときから、町長は私と意見が違うからと全く意見を聞く余地もない、心の余裕もない。私も私が言ったことを町長がすんなり呑み込むことを考える町長ではないということをお前がわかっているから、あえて言っているわけですよ。全然考え、町長と私は育ちが違うから全然違うわけですよ。しかし、話せばわかることです。あえて執行部は話に打ってこない。頭からあなたと私は違いますということですか。それでよい町ができますか。私はできないと思います。

私は前、前町長の宮崎暢俊さんといろんなことで論をしました。しかし、前町長は大事なことは私にちゃんと相談して、どうでしょうかと。今、農協にあるヨーグルト工場ができるときも大

概論をした。それは今の産業課長の澁谷君はよくわかっているし、農協の組合長と半端ケンカくらいまでしてヨーグルト工場をつくった。それだけ論戦をやった。だからこの場で論戦を皆やらないといけないのでしょう、議員の皆さん。これが議会。一步出たらお互い普通の人ですよ。この場しかないのですよ、議会しか。その議会で論をしないということは、執行部は頭の痛いことはよけているということでしょう。何で町がよくなりますか。やっぱりこの中で議会もお互いが意見をやり合うと。ただ執行部がいて質問するだけでなく、議員だけでもいいのですよ。本当にやれば。それが町の活性化につながっていくのですよ。宮崎町長のときにはそれが活性化して、言い過ぎた少数の意見を聞けばあの人にはまた町長をしていたかもしれない。それがなくて賛成多数で押し切って失敗もしてきた。それでしょう。

また北里町長が何回出るか知りませんが、おそらく出れば出るほど町の財政は悪くなっていく、何もしない。先ほどから財源が交付税が減ってくると。事業をやっていますか、何も事業をやっていない。お金がないからやらない。先ほど1番議員が商工会の補助金が減ったという話をしましたけれども、私は団体補助金を思い切ってばっさり切るべきと。副町長が今度やるかなと、思い切って団体補助金などばっさり切ってしまって、本当に経済につながることに予算を積み込んでいくかなと。それができないなら副町長はいても同じ。私は、町長が副町長を置くということに対して、私は必要ないという反対をずっと重ねてきました。桑名副町長が悪いというわけではないですよ。誰が来ても必要ないと。今の町長の姿勢で誰が来ても同じと、どんな課長がなっても同じと私はそういう認識しかしていない。町は絶対よくなる。私が断言しておきます。北里町長では町はよくなる。議員との対話も避けるぐらいで絶対よくなる。もう副町長、思い切ってやりたいなら1千360万円がもったいない。それをみんなその1千360万円を困っている人にやったほうがよっぽどましというふうに私は思っております。だから今日は副町長が副町長になって思うことを述べてもらいたかったのですけれども、こういうような状況になって述べていただくことができませんので、しっかりそのあたりは思い切って無駄な予算は削って、要するに入ってくるお金がないなら出ていくお金を切らなければいけないわけです。人件費を切る。今毎年雇用をしておりますけれども、人口は減る中でどんどん職員を増やして将来はどうなるかと。今の課長たちはいいかもしれないですよ。一時そういう時代があった。希望退職する。おそらく今職員の入ってくる人たちが定年間近になったときは、人口も減っている、事業も、町の税収も上がらない。そのときは職員に希望退職を取るような時代が絶対来る。私は前回も言ったように今どうではないと、私が言っていることが10年先、20年先、「ああいう議員がいてああいうことを言ったが、本当になったな」ということがわかればいいと前回も私は言いましたよ。今日はあえて私の思いを言いましたけれども、絶対町はよくなる。ここにいる議員の皆さんも公務員上がり4人いますよ、4人。事業をしている人が何人いますか。雇用している人が何人いますか。非常に企業を起こすのは大変です、今は。人がいない。事業を起こさ

ないと町は豊かにならないでしょう。何でもいなら補助金を持ってきますか。

町長は今、環境モデル都市をしきりに言っていますけれども、私はこれは言うだけであって何にもならない。これで町がよくなると思ったら、町民は期待外れをしてがっかりしますよ。絶対期待外れをします、これは。当たりはしません。ある代議士と話しました、私。環境モデル都市なんか町はよくなりませんよと、そうですよと。政策課をつくったばかりに何千万いっていますか、職員が何人いますか。補助金が来なくなったら政策課は何しますか。環境モデル都市でバイオマス発電で材料はどんどんそちらにいて、値上げをしたときにはボイラーを焚くことはできないですよ。これは数回私は言いましたけれども、実際そうなりますよ。だから私は前回も言いましたように、この広い山林を年間50ヘクタール伐採しましょうという提案をしました。みんな笑って聞いているかもしれませんが、実際それをやらないと、今環境モデル都市でボイラーを据えても足りなくなると。昨日も友達と会って話しました。今は国の政策でバイオマス発電ができたお陰で木をどんどん切っていますと。俺たちはまたトラックを買わないといけないと。また8千万円かけたトラックを買うぞという話をしました。それだけ材木は動いているのですよ、バイオマス発電ができたお陰で。そういうことで、北里町長では町は絶対よくなりえないということを私は断言しておきます。

それでは時間がなくなりましたので、教育長として今後の教育について、特に教育長は非常に私は優秀な人というふうに聞いております。実際は私は教育長はどういう人か知らない。教育長の兄貴さんはよく知っております。役場にお勤めの兄貴さんもよく知っておりますけれども、教育長は全然知らないということで、人事案件については私は白紙で出しました。やはり教育長になってから、前教育長も素晴らしい人だなどと思っておりましたけれども、最後は何かわからない、あまり意欲のない去り方をしていきましたけれども、やっぱり議会があって非常に町長との間に挟まれてきつい点もあろうかと思えます。しかし、今小国町の子どもがやはり教育長のよう立派に育つためにはどうしたら、どういう教育をやっていくのか。あるいは小国高校を存続するためにはどういう、県立ですけども私は私立でも町立でも将来は構わないというふうに、そういう道を教育長は考えているのかなというふうに思えます。ですからあと20分間ありますので、教育長、20分かけてゆっくり町民にわかるように、これは放送されますので、「ああ、こういう立派な教育長さんが来たか」と。小国高校を出て、出身は南小国の中原で麻生さんという家柄の人ですけども、教育一家というふうに思っております。しっかり20分間、中で私は止めませんので、ゆっくり町民にわかるように挨拶を兼ねて教育方針を述べてもらいたいというふうに思えます。

教育長（麻生廣文君） ありがとうございます。すごく気持ちの中に大変やる気が出てくるといいますか、非常にパワーをいただいたと思っております。まずもってこのような機会をいただきまして、議員の皆さまあるいは町内の町民の皆さまに教育行政に係る話をさせていただきますこと

に感謝申し上げます。

小国の地名は一説には「国小なりといえども青山四方を巡りて住吉の国なり」と、これは神話にございました。豊かな自然と伝統文化に恵まれた大変歴史ある土地柄であると思っております。温かい人情味あふれる人々が暮らす中で、北里柴三郎博士はじめ素晴らしい人材を輩出しております。博士は交流と学習という言葉を残されておりますけれども、これはまさしく人生を豊かにする言葉だと思っております。教育行政は杉の植林ではございませんが、30年、50年、100年先を見通す必要があると思っております。さて教育長を拝命し、2カ月がたちました。小国の教育にかける思いや見通しを述べさせていただきますが、着任以来、休日度に町内を回ったり、小国郷史あるいは柴三郎先生の本などを読みあさっております。まず道を覚えるとか、あるいは小国の人材に触れると、小国町の良さに触れる機会を取りたいと思っております。

それから町内の教育行政に係ることでは、小国町の教育大綱が平成27年8月に策定されております。そして平成28年3月に小国町の総合計画後期基本計画が策定されておまして、その第5章が教育文化の向上の計画が示されております。この中に目指す子ども像というのがありまして、「国際化・情報化に対応する能力を育み、豊かな人間性と確かな学力を身に付け、ふるさと小国を愛し、誇りを持つ子どもを育成する」と示しております。これを読みまして、まさしく私の気持ちと一致したところがございます。そこで教育大綱をさらに読み返したところがございますが、その3番に基本理念というのが示されておまして、恵まれた自然だとか先見の精神と豊かな人情など、こういうものは小国町の教育資源という言葉で示してありましたので、そういった点をあとでお話をさせていただきたいと思っております。いずれにしましても町民誰もが心豊かな生活を営む中で、小国に生まれてよかった、小国で育ってよかった、小国で暮らしてよかったと実感できるそういう教育を推進しますと、このようにうたい上げています。それを受けまして、基本目標では幼児期の教育、それから学校教育、社会教育の3点が示されておまして、基本施策として6点、就学前教育、学校教育、生涯学習、芸術文化の継承・保護、それからスポーツ、それから人権教育の推進の6点示されておりますけれども、本日私はここで学校教育の充実に係る点、これを述べさせていただきたいと思っております。

先ほど議員もおっしゃいましたように、北里武一前教育長の推進した中高一貫教育、あるいは学校運営協議会の立ち上げ、それから小国学の創設、ICT教育や英語活動の推進等、県下においても先進的に素晴らしい取り組みが進められていると思っております。ただこれらは勝手にカリキュラムを変えたりすることはできませんので、小国小・中学校におきましては平成26年3月3日付で文部科学大臣による教育課程特例校の認可が下りて、その下ではじめて成せることでもあります。

私は10月から着任いたしました。年度途中でございますので、大きな点での変更というのは学校を混乱させるだろうと。そこで次年度の計画とか、あるいは推進策をどのように進めるかと

というのが当面の私の課題だと考えました。学校を回ったり町内を回ったりしながら、次年度に向けた構想を今練っている、あるいは実態把握に努めているところでございます。

これはちょっと今朝の新聞なのですが、熊日です。OECDのPISAの学習到達の調査というのが今日出されて、日本はトップ水準にあるといいながらも読解力、これは8位に後退しているというようなところで、こういった点、現場の例えば小中学校あたりでは読解力については非常に今後とも課題になるかなと思っているところでございます。

他方、企業等がこんな若者が欲しいというようなそういった要請では、コミュニケーション能力だとか、あるいは創造力、これはクリエーションもありますしイマジネーションもありますが、そういうのが非常に豊かな若者がこれから育って会社を担ってほしいというような、その他もございませけれども、そういった社会、あるいは時代の要請等に応じた子どもたちを育てていく必要があるだろうと思っています。学校教育ではそうはいいまして、基礎基本の充実、それからそれらを活用して課題を解決していく力、そういう能力、そういうものが私はすごく大事になるというふうに思っております。たくさんいろんな力があるのももちろんできますが、基礎基本の充実、それを活用する能力、こういうふうにポイントを絞って考えております。実際に今後学校ともしっかり詰めながら進めなければならないと思っておりますが、4月からは小国の教育チャレンジプランと銘打った基本計画といいますか、そういうものを考えているところです。その目指す子ども像は先ほど申し上げましたように、再度申し上げますけれども、国際化・情報化に対応する能力を育む、豊かな人間性と確かな学力を身に付ける、そしてふるさと小国を愛し、誇りを持つ子ども。こうした子どもを育成するのだということを進めていきたいと思っております。当然小国では小中一貫教育というのを核にして取り組んでいこうと思っています。

基本的な取り組みの中心となるフレーズというのを5点考えておりますが、1つは学力充実の取り組みでございませ。あとでまた説明をいたします。二つ目が開かれた学校づくりでございませ。それから三つ目が小国学、すなわちふるさと教育の推進。それから四つ目が情報化・国際化に向けた取り組み。5点目が教育研究会の活性化。この5点を具体的に考えていくと。もちろんこれまで取り組んでこられた部分の良いところはしっかり残しながら、変えるべきは変えると。そのためには私もですが、学校の先生方にも汗を流してもらったり知恵を出してもらったりするところがあると思っていますところでございませ。

まず1点目の学力充実の取り組みでございませけれども、これは小中一貫教育の充実を通した学力向上ということになります。具体的には全学調と略したりもしますが、全国学力学習状況調査、それから県学調、熊本県の学力学習状況調査等、これらは子どもたちの学力をしっかりと測る上で私は大切にしたいと思っておりますので、この分析、あるいは活用というのはしっかりと学校に取り組んでもらいたいと。そういったところで、学校だけではなくて教育委員会もタイアップしたチーム小国の教育というような、これは仮の名称でございませが、そういったものを立ち上

げていきたいな。これはまた最後5点目と絡みますので、あとで話したいと思います。

それから学力向上につきましては、町からの手厚い支援をいただいております。教育指導員の配置、あるいは学習支援員、生活支援員等、大変手厚い御支援をいただいておりますので、これはこの前も校長にヒアリングしましたが、非常に頑張っているというような話を伺っております。さらにより効果的・効率的な活用というものを考えていく必要があるなと思っております。

それから実際の子どもたちへの支援として英検などの支援等ございますが、例えばサマースクールというのがありまして、英語教育の充実と絡めたものがございますけれども、9年生、中学3年生あたりにつきましてはこういった部分を、あと国社数理など他教科の充実も図って、9年生あたりは3日ぐらいできないかなとか今模索しているところでございます。

それから大きな2点目でございますが、これは開かれた学校づくりのさらなる推進ということを考えています。これはまたポイントになる部分は学校運営協議会、あるいは熊本版のコミュニティスクール構想というのがございます。これまた小国型をつくっていく必要があると。現在、学校運営協議会というのが小中学校合同で取り組むようになっております。先月、コミュニティスクールの先進校等を協議委員さん方と一緒に視察に参りましたけれども、小国では今後コミュニティ部分の措置の充実が必要かなと。学校運営協議会とコミュニティの両輪といいますか、この充実・連携を図っていきたいと思っております。

また他方、今小中学校ともに大変充実した取り組みがなされておりますが、この素晴らしい取り組みを地域や保護者にもっと発信するというのも必要かなと。学校公開日というのがございますけれども、この充実ももっと図る必要があるというふうに学校を訪問して受け止めたところでございます。

それから3点目でございますが、これは豊かな人間性の育成に向けたふるさと教育、小国学の推進ということになります。その1点目は、すばらしい自然や歴史、文化、伝統遺産とございます。たくさんの人材もおられますので、豊かな体験を重視した教育活動というのは、これはぜひさらに展開していきたいと思っておりますが、これは併せて今回の学習指導要領改訂で特別の教科道徳ができて、今小学校が移行措置に今年から入っております。中学校が来年から入りますが、この確実な移行というのはこれはここ3年間の大きなポイントになると思っております。

それから、その豊かな人間性の二つ目として小国学の推進、この点が充実というのがあります。このことでは、ふるさと小国というものを意識した人権教育の視点と、それからもう1つ環境モデル都市小国町構想に向けた教育活動の小国学の視点、この二つの点を柱にしたいと思っております。当然環境教育とか、あるいは木育・森林学の推進、あるいは地域の素材・人材、ここあたりにポイントをしっかり置いていく、そして進めていくと思っております。

またそのことと大変関連するのですが、3点目に小国町の自然、伝統文化、歴史、遺産、

あるいは先人たちの教材化といたしますか、こういうことを視野に入れております。いくなれば、小国の人・もの・ことなどの素材開発と、これを教材化していったらどうかなど。例えば、読み物資料などにして子どもたちにも使う、家庭でも読んでいただくとか、こういう部分をどちらかといいますと、私はそういうことを長い間やってきた経験もございますので、児童・生徒だけでなく家庭や地域においても活用できるようなものというのを、これはじっくり2、3年かけないと難しい部分もあるかなと思っておりますが、ぜひやっていきたいと思っております。

それから4点目ですが、国際化・情報化に対応する人材育成に向けた教育の推進というのがございます。このことでは国際化に対応する観点から、これまでも取り組んでおります外国語活動と、あるいは外国語教育の充実ですね。具体的には英会話、英語活動、英語教育の充実ということになるかと思っておりますが、町では先ほど申し上げましたように英語検定の町費負担支援とか、あるいはALT、あるいは英語活動学習支援員などを配置していただいております。これまた感謝を申し上げたいと思っております。こうした部分をそれに見合う活用・促進を考えていきたいと思っております。

また多方多面の情報化への対応という観点からは、2点目としてはICT教育の推進というものも当然考えていく必要があると思っております。これは以前、熊本県でマイ・タッチ計画とか、触ればいいとかいうような目的で始まった経過がございますけれども、ICTを使えばいいというのが目的にならないように、これはICTの機器を活用して学習指導法の改善とか充実につなげたいと、そういうふうに思っております。要は子どもたちの学力向上につなげるということでございます。

5点目が小国町教育研究会の活性化であります。これまで小学校あるいは中学校、あるいは小中一貫としての小中学校において教育研究会自体ございますけれども、非常にある面、整理・統合されていないというような部分を感じました。そういったことで、先ほど申し上げましたようにチーム小国の教育というものを立ち上げていく、教育研究会の活性化を図っていくつもりです。ただ学校教職員もとても忙しい状況がありますので、組織や運営を整理・統合したいと。例えば、これは仮でございますが、小中一貫教育、あるいはコミュニティスクールの充実を図るような学校運営の活性化部会だとか。あるいは小国学に代表されるふるさと教育推進部会。あるいは国際化・情報化社会への対応としての英語教育、あるいはICT部会と。こういうようなたくさん増やしても学校はまた混乱しますので、3つぐらいに統合していろんな部分を組織の再編を図って、研究分野というのを専門化してやったら先生方も充実するのではないかなと。今いろんなのに顔を突っ込むような形というのをやっておりますけれども、そういう縦をつくり、それで横の連携を図りながらやっていくというようなことを考えております。

以上、学校教育の充実の点から本日は具体的に5点から申し上げましたけれども、今各学校と4月から取り組み、どのように具体化するかと少しずつ詰めているところでございます。実際に

は少し動き始めている部分もございます。以前、木魂館あたりに来られた田口熊大教授あたりもこの前呼んで、実際に小国町の小中学校のカリキュラムの中に木育や森林学を取り入れることができるかということで、1時間ほどレクチャーしてもらって、その場に校長、教頭、教務主任等を呼んで話を聞いてもらいました。これは十分学校カリキュラムができるというところで、そういった取り組みもこの前やったところでございます。今少しずつ詰めているという状況でございます。両校の校長、教頭、教務などの先生方、以前同勤したような先生方ばかりなので非常に気心が知れた、私にとっては仲間でございますので、非常に取り組みやすい状況ということも申し添えておきます。

最後になりますが、12月になりまして今後異動の時期に入ります。教職員という人材確保、これはまた私の非常に大きな仕事の1つとっておりますので、頑張りたいと思っておりますのでございます。

長々とお話いたしましたけれども、基本的にはこれまでの小国町の教育のよさをしっかり伸ばし、そして先ほど申し上げましたように変えるべきは変えるという思いで誠実に、丁寧に、しかもスピード感を持って取り組みたいと思っておりますので、御理解・御支援のほどをよろしくお願いいたします。終わります。

4番（高村祝次君） 教育長、その今の思いをいつまでも未来に向かって子どもが本当に小国小・小国中学校で教育を受けてよかったなという気持ちになるように、先生方も今非常にいろんな点で忙しいということを聞いております。実は私も先般1月29、30日ですね、小学校の6年生のときの担任と小学4年生のときの担任の先生を毎年呼んで同窓会をやっています。その中にも今の先生たちは以前の先生に比べると非常に仕事が多いと、忙しいのですよと。二人で先生たちが話しておりました。でも要はしつけは家庭と。家庭でしっかりやらしてもらわなければというのは基本だと思います。ですから先生が教育長になられて、本当に小国の子どもは学習面で伸びたということ、あるいはできない子をいかに伸ばすかというのが教育ではないかなと私は思っております。どうぞ一生懸命頑張ってくださいたいと。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時30分から再開をいたします。

（午後2時21分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時30分）

8番（松崎俊一君） 8番です。午前中の11番議員、並びに9番議員の質問と少しだぶるところがあるかもしれませんが、了解いただきたいと思います。まずは殿町の火災についての対応、それから今後の復旧・復興についてお話を伺いたいと思います。

10月10日に発生した火災は密集した木造家屋に次々と延焼いたしまして、あっという間に

20軒の店舗や民家、これを全焼させてしまいました。火元といわれる元中央停留所の北側は屋根まで落ちて、西のほうは元歯科医院の家、東は食料品店等、高齢者世帯の民家まで。北のほうは元食堂まで約4千200平方メートルの火災となりました。全焼した家と消失しなかった境というのもあります。消失した家の方々も、まさかここまで、まさか自分の家のところまで来るといことは想像できなかつた様子で、みるみる迫る火の勢いになすすべもなく、ほとんどの方々が体1つで非難をされたと聞いております。運よく駐車場から車を出した方もおられましたが、タクシー会社では4台の車が消失したと聞きました。私の家も最終的に30メートルくらいまで火が迫ってきまして、顔のほうは熱いぐらい火の勢いがあつたというふうに思っております。私個人サイレンを聞きまして、5時前ですか、サイレンを聞きまして飛び起きたという状況で、作業服で消火栓に向かいました。そのときはまだ消防団の方が到着していない状況で、元消防団の方々も消火活動を行い、到着した消防団のほうに筒先を変わったとそういう状況でございました。火災発生時、先ほどの5時前でしょうか、消防署に通報された方が近くの方々に火災を告げて逃げるように即した結果、人的被害が少なかったと、つながらなかつたというふうに言っております。避難した方の中にもいわゆる弱者という方もいらつしやいまして、それこそあと数分で人的な被害にまでつながつたというような状況を聞いております。一人は火災の報を聞いて、一度家の外で火事を見てまた中のほうに入ったというふうに聞いておりまして、先ほどの元消防団の方が家の中まで入って、おぶつて外まで避難してもらつたと。それから次に、ある女性の方はいつも2階に住んでいて、たまたま1階に下りていたために難を逃れたというふうに聞きました。それからもう一人の方は家から出ようとする火の勢いがあまりにも強く、家の前には出られないというような状況で、結局家の後ろのほうからやつの思いで出てきたというふうにおつしやっております。皆さん膝とか足腰に病があつたり介護状態の方がおりましたが、速やかな行動と申しますかそういった連絡体制もあつて、被害がなかつたというふうにも聞いております。基本的には消火に携わつた広域消防、それから小国町消防団、先ほどの元消防団の方々、ほかいろいろと御協力をいただいた地元の方々に敬意を表したいというふうに思います。また一方では、今回の火災においてももう少し延焼を食い止められなかつたのかとか、山のほうに火の手が上がらなくてよかつたねとか、それから人命が守られてよかつたという意見、さらには復旧・復興の速度のほうが遅いのではないかと、対応が遅いのではないかとというような意見が出されていたのも事実であります。

そこでまずはそのような意見に対しまして、行政における初期の対応、それから消防の技術的な部分、その後の行政における事務的な対応などについて役場としてどういうふうにか、先ほどとだぶるところはあるかもしれませんが、御答弁のほどをよろしく願ひします。

町長（北里耕亮君） 午前中の質問でも少し話題になっておりますけれども、今回の殿町の火災につきまして、行政といたしましても10月10日未明という部分ではありますけれども、最大限

努力をいたしました。消防団と連携をして、先ほどの答弁と同じになりますが、今回の場合は全分団出動、その消防団の指揮を補佐する部分で、行政のほうも連携を取りながらやっていったということでございます。それだけにとどまらず、南小国町の消防団も御協力をいただいたということでもあります。そのあとの部分についても、答弁が少し重なりますが、被災者の身に寄り添う施策をというのを言ってきておりまして、できる限りそのように配慮というか、そういう思いでさせていただいている途中でございます。補足を担当課長からいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 今回の殿町の大火災につきまして、いろんな行政、また広域消防、いろんな消防団員との連携によりまして、今回の大火災ではありましたが死傷者もなく、鎮火までには非常に長うございましたけれども、そういった火災の状況であったかと思っております。

今回の火災につきましては早朝の暗闇ということで、まだ5時前ということで通報が広域本部に入りまして、それから一斉指令が北部分署と役場の当直のほうに入ったと。それから防災放送によりますサイレンを鳴らしまして、それから職員、消防団のほうにも一斉メールというような形で招集がかかったということでございます。一番先に到着したのが5時過ぎということでございますが、それからその周辺に消火栓が4カ所ございました。しかし、火の回りが非常に早かったということで、すべての消火栓のほうがすぐに使えていなかったというところも聞いております。しかし、周辺の河川からの小型ポンプによる中継作業により、本川とまた南川と、また用水路を使ってあらゆるところから中継を連携いたしまして、両サイドから放水をしたということと伺っております。しかしながら消防のほうとしましては、風向き等をいろいろ考えた上で、どこかでは食い止めなければならないということで、東側のほうで延焼をどうにか食い止めたということを消防のほうからお聞きしております。出火しているところにどンドンドンドン水をかけてもなかなか止まらないということで、まずは止めるのに精いっぱいだったというふうにも伺っております。また技術的なところとかいうふうな御質問がございますけれども、やはり水路等の水深が浅いところによりますと、なかなか小型ポンプの吸い上げの能力等にも限界があると。長時間のポンプの運転で非常に負荷がかかってくる場合ということも、今回いろんな経験でわかったということでございます。何分にも今回は密集した住宅街ということと、非常に屋根が今現在も残っておりますが金属類が非常に多いということで、上からの放水が下になかなか通らないと、外周についてもそういった状況で中まで入って放水をして止めるのが非常に困難であったのではないかなという話でございます。そういうことで、なるべく広がるのを止めるというのが一番の精一杯の消火活動であったのではないかなというふうに思っております。

今後こういった大火災を教訓にやはり先ほどの質問にもありましたように初期消火の活動組織といいます、機能別消防団とかそういった形も今後こういった教訓を生かしながら、初期消火の活動に新たな形を設ける必要があるかなというふうに考えております。

8番（松崎俊一君） 私も消火の活動のほうはつぶさに見ておりましたので、大体雰囲気はわかっ

ております。それとちょうど私の家の前に小型ポンプのほうが稼働しておりまして、やっぱり途中でオーバーヒートか何かしたみたいで、ほかの分団のものと替えてやったというようなことも聞いております。もちろんうまくいったところはあると思いますが、うまくいかなかったところの検証ですか、そういったところは消防団あたり、もしくは役場の本部員あたりで何か話はされていますでしょうか。

総務課長（松岡勝也君）　そういった長時間のポンプのオーバーヒートといえますか、そういったところの話題が出ておりました。また水道から直接長時間上げるということで結局小さい土砂等が中にかみ合って、そういった故障が生じたというところでも今回の反省点では上がっております。内容も今回はまさか5メートル、6メートルの道路幅を輻射熱で火が回るとは誰も信じられないというような話でございまして、火の回りの非常な速さと風の動きによってもどちらのほうに流れていくか、延焼していくかというのは非常につかめなかったけれども、まずは止めるところを早く判断してそちらのほうに早く水を回して止まったというのが、最終的な面積的には非常に多ございましたけれども、やはり止めることがまず先決ということで、そういった活動で広くはありましたが延焼を止めたということではないかなというふうに思っております。

8番（松崎俊一君）　広域消防や消防団の活動そのものを批判しているわけではありません。ただ当然、反省点というのが役場の本部員も含めてあると思いますし、そういったところを今回の経験を行政にしても今後の対応に生かすべきというふうに考えます。

次に歴史的な部分を検証してみますと、宮原地区では過去に製材所の火災や建材店の火災、こういうのがありました。そのうち密集地における何軒もの火災ということになりますと、明治35年ですか、随分前ですね、110年ぐらい前に殿町の大橋通りで火災があったというふうに聞いております。それからまた御存じの方もありますし、先ほど11番議員のほうからもお話がありました、明治24年の年末に両神社の通りの上町の大火がありました。そのときの出火は餅つきに残り火とされて歴史を勉強する方の話によりますと100軒以上焼けたという記録があるそうです。ゆえに12月28日はお餅をつかないよというふうな教訓が伝えられているということで、これは餅をつくこと自体の問題でなくて、やはり火事を出さないということを脈々とそれ以来もう120年近くなりますかね、火災のほうは起きていないということですね。そういったことも1つ参考になるというふうに思っております。当時の明治の時代は、茅葺とか杉皮葺あたりの屋根が多くて、火の粉による延焼が大火の原因ではないかというふうに言われております。その後に置屋根とか、それからトタンのほうが普及したのだらうというふうに考えております。

さて以前と比べた場合、消防の機械・器具、こういうのは随分進歩しているというふうに思われますが、人が行う訓練であったり精神、並びに指揮命令の手順であったり、そういうのは人が行うことですのでそんなには変わっていないというふうに思います。また人口減や団員のサラリーマン化という問題もあるでしょうが、その分専門家集団の阿蘇広域消防北部分署が最新の設備

や機械、それから人員をもって初期の消火を行っています。今回の教訓を得て、今後の取り組みなどを聞かせてもらいたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 今回の大火災におきまして、先日も幹部会、また正副団長会議でも話題にしておりました先ほどの機能別消防団の話もそうでございます。消防団につきましては、毎月御承知のとおり1日と15日は点検をしており、またパトロール、いろんな機械の整備・点検を各分団で行っております。先日も早朝からのいろんな非常講習、朝、夜といった形で毎年年末の前にはそういった形で訓練をしております。また新しく入団された方の消防学校への入校しながら新たな勉強をしたり、また幹部の研修会といったことも続けております。今年はそういった形でいろんな地震等もありまして消防大会は中止になりましたけれども、毎年そういった規律訓練等、基本的な消防活動の技術の向上をしているところでございます。今回さらに日頃の点検、またパトロール、機械の点検等も含めた水利等の確認、そういったところを再度認識を高めていながら、また今回の非常時の皆さんの日頃の地域の連携によって死者が出なかったということも消防団だけの活動ではなく、やはり日頃の皆さんの顔を見ていただいて誰がどこに夜は寝ているとか、そのくらいわかっていることも非常に大事ななところを痛感したところでございます。

またこういった大火災、地震等の災害も一緒でございますけれども、その後の一時の避難の住宅、そういった問題も今回新たに再認識されたところでございます。いろんな災害、大きい火災も地震も水害も同じでございますが、その後の直後の対応も日頃準備しておかないと、非常に即座の対応が迫られたときにはなかなか動けないというのを改めて痛感したところでございます。今後年末警戒にまた入りまして、防災意識の高揚等を含めまして、消防団活動に皆さんの御理解を含めていただきながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

8番（松崎俊一君） 次に今後の復旧、あるいは復興につきまして、どのような工程、どのような内容になるのかということで、先ほど9番議員の答弁も少しありましたけれども、そのあたり費用の負担の問題とか幾つか、いつぐらいから始まっていつぐらいにできるとか、そういうのがもしわかりましたらお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 先ほどの御質問と少し重なる部分もあるかと思いますが、今現在先週の説明会を終えまして、今回の支援事業に同意書を兼ねた申請書を今出していただいております。できるだけ早く出していただければ現場のちょっと着手できないということで催促をしているところでございます。今週中にすべての申請書、また同意書、これに印鑑証明も付けて出しておいております。それで出そろい次第、もし出そろうのが遅くなる方は電話等で話をし、なるべく来週中には業者と現場を立ち会って本人と自分の建物を確認していただきながら撤去する、しないとか、細かいところまで確認をした上で、現場立会いをした上で工事に着手できればと思っております。あとは個人の受け入れ先の問題で、できるだけ年内には少し大きい焼け残っ

た分を撤去できればと思っておりますが、何分にも受け入れ先の問題もありますので、そこら辺はいろんな業者の運送の工程と受け入れ先の問題と、その辺を確認しながら進めていきたいと思っております。また各自には負担を求めるといことで御理解をいただいておりますので、そういったところも金額の概算の通知も差し上げて、またいろんな御質問があると思っております、そこについても受け答えしながら進めていきたいというふうに思っております。

8番（松崎俊一君） それと復旧に係る費用ですかね、その負担割合とか、それから県のほうも支援をしていただけるというような話で、県議会の予算あたりはどのような見通しでしょうか。

副町長（桑名真也君） 松崎先生のおっしゃっている復旧というのは、あくまでがれきの撤去等をするということのみについてお答えさせていただきますと、まず全体がれきの撤去等に掛かる費用の1割部分を先日御議論いただきました火災がれき撤去と分担金支援条例に基づきまして、被災者の方々から徴収させていただくといことでございまして、残りの9割部分につきまして4.5、4.5、半分ずつ県と町が負担するという形になりまして、県のほうでこの12月議会のほうにそちらの予算を上程する予定だといふうに向っております。

8番（松崎俊一君） 大体概要のほうはわかりました。今回被災をされた火災に遭われた方が、火災は家族の写真など思い出の品、それから大切な物が一瞬にしてなくなるというふうにおっしゃっていました。このような状況が二度と起こらないためにも、日頃からの火元に対する意識の向上、それから防火意識を高める努力を求めまして一般質問としたいと思っております。終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩といたします。3時5分から再開をいたします。

（午後2時53分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時05分）

7番（穴見まち子君） 7番です。最初に10月10日に被災された方にお見舞いを申し上げたいと思っております。10月10日の火災にあたり、栄通りの皆さま、今回被災に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。それから一日でも早い復旧を願っております。

それでは始めたいと思っております。最初に西里明里線の工事についてお尋ねしたいと思っております。当初の計画案からどのような工程を予想されて、どのくらいの年度がたっているかということをお尋ねしたいと思っております。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃっている路線は、ちょうど明里線の現在改良を行っている路線のことだと理解しておりますが、この路線が当初着手が平成9年に着手をしております。現在20年近く現在までたっているわけですがけれども、その間、当時の道路改良路線についての要望箇所が、毎年平成に入りましてから大体6路線から10路線程度の非常に多い平成の初めございまして、予算の当然割り振り等もございまして。その中で1つ大きく変わってきてまいりましたのが、国の補助体系でございまして。当初、この頃に着手時におきましては、国交省の道路整備促進

事業とかいうような国費を使った補助事業で、それはいわゆる目的補助金というやつでございます。一路線についてこの路線について要望して認可を取るといような補助体系でございました。一方で起債事業、辺地債とか過疎債とかそういったものを利用して、起債事業での道路改良事業というような体系でもございました。平成13年になりまして、まちづくり総合交付金事業というような形で、今度は補助金が交付金というようなことで補助体系が変わってまいりました。それは何かと申しますと、1つのパッケージに対しまして、プールしたお金の中からはいろんな自治体が計画するものについて補助を割り振っていくといような体系に変わってきております。現在行っておりますのは、ここ5、6年前から社会資本整備交付金事業というような形で同じ交付金でございますけれども、今度は県レベルの大きな事業に対して自由に比較的金の割り振りができるといような体系に変わってきてございます。

ですので、そうした中で近年そういった補助体系が変わってきたということで、明里線につきましても毎年度全体計画は全体事業費で当時は算出するわけですが、そういった補助体系の中で補助金ベースでありますと1路線に町では1カ所しか使えないとか、そうしたような目的補助金でございましたので、なかなか改良自体が進まない。そうした一方で6路線から10路線、平成元年から10年、そこら辺で要望箇所が多ございましたので、予算の割り振りというのがなかなかできず、補助金をつける路線も1路線程度に限られてくると。その他の路線については先ほど申しました起債事業で道路改良をやっていくと。起債事業につきましても、100メートル以上の改良がないと対応できないといようなこともございまして、いろんな要件の中でなかなか毎年継続的にしていくことが非常に当時困難でございまして、1年しては次の年は休むとか、あるいは2年休むとかいようなことでやり繰りの中で進めて、いわゆる言葉は悪いですが、ちょっと多数ある中の虫食い状態で進めてきたような状況がございました。

ですので、こういった明里線についても着手から20年かかっているといような状況でございまして、前回の議会でもそういったお話が出たときに御答弁させていただいたのは、平成30年度目標に完了といようなことで、今明里線については進めているところでございます。ここ5年間につきましては、社会資本整備総合交付金で対応してまいっておりますけれども、なかなか近年、社交金につきましても要望した額の半分しかつかないとかいような事態にきております。ですので、今のところ平成30年を目標に完了を進めているわけですが、そうした予算要望の中ではさらに1年延びるとかいようなこともちょっと考えられるかなといふに今のところは考えているところです。ただ今の目標としましては、平成30年を目標に完了予定で供用開始をできるように進めているような状況でございます。

以上です。

7番（穴見まち子君） 4月の地震のときに、次の日に私もずっと広域農道と鯛の田線と所尾野線を通ったんですね。そしたらその道で所尾野の方が利用されるところが地割れをしていて、い

や、ここはもう大変だったなという思いをしておりました。それがあったので、今回の件でいつになるかなということを出してみました。それから広域農道は秋の9月、10月、11月と道がありますけれども、二輪車や交通量が多くて特に観光シーズンでありますので、二輪車の事故が多く、私たちもちょうど秋は営業で岳ノ湯地区や鯛の田地区に行くのですが、広域農道は通ろうと思うのですが、なかなか怖い場面に遭ったりすることがあるのですよね。その道が早くできれば地域の人も助かるのではないかなと思うことと、私が住んでいる所は倉本の二俣地区ですが、北里の田代から倉本地区というのも道幅が狭くてなかなか2トン車のロングだったり、機械を積んで通るのにも離合箇所がそんなになくてやっぱり一番困っているところもあり、早くできてやっぱり地域の方も困っているし、農業をされている方もやっぱり大型でトラクターを積んでいたりしている人たちも待っていると思うのですよね、所尾野の人は特に。また所尾野地区で今年は被害が大きくて、町の住宅を借りて住んでおられる方がおります。そういうところがあったのでなるべく早いところでできればと思っておりますので、そういうところで町長、一言何かありましたら、よろしくをお願いします。

町長（北里耕亮君） 地震のあとに小国町内の町道、そのあたりのところの被害状況というのは心配されるところであります。今災害復旧を努力をいたしておりまして、査定というものをさせていただきながら入札をし、そして発注をするような順序でそれぞれの町道様々な部分を努力をしている最中でありまして。ただいま話題になっております町道明里線につきましては、社会資本整備交付金という仕組みになりまして、これはちょっと担当課長に足し算をしていただきたいと思いますが、ここ5年の間にぐんと予算が制度上つきました。ただここ1、2年、今年、昨年が満額ついておりませんので、ただほかの路線以上に工法的に構造物という、コンクリートを用いながら橋梁と橋台と非常に金額的に予算がかかる工法でしております。これは形状そういうふうにしなないと仕方がない部分で、上り坂で上っていく部分で、最終的にタッチは387号線でタッチするわけでございますけれども、かなりの予算を割いて行っております。でありますので、ぜひ御理解をいただいて、事業がストップしているとかそういう部分ではありませんので、ほかに町道改良幾つかやっておりますけれども、その金額以上にこの路線については手立てをしましてやっていますところでもあります。

7番（穴見まち子君） 昨日、議会で小原田線の入札があったということで、そこが30年以上かかっているということだったので、早くできるのを期待しております。

次にいきたいと思います。センター建て替えの件についてですけれども、先般のほかの議員の方が言われましたけれども、やっぱり5階建てが3階建てということで平米数も減ってなかなか大丈夫かなと思うところはありますけれども、多分うまくできるとは思います。私が一番心配していることとしては利用される方々ですね、例えば一番使っているのは食改の方々だったと思うのですよ。だから台所を使ってひとり暮らしとかその方が使ってあったり、やっぱり文化祭のた

めに日々練習をされている方がどのように使われるかということ。それからやっぱり町もわかっておられると思いますけれども、赤ちゃんの健診だったりいろんなことがあると思いますけれども、わかる範囲でいいので町の中のちょっと説明をお願いしたいと思います。重なるかもしれませんが、よろしくお願いします。

町長（北里耕亮君） まず今話題にいただきました調理室についてでございますけれども、担当課のほうからその使用頻度とかそういう部分も踏まえまして、執行部内で結論づけたことを答弁をいたさせます。また児童や乳幼児の健診だったり、そういった部分についてもあとで補足していただきたいのですが、現在の執行部といたしましては、今の新しい開発センターの1階部分で十分対応ができるというふうにも思っております。補足があれば、まずは調理室のほうからお願いします。

福祉課長（木下勇児君） 調理室につきましては、今回の新たな建設計画のほうには盛り込まれていないということですが、これまでの開発センターの調理室の利用頻度が月平均してですが、約月に2回ほどです。そしてもともとほかに開発センター建設当時ほかにそういった施設がなかったことで設けられたと思いますが、現在この隣保館でありますとかそれぞれ幾つかの施設がありますので、そこを代用する形で今回はその調理室という部分が入っておりません。先ほど食改さんという話もでしたが、ふれあい食事会ということでひとり暮らしの高齢者の方を約100名ほど年に2回案内して調理をしておりますが、それについても先般こちらの隣保館のほうでも実施させていただきました。調理のほうは多少大変な部分もあったかと思いますが、この空間で対応できたということで考えております。

それから乳幼児健診につきましては、1階部分だけではなくて2階部分にも会議室が多く、いろんな間仕切りによってスペースを変えられるというような計画に現在されております。そういったものを利用して、乳幼児健診、3歳児健診などの各種健診、あと集団予防接種、こういったものについては新しい施設のほうでも対応ができるものと思っております。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいまの質問にございました開発センターの利用状況でございますけれども、平成27年度の実績としまして回数でいいますとこの分は公用で使った分もでございますけれども、各部屋によって回数等はかなり開きはございますけれども、年間大体100回程度の部屋もありますし、300回を超えるような部屋の利用実績もございます。

以上です。

7番（穴見まち子君） 利用される方はやっぱり少しでも回数が多ければ、利用する使用料を教えてくださいませんか。私の勉強不足ですけれども、よろしくお願いします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 開発センターの使用料につきましては、山村開発センターの設置及び管理に関する条例で定めてございまして、部屋の大きさによってそれぞれ違いますけれども、一番狭い部屋ですと1時間500円、それから少し広がりますとそれが600円、70

0円、それから一番5階の502、3が一番広うございますけれども、その分につきましては時間当たり1千500円という料金になってございます。

また加算としまして、季節によっては冷暖房が必要な時期もございますけれども、その分の加算が200円、それからまた平日の17時以降、あるいは土日祝日等の時間外の使用につきましても、時間によりまして1千円、あるいは2千円の加算の料金がつくように設定されてございます。

以上です。

7番（穴見まち子君） 利用される方の意見をどこまで聞いてもらえるかなというところで、多くの方が心配されていると思います。やっぱり利用してみて、ああ、よかったなと思われるような利用の値段的なものも今後配慮していただきたいと思います。一応これでセンターの件は終わりたいと思います。

次に、保育園の申込みについてですけれども、先月30日までで来年度の保育園の申込みがありましたけれども、現在の保育園の申込み状況を教えていただきたいと思います。

保育園長（梶原良子君） 次年度、平成29年度の入園申込みの状況ですが、今現在22名の方が4月からを申し込まれております。あと14名の方が年度途中、5月であったり9月であったりとばらばらですけれども、14名の方が年度途中の申込みをされております。合計で今36名ということですが、今後保護者のお仕事の関係で転入とかもありますので、また若干増える可能性もあるかなというふうには思っております。

7番（穴見まち子君） 全体的に宮原と北里と下城と人数的な把握はできていますか。

保育園長（梶原良子君） 宮原保育園のほうは4月の入園が15名で、途中入園希望者が10名で、北里保育園のほうは4月入園希望が7名、それから途中入園希望が4名、下城保育園のほうは4月からの入園1名となっております。

7番（穴見まち子君） 全体で全部の合計の人数はどのくらいでしょうか。

保育園長（梶原良子君） すみません、先ほど22名と言いましたが、23名ですね、4月1日での入園希望が23名で、途中入園希望が14名です。以上です。

申し訳ありません、今新入園児だけを申し上げましたが、全体の人数ですね。宮原保育園が新入園児を含めまして111名、4月がですね。北里保育園が39名。下城保育園が13名の予定です。全体で4月当初は162名の予定となっております。

7番（穴見まち子君） 我が家にも孫が3人おりますけれども、そのうちの一人が現在行っていて、来年度申込みに行ったわけですね。そして実際今ちょうど3カ月目になりますけれども、おなかにいる方も申込みに行くわけですね、来年度入るからですね。そしたら役場の方の対応が、おなかにいるので来年生まれるのでやっぱり名前とかを付けていないわけですね。そしたら「名前がおなかにいるので付いてなかったら、ひよっとしたら蹴られますよ」というようなことを言われた

から、やっぱり対応の仕方というのも役場の方だったと思うのですけれども、そこら辺は上手に言ってほしいかなと思いますけれども、どうでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 保育園入園は幼稚園も含めて、福祉課のほうで受付業務を行っております。今御指摘のあったようなことがもしありましたら、大変失礼いたしましたと思います。再度担当とも確認して、そういうことがないようにわかりやすい説明のほうを心掛けさせていただきたいと思います。どうも失礼しました。

7番（穴見まち子君） 保育園の活動にも私もお年寄り活動として、保育園にもよく出向きますけれども、やっぱり先生方も小さい1歳未満児とか、それから次の段階の3段階ぐらいですか、本当に大変なのですよ。保育園の先生がおられて補助の方がおられますけれども、大変ですけれどもやっぱりこれからを担っていきますので、それについてはやっぱり。今保育園の先生は何人ぐらいおられますか。

保育園長（梶原良子君） その前に申し訳ありません、先ほど合計数を間違えておまして、平成29年4月1日現在で163名となります。申し訳ありません。

それから職員の状況ですが、今年度は町立保育園として保育士が21名、それから臨時非常勤の職員が15名、それから給食の調理が6名に、園長と副園長を入れまして44名でございます。

7番（穴見まち子君） 補助の方が15名ということで、先生たちも大変だと思いますけれども、来年度はこの人数で大丈夫でしょうか。

保育園長（梶原良子君） 新規の申込みが終わりましたので、この人数、年齢ごとによって人数枠が大体決まってきましたので、職員の配置を今から考えていくところです。そして今、次年度の予算編成の時期に入っていますので、そこでしっかり臨時・非常勤の職員の人数をはっきりさせていきたいと思っております。

7番（穴見まち子君） 小さいとき、しつけは保育園よりか家庭だといいますけれども、やはり保育園に依存するところも大きいわけですよ。その点でやっぱり保育園の先生が大事であるし、家庭でもしっかりと孫たちも育ててはいますけれども、将来につなげてですね。先ほど教育長が言われましたように、私も小学校の発表会にも行ったことがあります。今では先生たちもしっかり教えてもらって、言われたように小国学ですかね、それを本当に感じております。これから先に向けて保育園の先生も大変だろうと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。これで一応終わります。

議長（渡邊誠次君） 予定しておりました6人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日8日水曜日は5名、順に児玉智博議員、大塚英博議員、時松唯一議員、北里勝義議員、時松昭弘議員の一般質問を予定しております。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

(午後 3 時 3 0 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（8番）

第 3 日

平成28年第4回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

1. 招集年月日 平成28年 12月8日(水)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成28年 12月8日 午前10時00分

1. 閉 会 平成28年 12月8日 午後 4時25分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	副 町 長 桑 名 真 也 君
教 育 長 麻 生 廣 文 君	総 務 課 長 松 岡 勝 也 君
教委事務局長 横 井 誠 君	政 策 課 長 清 高 泰 広 君
産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君	情 報 課 長 佐々木 忠 生 君
税 務 課 長 北 里 康 二 君	建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君
住 民 課 長 河 野 孝 一 君	福 祉 課 長 木 下 勇 児 君
保 育 園 長 梶 原 良 子 君	会 計 管 理 室 長 藍 澤 誠 也 君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 12. 8)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「議案第56号 公共工事請負契約の締結について（町道小原田寺尾野線道路改良工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。それでは議案書を朗読させていただきます。5ページでございます。

議案第56号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

平成28年12月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の名称 | 補第89号 町道小原田寺尾野線道路改良工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 7千74万円 |
| 4 契約の相手方 | 熊本県阿蘇郡小国町大字上田3217番地
株式会社 肥後建設社
代表取締役 内田 知行 |

でございます。

別紙に資料といたしまして(3)ということで、総務課の資料をつけております。開札調書でございます。入札のほうは平成28年12月5日9時45分に森林保全センターで入札会が開催されております。工事番号が補第89号、工事場所が小国町大字上田字原道上地内ということでございます。工事の名称が町道小原田寺尾野線道路改良工事でございます。予定価格が7千299万7千200円、比較価格としまして6千759万円ということで、工期が平成29年3月31日ということでございます。入札の業者のほうは御覧のとおり、肥後建設社から有限会社ヤマ

ニ建設ということで入札のほうの指名をさせていただいております。入札の結果、肥後建設社が6千550万円ということでありまして、今回その消費税を加えまして7千74万円で今現在仮契約というような状態でございます。

次のページからが工事概要でございます。詳しいところにつきましては、建設課長のほうからまた説明があるかと思いますが、内容等につきましては延長が300メートルということでございます。今回主な工事の内容といたしましては、補強土壁ですね、この工法が1号土壁と2号土壁ということで、あとまだ図面のほうにもございますけれども、盛り土の垂直壁の擁壁でございます。これが一番今回の工事で大きくかかっております。そのほかコンクリートブロック、また側溝関係でございます。以上でございます。

平面図といたしまして、今回赤く塗ったところが今回の工事の入札で発注したところでございます。そのほか断面的には付けておりますけれども、こういった盛り土の中の垂直の盛り土壁ということで、この部分につきましては非常に工事費がかかっているというようなところでございます。右側のほうが高いということで、左のほうに垂直壁で道路を盛り上げているというような工法でございます。

以上で、概略説明をさせていただきました。詳しいところはまた質問がございましたら、建設課長のほうから説明をさせていただきます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第56号について質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

5番（児玉智博君） この資料を配っていただいているのですが、この黒塗りの部分になっているわけですが、これはなぜ黒塗りにしているのかというですね。これは開札も終わってすべて終了している段階だと思うのですが。

総務課長（松岡勝也君） 現在、設計額は黒塗りといたしておりますけれども、予定価格のほうは事前から公表いたしておりますので、現実的には請求額イコール予定価格ということでございますけれども、一応黒塗りにしているところでございます。それと最低制限価格につきましては、公表をまだいたしておりませんので、ちょっと今のところ黒塗りにしているところでございます。

5番（児玉智博君） じゃあ、最低制限価格はどの段階で公表されるのですか。

総務課長（松岡勝也君） 今この平成28年度まではまだ公表を事前、事後まだ公表をいたしておりませんので、公表している町村・県もございますけれども、まだちょっと当町については公表いたしておりませんので、まだ黒塗りということで資料を提示させていただいております。国交省とか県のほうにつきましても、事後の公表を進めていただきたいという説明会がっておりますので、今後はその点を事後公表を、今の平成28年度まではまだ公表ということをしておりま

せんので、今後は検討する必要があるかなというふうに思っております。

5 番（児玉智博君） では前の議会で、最低制限価格を下回る入札があったために失格となった入札があったと記憶しておりますが、そのときは議会資料にも最低制限価格が書かれた状態が出てきておりましたけれども、それは最低制限価格を下回ったのだということを明確にするために出していただけたということになるのですか。事後公表もしていないというふうにおっしゃるのなら。

総務課長（松岡勝也君） 前回の黒塗りをしておりませんでしたのは、最低制限価格を下回っていた今おっしゃったとおりで、そういうことでございます。一般に業者のほうには事後公表はいたしておりません。今回議会の折に、前回ちょっと表示いたした状態でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 5 6 号、公共工事請負契約の締結について（町道小原田寺尾野線道路改良工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第 5 6 号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第 2、「議案第 5 7 号 公共工事請負契約の締結について（小国町山村開発センター解体工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集 6 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 5 7 号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 8 日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

- 1 契約の名称 第 1 4 1 号 小国町山村開発センター解体工事
- 2 契約の方法 指名競争入札

- 3 契約金額 5千853万6千円
4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵2561番地
株式会社 伊藤組
代表取締役 伊藤 英志

でございます。

別紙に資料(4)としまして、総務課の資料を添付しております。

入札の開催日です、平成28年12月5日11時15分、森林保全センターで入札会を開催しております。工事番号は第141号、工事場所は阿蘇郡小国町大字宮原字松田地内ということでございます。工事名が小国町山村開発センター解体工事でございます。予定価格が5千978万7千720円でございます。比較価格が5千535万9千円ということでございます。工期が平成29年3月21日までということでございます。今回指名競争入札に伊藤組から一番下の株式会社杉本建設ということで、10社を指名いたしております。最低入札価格の5千120万円の伊藤組が消費税を加えまして、5千853万6千円ということで今現在仮契約ということでございます。

内容といたしましては、次のページでございます。御承知のとおり、開発センターは鉄筋コンクリートの5階建てでございます。解体面積が1千992平米ということでございます。内容につきましては、建設部と中にはコンクリート、ガラス、鉄くず、そういったものの総重量約4千トンと今積算されております。電気部、ガラス類関係、また機械部ということで、鉄くず、コンクリートがら、その他合わせて4千200トンから4千300トンほどの重量の解体撤去ということでございます。以上で、今回の裏のほうに開発センターの図面を付けておりますけれども、御承知のとおりこういった5階建ての建物の解体ということでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長(渡邊誠次君) これより議案第57号について質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第57号、公共工事請負契約の締結について(小国町山村開発センター解体工事)、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「同意第4号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それでは、議案集をお開きください。

同意第4号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年12月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

住 所 小国町大字宮原864番地6

氏 名 佐藤政久

生年月日 昭和21年1月21日

(提案理由)

平成28年12月23日をもって、現委員の佐藤政久氏が任期満了となるため、
でございます。

まず、固定資産評価審査委員会委員という部分についてでございますけれども、この部分については地方税法で定められております固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するというふうに定められております。また、委員の任期は3年とするという部分も定められております。

まず、佐藤さんについてでございますけれども、佐藤さんにおかれましては、以前小国町役場にお勤めいただいております。昭和39年から平成16年まで勤務を行っていただいております。また、老人クラブの連合会の事務などもされております。そして平成19年12月24日から平成28年12月5日現在に至るまで評価委員会の委員をしていただいております。現在3期目でございます。ちなみにでありますけれども、現委員は3人おまして、現在お勤めいただいているのが室原委員、それから松本委員でございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより同意第4号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決の方法は、慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は12人であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 穴井帝史君及び11番 松本明雄君を指名いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） よって、立会人に1番 穴井帝史君及び11番 松本明雄君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。

本案を賛成する者は○、反対とする者は×と記載を願います。なお、白票がありましたときは反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱の点検）

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

（投票）

議長（渡邊誠次君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番 穴井帝史君及び11番 松本明雄君に立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決定いたしました。

議長(渡邊誠次君) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(渡邊誠次君) ここで暫時休憩をいたします。10時30分から再開をいたします。

(午前10時23分)

議長(渡邊誠次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

議長(渡邊誠次君) 日程第4、「一般質問」。

本日は一般質問2日目となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、児玉智博議員、大塚英博議員、時松唯一議員、北里勝義議員、時松昭弘議員となっております。よろしくお願いいたします。

4番(高村祝次君) 発言を求めます。いいですか。

議長(渡邊誠次君) どうぞ。

4番(高村祝次君) 先日、一般質問の中で事前に一般質問の仮通告が出ております。この中に開発センター建て替えの件についてというようなことが書いてあります。開発センター建て替えについてはもう特別委員会があって、内容を聞きますと5階が何で3階になったかということ質問された方が2名おりましたけれども、やはりそのあたりは議長がしっかり事前にこういう質問内容が出てきたときに内容を聞いて、それは一般質問は何でもいいけれども、やっぱりそれは特別委員会がある以上はそこで聞いていただきたいと。また内容は5階から3階に何でなったかということが一番最初に執行部が説明した中で3階が確定したわけですから、そういう内容をちゃんと把握をして一般質問をしてもらいたい。そういうことは議長がやっぱり配慮していかなければ、放送をやりますから放送をやった人が議員のレベルが問われるわけですよ。必ず放送があったあと私には電話がかかってきます。「あの議員の質問は何か、あのくらいなら誰でもできるぞ。恥ずかしいぞ」ということを言われます。必ず電話がかかってきます。誰からか。ですか

ら、もう少し議長はそのあたりの配慮をしっかりとやってもらいたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ただいま4番議員から発言がございました。動議ではないように思われますけれども、私は一般質問におきましては小国町議会会議規則第61条に則りまして「議員は、町の一般事務について議長の許可を得て質問することができる」というところが大前提であるというふうに思っております。ただし、特別委員会でも活発な御議論をお願いしたいというふうには思っておりますけれども、一般質問の内容につきましては昨日も半数の議員が行っております。本日も約半数の議員が一般質問をされる予定となっておりますけれども、公平を期するためにも本日の一般質問が終わって、後日時間をお取りいたしまして議員間の協議、又は勉強会を執り行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） よろしいですか。それでは会議を続けます。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。加齢による体力や運動能力、判断力の衰えは避けることができません。今後、高齢者人口が増加していく中で、町内のお年寄りを交通事故の被害者にも加害者にもしないと、このための取り組みが重要になってくると思います。それで最近のニュースなどを見ても、高齢ドライバーが運転する車が事故を起こして人が亡くなるという事件、いわば高齢者が加害者となる事故が多く伝えられていますが、交通事故全体を見ても、高齢者が被害者となり亡くなっているケースがたくさん見受けられます。

平成28年版の警察白書によりますと、平成27年中の交通事故の発生件数及び負傷者数は11年連続の減少となったが、死者数は4千117人で15年振りに前年より増加した。人口10万人当たり死者数を年齢層別に見ると65歳以上は全年齢層の平均を超えており、特に75歳以上では全年齢層の2倍以上となっていることでもあります。亡くなった高齢者は2千247人で、このうち歩行中が約5割、自転車乗用中が約2割を占めています。しかもこの中で7割以上の人は運転免許を保有していなかったそうでもあります。運転免許を持っていれば、更新の際に交通安全教育を受ける機会がありますが、そうでなければなかなかその機会はありません。ここはやはり関係機関とも協力をして、特別の取り組みが必要ではないかと思えます。例えば、今からの季節でしたら、暗くなったら反射材を身に付けて道路を歩きましょうとか、自宅周辺で特にここは危険な場所だから気を付けてくださいといったマップを作成するという、そういう啓発、交通安全教育を行っていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 議員の御質問の部分で、高齢者による事故というのが御意見のとおり最近テレビ等でも報道されております。行政といたしましても、このあたりの部分は危惧するところでありまして、では小国町ではどうかというのをやはり考えていきたいというふうに思っておりますが、直接的な小国町役場の組織の中で交通の啓発という部分はその業務を直接的にするという

部分にはなっておりませんで、総務課の中に交通の担当というのがあります。それは交通安全協会という組織がありまして小国地区交通安全協会ですが、これは南小国町と小国町の2ヶ町村で構成をされております。それぞれの支部が支部長、副支部長ということでの組織があります。小国署の中にも事務をされる方がおります。そういう中で今提案もいただきまして、マップをつくるというのは非常によろしいかなというふうに今聞いて思いました。反射材のほうは、安全協会が高齢者の、例えば老人会とかそういう部分にお配りをしたり、また交通キャンペーンのときにこういうふうに配布をしたりしております。秋と春と特別年末警戒ということで、年3回交通安全週間がありますけれども、一番上に書いてあるのが高齢者の事故防止をしましょうというのが今一番の項目になっております。その中で啓発を行っているのですが、この免許の部分については反対の意見というわけではないのですが、顧みますとこの小国地域はこういう中山間地でありまして、公共交通機関が都会のように綿密に張り巡らされてはおりません。そういう中で、高齢者も移動の手段としてはまだ車に乗られるという状況もあるかと思えます。そういった部分についてあとの質問にもつながっていくと思えますが、今現在小国町としては、そういう安全協会を通じての啓発というのをしているところであります。

以上です。

5番（児玉智博君） 現状の御説明はよくわかりました。それでやはり現在の取り組みだけでいいのかという問題です。やはり今言いましたが、全国で亡くなった高齢者の方が2千247人というふうに言いましたけれども、実際それ以上の数の方たちがけがもされているわけです。そうなればどうなるかという、やはり私は町の予算というところに直結をしてくると思えます。やはりけがをすれば、65歳から74歳のお年寄りであれば、多くの場合国民健康保険、医療のほうが出てくるし、75歳以上であれば後期高齢者医療特別会計のほうに。また不幸にして、けががもとで足を折って寝たきりになったりすれば、やはり介護が必要になると。そうなれば介護保険のほうにも影響が出てくると思うのです。やはり直接の何らかの今後はこれまで以上の取り組みに発展させていくことも必要ではないかと思えますが、今後さらにその取り組みを強めていくというようなお考えにはならないでしょうか。

町長（北里耕亮君） ただいまの御意見では、小国町行政が直接的にという御意見でしょうか。今現在、今日現在までのところは、先ほど申し上げましたとおりにやはり安全協会の中で非常に高齢者の部分というのは重きを置いております。両町内のスーパーとかそういう中でも大きな事故には至っておりませんが、若干やはりちょっと縁石を乗り越えた。その乗り越えた理由が、これは正確な調査という部分が結果まで私に上がっておりませんが、アクセルとブレーキを踏み違えたりというような恐れもあった結果が、こうなったのではないかというふうなことも聞いてはおりますが、そういった部分で啓発というのをしっかり安全協会の中でやっていく、その部分について小国町行政からも安全協会に若干の助成金という部分もあっております。そういう部分の引

き続き安全協会を通して、さらにさらに啓発を進めていきたいというふうに思っております。ただ先ほど言われましたいろんな提案が大変いいということであれば、その中で推進をしていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはりそういう関係機関との連携、ほかにも警察などもありますけれども、その辺の連携もやはり同時に強めていく必要があると思いますので、引き続きやっていただきたいと思います。

それで高齢ドライバーによる事故は、認知症とのかかわりが問題になっております。そのため来年3月12日に施行される改正道路交通法では、認知症の高齢ドライバーへの対策を強化する内容が盛り込まれました。逆走や信号無視、遮断機が下りた踏切への侵入、必要な徐行を怠った場合など、認知能力の低下と結びつきが強いと考えられる18項目の交通違反をした75歳以上のドライバーに臨時の認知機能検査を課すとしています。臨時検査で認知症の恐れがあると判定されたら医師の診察を受けなければならず、認知症ならば免許取り消しか停止となります。臨時検査や医師の診断を受けない場合も免許取り消しになる可能性があるということです。また75歳以上の運転者が3年に一度の免許更新の認知機能検査で記憶力と判断力が低い1分類と判断された場合も、必ず医師の診断を受けなければなりません。診断の結果、認知症を発症していた場合も免許は取り消しか停止とされることとなります。このことにより、不幸な事故を減少させる一定の効果は期待できるかと思いますが、必ずしも十分とはいえないのではないのでしょうか。違反を検挙されなければ3年という間が空きますし、認知症の症状はまだらに現れることもあり、検査だけで把握するのは難しいからです。

横浜市で10月28日午前、87歳の男性が運転する軽トラックが集団登校中の小学生9人の列に突っ込み、児童7人が死傷する事故が発生しました。報道によりますと、この男性は2013年11月の免許更新に合わせて行った検査では異常がなかったということです。ですからやはり重要になってくるのは、まずは家族や身内が気を付けるということが大事だと思います。しかし、同時に町の中にいわばそういう家庭や地域の身内、地域の中で気付きの機会を設けることも必要かと思います。例えばそういう認知機能検査に用いられるような、そういうペーパーを回覧板で配布をして、じゃあちょっとやってみようかなと家庭の中でやってみて、そのときにこれはちょっと病院に行ったほうがいいのではないかなというようなそういう機会を設けていくということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 大変いい提案をいただきました。交通という切り口から特化してそういうペーパーを出すのであれば、非常に安全協会も配布物を幾つか出しております。そこに載せて各戸配付、もしくは回覧板と。自分のところで少しやってみるというのも非常にいいかと思います。また交通に限らず全体的な認知のサポートといいましょうか、これは行政の福祉的な観点からという部分では小国町行政がとはありますが、今お話の部分であれば交通に特化したと、昨今話題

でありますので、であればぜひ安全協会のほうにも私のほうからひとつ提案をしていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） それとよく聞く話に、家族が運転をもうやめようと、そういうふうに求めて、家庭の中で言い争いになってしまうというようなこともよく聞く話であります。ですからやはりそこで社会的にそういう考える機会を設けていくこともこれから必要なのではないかと思います。今小国町では大字ごとに防災訓練というものを行っていますが、こういう形でそういう交通なんかの講習会を開いて、ここに看護師や保健師、あるいは医師、あるいは警察官などこういうところの方たちに参加してもらって、専門家の助言も早めに受けられるようにしていくことも必要かと思えます。こういう法律だけではカバーできない部分も、自治体がいわば地域などと一体となり補うという、そういう姿勢が必要になってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 現在もその防災訓練という部分ではないのですが、高齢者の集まりの機会というのが老人会の総会であったり、新年会とか幾つか集まりがあるようでございます。その折にも地域の警察の方においでいただいたときに、警察講話というようなお話を現在されているようでございます。ただ限られた時間でありまして、それに特化した部分も警察のほうからもやっていただければと私自身も思いますので、そういった話題も関係機関、連携を密に今取っていますので、小国署に出向いてそういう話をすることは可能であります。非常に大事な部分で、防犯の話もよくされますが、やっぱり交通の話も大事でありますので、そういった部分をちょっと提案をさせていただきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはりそういう自分の息子さんであったり娘さんが言ってもなかなか聞き入れられない場合でも、そういう第三者から言われればちょっと受け入れやすいというような方もおいでになるかと思えますので、ぜひやっていただきたいと思えます。それでやはりこの問題で私が感じるのは、そういう事故が発生してしまっただけで命が失われるというのは、それは言うまでもなく本当に不幸なことなのですけれども、同時に最近80歳を超える人たちが交通事故を起こして加害者になってしまうという事故が非常に多く伝えられているわけですが、やはり私はそれを聞いて、本当に80年以上もこの方たちはおそらく真面目に頑張ってきたら、これからのいよいよ人生のいわば総仕上げの時期にある方たちが、やはりそこで加害者になってしまうということは非常にこれもまた悲しいことだと思いますので、ぜひ町全体でそういう小国町のお年寄りをそういう思いをさせないという姿勢に立つことが重要だと思いますので、ぜひ実現をする方向で頑張りたいというふうに思います。

そしてやはりこの問題で何よりも問題なのは、マイカーがなければ通院や買い物などの日常生活に大きな支障が出てしまうという問題をどう解決していくかということになります。そこで重要になってくるのが地域公共交通をどうつくり上げていくかということになります。現在小国町では産交バス、日田バスの路線バスと乗り合いタクシーということになりますが、この乗り合い

タクシーは町内3つのタクシー会社に委託をして、現在町内8路線を運行しています。それでこれは私が繰り返し求めてきた問題であります。利用する方たちが前日までに予約をしなければ乗ることができないので大変不便だということです。特に産交バスの路線が廃止になった路線の住民の皆さんは、それまで毎日決まった時間に予約をしなくてもバスに乗れたのにそれができなくなったと。これは政策課長も直接地元説明会で聞いていらっしゃる要求であります。これは決して解決をしていかなければ、お年寄りが安心して運転に自信がなくなったときに免許を返上できるという、そういう環境をつくり上げることはできないと思います。

そこでこの間、執行部がどういう答弁を議会でしてきたかということでもあります。議事録を読み返してみますと、今年の3月議会では交通体系の検討も交通会議で行っておりますし、またいろいろとコンサルたちと協議をしております乗り合いタクシーが最終形というわけではございません。皆さんがますます利用形態がよくなるような仕組みは今後とも検討していきたいと思っています。この間の9月議会では、できるだけ予約時間を最短に縮めるための方法として3社と話し合いながら、共同オペレーターを入れるとかそういったことも考えていきたい。予約が前日になってくると非常に不便をおかけすることも事実なので、そのあたりは今後とも検討していきたいと思っておりますと、これはいずれも政策課長の答弁であります。お答えになっております。まずはこの間の執行部内やおっしゃっているような交通会議での検討であったり、あるいは委託先との話し合いはどうなっているのかお答えください。

政策課長（清高泰広君） お答えいたします。交通会議のほうも行っておりますし、あと委託先の3社とも、3社集まったの協議というのは行っていませんが、それぞれにいろいろとお話を伺う機会が何度かありまして、そういった中でお話しております。一番問題になっていきます予約の時間の問題でございますが、これにつきましては、乗り合いタクシーがスタートしたときから予約の時間は何時にするかという話は出てきておりまして、その中でやはり3社の意見としてはそれぞれ非常に規模の大きい会社ではございませんので台数も限られている、あるいは人の配置も非常に厳しい状態の中で行っているものですから、なかなか当日の朝に急に予約が入るようなことは、そのためだけに人を配置するのがなかなか厳しいので、できるだけ早めに人が配置できるように前日までの予約を前提としていってほしいという意見でございました。町としましても、先ほどから言われているように、できれば少しでも時間を短めることはやっていきたいのですけれども、なかなか現状ではそのあたりはそれぞれの業者が予約については柔軟に対応していただいている部分もございますので、今のところ一応前日の8時までというのを前提として運行をさせていただいております。今後とも先ほど共同のオペレーターみたいな話がありましたが、それぞれそういった具体的なところを今後検討していきたいと考えているところでございます。

5番（児玉智博君） 話し合いや検討は行っていますということで、当然行っているのでしょうけれども、それぞれの今なかなか3社の皆さんが集まったの会議はしていないけれども、直接個別

にやり取りをしているということでありました。しかし、その共同のオペレーターを置くとなると、それは3社が寄ってからでないと話ができないことだと思うのですが、それはどうなっているのですか。

政策課長（清高泰広君） 確かにそういったことが具体化になったら、3社集まっていたいただいてお話しする形になりますが、まだ現在のところ具体的なシステムとしてできておりませんものですから、そのあたりをもう少し研究していこうと思っております。

5番（児玉智博君） それとまだ具体的になっていないということになりました。では柔軟に予約については対応してもらっているというふうにおっしゃいますけれども、しかし委託業者のサービスというか優しさというのですか、そういうところで可能なら当日予約もいいですよというふうなそういう在り方だと、対応できなかった場合は前の日の8時までの予約をしていないといけなくなってしまうのです。しかし、それではお年寄りの皆さんが本当に安心をして免許を返上できるそういう小国町にすることができるのかという問題ですね。やはりここははっきりさせたいのですが、共同のオペレーターの配置ができれば当日の予約も可能になるのか、そこは崩せないのか、そこをはっきりすることはできないですか。

政策課長（清高泰広君） その部分につきましては、共同のオペレーターを置いたから実際にどこの事業者も対応できるかということになりますと、まだちょっとそこは詰めておりませんので、明確なお答えはできません。

5番（児玉智博君） それと公共交通会議の問題で政策課長は話をしていますということでしたが、一体どういう話をしているのだろうと思ひまして、小国郷公共交通会議の議事録を取り寄せました。それで見てみますと、これは平成27年度の昨年度の会議なのですが、全体で3回開かれているのですよ。いずれもその時間というのが1回あたり1時間から1時間半、しかもこの会議録といっても1時間から1時間半なのに、このA4の紙2枚で一体どういう議論が行われているのかというのはつぶさにはわからないわけですね。私はこういう大事な話をするのに、年3回で本当に十分なのかというような思いもするわけです。そしてこの平成27年度中ということでしたけれども、政策課長は今年の3月議会、それから9月議会に公共交通会議で検討していきますというふうにおっしゃいました。それでは今年度は既に何回公共交通会議を開いていますか。

政策課長（清高泰広君） 今年度は公共交通会議が1回開かれております。

5番（児玉智博君） じゃあその1回というのは、いつ開かれたのですか。今年度ですね、今年ではなくて今年度。

政策課長（清高泰広君） 正確な日付は記憶しておりませんが、6月か7月ぐらいだったと思います。

5番（児玉智博君） 6月か7月に開かれたと。ではそのときにはこの予約システムの問題は話題にされましたか。

政策課長（清高泰広君） その会議では、予約システムの話はしておりません。

5 番（児玉智博君） やはり政策課長は3月議会に私の質問に対して、この予約システムのことも公共交通会議の中で検討していくというふうに答えられたわけですね。それなのにその直後の正確には覚えていられないので、それは非常に残念なのですが、6月か7月に開いた会議で話題にすらしめないという。これはやはり本気で住民の皆さんの、利用される利用者の皆さんの思いに答えようという姿勢が本当にあるのかという、これが極めて問われてくる問題ではないかと思います。そういう気概を持って会議に臨まれていますか。

町長（北里耕亮君） 議員の御意見、よく理解いたします。私も利便性を考えますと、町民の高齢者、高齢者に限らずですが町民の利便性ということを考えれば、確かにやはり朝になって具合が悪くなった、朝になって急に買い物をしたくなった、そういう部分でお願いをしたいという部分は御意見というのは理解はできます。この問題について私も政策課と交えて協議をいたします。その部分でこの乗り合いタクシーの制度そのもの、この小国の状況ですが、やはり3社にお願いをしている部分でありまして、やはりドライバー、朝一の部分がかなり事柄としてあるのかなというふうに思います。そのときにドライバーが少人数で通常の乗り合いではなくて通常の部分も入ってくる場合もあると、数人というような段取りの部分、それから車両の部分もあるかと、ドライバーさんと車両関係ありますからですね。そういう部分の具体的な話もあると思います。そこをこれが予算の問題なのか、物理的な問題なのか、お金か物理的なという様々な部分があると思いますけれども、もう一度内部で具体的な事柄がもっと何かあるのかとかどうなのかというのを話す機会を、また期間ちょっと長くなっておりますけれどもいただければというふうに思っております。

5 番（児玉智博君） やはりこの現状のままで当日予約というのは、これは難しいのかもしれませんが、しかし、そういうドライバーの問題であったりとか車両の問題であれば、やはり私はここはまた特別に町として予算措置が必要なのかもしれません、やはり二種免許取得のための費用の助成であったりとか、そういう人材育成、あるいは車両の導入に対する補助であったりとか、やはりそういう課題も見えてくるし、じゃあそのためにはいくらぐらいの予算が必要なのかというのもわかってくるわけですね。しかし、現状では全くこういう消極的立場で、そういう公共交通会議の場でも話題にもしないというようなそういう中では、そういう課題すら見えてこないというふうに思います。今、町長がそういう形で検討もしていくとお約束いただきましたので、いずれかの段階で再び質問もさせていただきたいと思っておりますので、その際にはきちんとそういう結論に至っているのかというふうにお答えをいただくよう、ここはぜひ重ねてお願いをしておきたいと思っております。

それで、この問題でもうひとつついでにお伺いします。平成28年2月4日に行われた平成27年度の第3回の小国郷地域公共交通会議ですが、この際に事務局からの報告として、日田市地

域振興課より日田市長の意向として、津江と小国郷を行き来できるような公共交通を考えているので今後協議していきたいとお話がありましたという御報告をされております。これは私もちょうど参加していたのですが、産交バスの室原線が廃線になると。その代わり同じところを乗り合いタクシーを運行させますよという説明会があった際にその地域の住民の方から、そういう日田では日田市営バスというハイエースが走っているの、ぜひそれを小国公立病院まで来れば津江の地域の人たちの通院にとっても自分たちにとっても非常にありがたいのだがという、そういう御意見が出ていました。まさにこの話題というのは、そういう地域住民の方の願いに応えることができるチャンスの報告ではないかなと思いますが、この後この話というのは具体化されていますか。

政策課長（清高泰広君） 日田市としての御希望として、津江の方々が小国のスーパーや病院に頻りに利用しているから利用したいということで御相談をいただいているものでございます。日田市営バス、これはいわゆる白タクといたしますか。

5番（児玉智博君） もうちょっと正確に答弁してもらわないとあれだから、議長、時間をちょっと区切って。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をします。11時15分から再開をいたします。

（午前11時10分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

政策課長（清高泰広君） 先ほど交通会議、平成28年度の分について、私、6月か7月と発言しましたが、実は6月22日に予定しておりましたが、ちょうどその日が大雨で急遽中止になりました。それで関係する協議につきましては文書で、文書協議という形で行わせていただいております。本年度の事業計画とか、あるいは小国郷ライナーの試験運行の話あたりを議題としてさせていただきます。

それと先ほどの件です。日田市からの話ですけれども、日田市、津江地区だけは公共交通の空白地帯ということで、自家用自動車による有償運送が行われております。ですので、いわゆる日田バスも松原ダムまでいきますと向こうまでは日田バスが走っておりますものですから、基本的に津江地内だけを公共交通の有償運送として認可されている状態でございます。今回、津江の方々が小国に病院やスーパーなどを利用したいから、その有償運送の特別なエリアとしてここまで延ばせないかというのが話の発端でございます。これにつきましては実は日田市としても陸運局と話を詰めている段階で、それが今の状態ではゴーサインが出ている状態ではないことがひとつと、やはり基本的に公共交通の空白地帯の人が利用するということですので、なかなか小国郷内に小国郷の人が乗るようなバス停をつくるのはちょっとまだ協議の段階ですけれども、非常に難しい状態だと私たちは認識しております。

以上でございます。

町長（北里耕亮君） ただ一番最初にこの話を報告をいただいたときには、小国町としては例えば経済活動というか、津江の方が小国町においでいただいて買い物をされたり、いろいろ利用していただくというのはありがたいことでありますので、それはよろしいですねというような基本的な姿勢は示したものであります。小国の町民が何らの交通体系に乗ってうんぬんという部分については、ちょっとまたいろいろ今後あるかとは思いますが、基本的にはいろいろあるかというのはなかなか利用がしにくいのかな、津江の方を念頭に置いた事柄だろうというふうには理解をしております。でもこれを否定する理由も小国町としては今のところありませんので、基本的にはそういうふうには思っております。

5番（児玉智博君） 先ほど津江のバスについては、ぜひ今後も日田市と協力をして、より小国郷の人も津江地域の人も便利になるようなそういう方向に持って行っていただきたいということで、これは要望として申し上げておきたいと思っております。

それで公共交通会議の件なのですが、結局雨によって流れて、それが6月22日という話でしたけれども、それからまたやがて半年たとうとしているのですよね。その半年の間1回も開かれていないというのは、これは小国町だけの問題ではないと思っておりますけれども、事務局は南小国町ですからね。やはりこの両町の行政が、この地域公共交通の問題に対してどれだけ危機感を持って認識をしているかということが問われる問題ではないかと思っております。実はこの3月の南小国町の定例議会で日本共産党の河津利明議員もこの問題、地域公共交通のやはり時間の問題であったりとか、これを取り上げたのですが、その際も高橋町長は小国郷公共交通会議で今後検討していきたいというふうに向こうも同じような答弁をされているのですよ。これはあまりにちょっと何だろうかなというふうには思います。

やはり今後は来年度予算に何かしようと思えば、今の段階からこの公共交通会議を1回は開いておかないと間に合わない話になってしまいますよね。もう予算が組みあがってしまって、ならもう来年度予算にということで、また1年町民の皆さんを待たせることになってしまいますよ。やはり最後にですね、この問題を最後にしたいと思っておりますが、ぜひ担当課長がこの小国郷の公共交通会議でもしっかりと小国町がイニシアチブを取ってリードしていきますよという、その決意をぜひ述べていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 政策課長、そういうふうにも多分思っていると思っておりますが、私が責任者でありますので。やはり公共交通会議の方針というの、例えば前日予約の話題にちょっと特化してお話をさせていただきますが、議論になるとは思いますが、やはり直接委託をする相手の事柄がしかも具体的な部分が、そこを詰めないとこの問題は善処というか進まないのかなというふうな思いをしております。会社の状況とかそういう部分もあるのはあるのですが、一番の理想は小国町一円がひとつの組織で、今網の目のように張り巡らされている、それはすごく路線も多く

ていいと思うのですが、形態が3社に至っているという部分がなかなか横の連携であったりと、一企業体それぞれでありますし、同じ会社ではありませんのでそれぞれの意見があるかと思いますが、そこをまとめていくのも行政の役割だろうというふうに。何が課題になっていてその問題ができないのかをもう一度じっくり考えまして、ただ相手がいる話でありますからかなり詰めないといけないと思います。詰めすぎて、いや、そういうのはできませんというように、そうなってもまた困りますし、乗り合いタクシー組織の仕組みは大変いい仕組みだと、予算はかかっていますけれどもいい仕組みだと思いますので、そのあたりのところをちょっとまたやっていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはり今後高齢人口が増えていく中で、なかなか自分で車を運転することが困難になっていく方たちは今後ますます増えていきます。やはり今この段階からそういうふうになったお年寄りが運転に不安を感じたときには迷わず何の不安もなく、完璧というものはありませんけれども、安心して免許を返上できるような環境を整えていくということは、やはりそういう交通体系が弱い地域においては重要な問題でありますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいということを重ねて申し上げておきたいと思っております。

次の質問に移ります。団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて熊本県はすべての県民が医療や介護が必要となってもできる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていける地域包括ケアシステムを実現するため、総合確保方針及び第6次熊本県保健医療計画に即して病床の機能分化、連携、在宅医療、介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保、勤務環境の改善などに取り組み、地域において効率的かつ質の高い医療介護提供体制を構築するとして、地域医療構想なるものを策定しています。これは県内を11の構想区域に分け、区域ごとに病床の機能区分、高度急性期、急性期、回復期、慢性期ごとに2025年の必要量と居宅等における医療の必要量を定めるというものであります。それでこれによると、県下の病床数の総合計は2万1千24となり、現在の許可病床から1万床以上少なくなることになってしまいます。小国町が含まれる阿蘇地域、要するに阿蘇郡市ということになるわけですが、ここの必要量は447床とされ、現在の許可病床数884床の約半分になってしまっているわけであります。

それでこれらの数字は国が示す算定方式に従って県が出したもので、この構想はあくまでまだ現在案の段階で、県も削減目標ではないというふうに言っているのですが、一方でこれまでの政府のやり口というか、副町長を前にしてちょっと言いにくいのですけれども、こういうやり方というのはそう言いながら安心をさせておいて年金や医療費を削っていくと、社会保障を削っていくというやり方を続けてきたわけでありまして。実際、この数字がこのとおりになればとんでもないことであると思っております。今は削減目標ではないといわれていても、ある日それが削減目標になってからでは遅いわけです。やはり今から削減目標にさせないために自治体が声を上げていくことが必要だと私は危機感を持っているわけでありまして。そこでまず町長はこの構想をどう受け止

めていらっしゃるか、基本的認識を伺っておきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 小国町を考えますと、小国町外一ヶ町公立病院組合の公立病院をまず念頭に置かなければいけないというふうに思います。議員おっしゃるように、例えば阿蘇であれば800を400という半分という部分の中での、小国公立病院も半分になるのかという部分を私も最初それはというふうな部分を抱きました。ただ議員も言いましたようにこれはまだ結論ではないと。あと担当課とも協議をした部分であると、3パターンほどに県の構想では国のガイドラインを用いた推計のほかに、県独自の推計を3パターンほど示すというふうな部分があると。それでもやはり今後の議論を念頭に置いて注目をしていかないと、そのままになってしまうとかがかという部分は率直に思うところであります。

ただ顧みまして、私が組合長をしておりますから、小国町議会の中で病院議会という別組織もありますから御了解いただいておりますが、今75床ありますけれども、それが満床の状態ではありません。そこをこの2025年という部分に向けての病床の今の話でございますので、推移を見ながらいつまでもこの75床の部分でいくのか、それともこの病床数の定義といましようか、それを考えていくのかというのは病院組織も含めての中身でも議論を重ねながら考えていく必要があるのかなというふうに思っております。ですので、国のガイドラインという部分や県独自の部分ということについては注目をしていきたいという部分が結論でございます。

5番（児玉智博君） 今、本当に念頭に置くべきという部分は、私も公立病院の今後どうなっていくのかということだというふうに思います。それでこうした医療構想が策定されていく中で今後どうなっていくのかなと、公立病院がですね、考えた場合に、まず小国町とそれとまた南小国町、それが両町民にとって公立病院は何かというふうに考えた場合、私は両町民の健康を守る最前衛にあるというふうに思います。最近、私の身内で大きなけが人が出てしまったのですが、はじめはかかりつけのお医者さんがいて、そこに診てもらったのですが、そこではやはり公立病院で一度診てもらったほうが良いということで公立病院を受診をしました。そしたらこれはちょっと手術が必要だということになって、公立病院ではできないからということで、熊本市の大きな病院を紹介していただいて、そこで手術を受けて数日後に公立病院に戻ってリハビリをするという流れになったわけです。今、大きな日赤にしる熊大病院にしる、どんな大事な手術をしたとしても、やはりその患者が家に帰れるような状態になるまで置いてはくれませんから、こういうふうに数日で公立病院に戻ってくるということになるわけですがけれども、やはりさっきの質問でも言いましたように、高齢世帯が増えていく中で免許の問題も出てきますよね。そういう中で、入院が必要になっても公立病院があまりに診療所のような形になってしまえば、やはり阿蘇の温泉病院かなんかに戻ってくることになる。しかもある程度の長い期間になれば、家族がお世話のために病院に行くことも、そういう交通弱者であれば困難になってしまうことになりかねないというふうに思うのです。

それです。そもそも私が言いたいのは、熊本県がこういう小国郷のようなところと入院の機能が複数ある阿蘇谷であったりとか、あるいは大津や益城といった地域に隣接をする西原を一緒に考えること自体がナンセンスなわけだと私は思うわけですが、やはりこういったところもしっかりと町としても声を上げていく必要があるのではないかと思います。

また医療構想の策定にあたり、熊本県が各医療機関にアンケートを行い、2025年時点の病床数の見通しというのを聞いております。これによりますと、阿蘇区域内の医療機関が見込む病床数の合算は103床となっております。県が言う必要量447床は、医療機関自身の見込みからかなりかけ離れた数になっているわけです。それでこのアンケートで小国公立病院の見込みというのは、現在の75床から10減の65床なのですが、場合によってはこれ以上の削減を求められる危険もあるのではないかとこのように思います。

今、小国公立病院というのが1985年に今の建物が建ちました。そのときの病床の数というのは80床でした。99年に小国老健施設が設置されまして、それに伴い現在の75床になって現在に至っているわけです。つまり小国公立病院というのは、現在の形になってこれまで純粋に病床数が削減されたということは一度もなかったわけなのです。それで1985年の小国町の人口を見れば、1万800人、1千人をちょっと切るぐらいです。99年は9千500人でありました。ただ人口自体は減ってはきているわけなのですが、やはり先ほどの質問からも話題にしているとおり、高齢人口というのは今後ますます増えていくわけです。それでそういう介護が必要になっていく方たちも出ていく中で、私は極めてこの小国公立病院が果たすべき役割は大きくなってきていると思うわけですが、やはり小国町そして南小国町もともに、今後の小国公立病院のあるべき姿というのをしっかりとビジョンを描いていくことが必要ではないかと思います。町長はこの点についてどのような考えをお持ちでしょうか。

町長（北里耕亮君） 小国町長としての答弁をさせていただきますが、もちろん小国公立病院はこの小国郷にはなくてはならない、議員と同じ思いで非常に不可欠なものであります。もしなかったらと考えますとちょっと想像できないぐらいの事柄であります。絶対にないといけないというふうに思っております。ただ中身の病床数の状況であったり病院組織のこうあるべきだというのは、別組織病院議会がありますので、今日議員もいらっしゃいますので、またその組織の中でどうあるべきかというのは議論はされるものと思いますが、小国町長としても繰り返しになりますが、それはもうそうだとこのことでもあります。

5番（児玉智博君） 一方で、私はやはりこの小国公立病院というのは、私たちの世代の先輩の世代から受け継いだ、いわばこれは町全体の財産だというふうに思うのです。ですから今現役でいる私たちの世代は次の世代に絶対に引き継いでいくという、これがやっぱり大切なことではないだろうかというふうに思います。

それで最後に、その一方で町がやっていくべき課題としては、健康づくりですね、やはり小国

町の人たちが病院にお世話にならなくてもいいように、健康に過ごせるようにしていく取り組みというのが非常に大事になってくるのではないだろうかというふうに思うのですが、今後小国町の健康づくりの施策として、こういう取り組みを進めていくというお考えがあれば御紹介願いたいと思います。

町長（北里耕亮君） 昨日も発言の中に織り込みました平成29年度の予算を、12月に入りました。ただいま練っている最中でありまして。福祉課とも話をしている中で、やはり何かこの議会の御意見や私自身の思いであったり、そういう部分で何かやりましょうよという話はしているところではありますが、まだ具体的にここでお話できる段階では、関係機関との調整とかそういういろいろな部分もありますので。ただ何かやりたいということでは意思表示させていただいて、また3月議会等で話題にさせていただければというふうには思っております。

5番（児玉智博君） やはり何かやりたいということというのは、私も今だけではなくて、町長も大分町長になられてからありますが、それは毎回何かやりたいという思いで日々、今の時期というのを過ごされてきたかと思うのですが、やはり具体的に関係先なんかの名前は言わなくても結構だと思いますが、もう少しどういうことに取り組むのかわかるような、どういった分野なのかお聞かせ願えればと思うのですが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） やはり健康づくりというのは、通常体を動かしたりとかいう部分も大事ですが、健診であったり予防的な部分が非常に大事だと思います。小国町特定健診を受けていただくように様々啓発をしておりますが、なかなか町民の方、「まだまだ自分は健康ですよ」というような思いもあって、健診に具体的に受ける方もなかなか行政の思いが届かない部分もあります。そこをもう少し、より受けていただくようなとか、あとは日頃の健康管理で糖分であったり塩分であったりいろいろという部分が日頃の話題として出るような、もう少し啓発とかそういった部分をちょっといろいろ考えていきたいなど。そういうジャンルの、そういう方向の部分の健康づくりをやっていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 時間にもう近づいてまいりましたので終わりたいと思いますが、ぜひそういった考えというのをやはり役場職員が、担当課がまず頑張るといっては絶対必要なことですが、やはりその枠を超えてぜひみんなで考えていかなければこういった問題というのはなかなか解決は難しいところだと思いますので、引き続きこの議論も私もさせていただきたいと思しますのでということをお述べまして終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時45分から再開をいたします。

（午前11時40分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時45分）

2番（大塚英博君） 2番、大塚英博でございます。質問に先立つ前に先だって殿町の大火災につ

いて被災された皆さま方に本当に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

それでは今回も3つのテーマについて質問をしてみたいと思います。まず1番目の次年度の予算編成の中で補助金のことについて、予算編成の取り組みについて質問をしてみたいと思います。まず補助金は団体に対する補助金というものは、組織であったり、団体であったり、その会であったり、いろんな面で生かされており、決して無駄なところはないと私は思っておりますし、むしろこの補助金というお陰で組織がまた運営が成り立っている部分も多々あることを私は確信しております。そういう中で平成27年度に地方創生というアベノミクス現象によって、都会と地方と、また大企業と中小企業・零細企業と、それからサービス業と農林水産業と、都会と地方という大きな格差が出てまいりました。この解消のために大がかりな国は地方創生資金というものを投入して、地方の活性化に力を入れているわけでございます。それと同時に人材派遣制度支援というものも創設されて各地域によって人材が派遣され、物と金とそういうふうなもので地方を活性化していこうという取り組みでございます。こういう観点の中で、町においてもいろんな団体がいろんなところで支援を求めている、そして活動に対して何とかしなきゃいけないということの憤りの中で、この補助金というのはこれから先、非常に大事な部分を占めていると思います。私はむしろこの補助金というものは、私は国の支援金と同じように町においての地方を守る支援金でございます。その支援金のお陰で必ず町が活性化すれば、これは生きたお金になってくると思います。その中で私の今の見解において、町長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） まず先ほども述べましたけれども、この12月議会、大変同じような御質問をいただいておりますけれども、12月に入りましてやっと平成29年度の予算に対しての話題が始まったばかりであります。その中で3月議会まで限られた時間ではありますけれども、様々な角度からこの平成28年度、27年度を見まして、もしくは決算状況を見まして、私が決算議会でも言いましたように、決算は予算の鏡であると。そののちに効果があるもの、非常に必要なもの、小国町にとって大事なもの。それから、いや、もうここは一定の目的を達成されたもの、もしくはなかなかここはもういらぬのではないかというような部分、それはスクラップアンドビルドというような部分もあるかもしれません。そういうのを経て3月議会になるわけでございます。

補助金のお話でございますけれども、昨日も少し述べましたが、補助というのは読んで字のごとく「補佐する」「助ける」という部分もありまして、あくまで主体性はその団体にあるものと思っております。その団体が自分たちの活動をするのが小国町のためになる、小国町の自らの部分の活性化という部分で、じゃあ側面から行政が少しサポートすると。主体性はあくまでその団体にあるというふうに私は認識をいたしております。ただそれも先ほど言ったように、平成27年度の状況や様々な過去の事柄を見ながら、翌年度をどうしていくかという部分を行政自体も限ら

れた予算でありますので、それは無限に枠があれば、それはどれだけでもその団体にお渡しして「ああ、活性化してください」という部分はあるかもしれませんが、非常に予算というのは限りがあります。その中で他町村と比べても、この小国町は団体補助金が多いわけがございますけれども、その中で限られた予算の中でそれぞれの団体に頑張ってもらいたいという思いで、その組織に主体性を持っていただいてということ念頭に置いて考えております。それが基本的な姿勢でございます。

2番（大塚英博君）　これから人口減少がなす中で、地方をとるかその部分を非常に大事に扱わなきゃいけない中で、この支援金というものが必ず私は生きてくると思いますし、この支援金がなければ組織の運営そのものにも影響を与え、ひいては町の活性化にも影響を与えかねないのではないかなという危惧をしております。そこで予算編成の中でひとつの提言でございますけれども、町の経営というものも事業の経営も私は一体化と考えております。収入を増やすことができなければどこかの経費を削減しなければいけないけれども、その無駄というものを削減する必要もあるかもしれませんけれども、すべて人がなすことでありまして、人がないところには町は育ちません。それと同じように経営本心そのものが人が動くものでございます。ただ物を右から左に動かすものではないと思います。そういう中で血の通った、要するに毛細血管というふうな形を取っていただければわかります。その血液が流れなかったところの細胞は死んでしまいます。予算編成の中においては、そういうふうな気持ちを持って、そして極端に言うとう委託料とかそういうものの、もう1回やっぱり削減するところをこうすれば少し無駄が省くのではないかなというハード面とかにおいても、そういうものに対して人の面については、血の通うものについてはなるだけ手堅くしていただきたいと思います。

一応、今までの中で予算編成の中で話したことでございますけれども、本当に財政的に窮屈なのか、何かいろいろな面において支援を求めて立ち直りができるような方策はないのか、そういう点についてお聞かせいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君）　大変大事な話題でありまして、行政には歳入・歳出とあります。昨日も少し触れましたが、その部分の全体の中で本当に余裕はないかというような部分の御質問の部分もあるかと思いますが、財政的な部分で副町長に答弁をいたさせます。

副町長（桑名真也君）　御案内のとおり、今年は平成28年の熊本地震に続きまして大雨の災害ですとか、10月10日の殿町の大規模火災ですとか、そういったもろもろの大規模な災害が発生しまして、そちらにつきまして火災のがれきの撤去も含めまして、非常に町の持ち出しに係る経費が増えたという状況でございます。特に被害の大きかった平成28年熊本地震におきます災害復旧ですと、現在までその復旧事業に総額7億3千万円ほどの経費がかかっておりまして、こちらは御案内のとおり激甚災害に指定されておりますけれども、そういうことで補助率のかさ上げがありますけれども、その補助率のかさ上げ、前の数字でございますけれども、補助額が3億

7千900万円というふうになっておりまして、その裏負担分につきましては災害復旧事業に係る起債を充当しておりますけれども、なかなか町の持ち出しも当然ゼロではありませんので、非常に町の持ち出しというのが例年に比べて非常に大きくなっているところがございます。

他方、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、歳入をもうちょっと増やす努力というところがございますけれども、こういったもろもろ災害にかかった部分で町が持ち出したものにつきましては、全額特別交付税で見るといって、国ですとか県庁の市町村課に対しても応募といいますかいろいろ言っておりますし、例えば先ほどの殿町の大規模火災につきましては、県から半分補助をいただくと、新しいスキームをつくっていただいたということで、町の執行部が全力で県に対して要請をした結果が結実したのかなということで、町としても全力で歳入の確保に取り組んでおりますけれども、先ほど申し上げましたとおり種々累々例年にない支出が起きているものですから、やはり引き続き、ただでさえ厳しい状況の中で、さらに厳しくなっているという状況で御理解いただければというふうに思います。

2番（大塚英博君） はい、わかりましたけれども、その予算編成において先ほど言いましたように、本当に自分の給料はカットしてもいいと、私はそういうふうな気持ちでございます。そういう中でやっぱり人という、心というものの中で予算編成をしていただきたいと思っております。

副町長（桑名真也君） 非常にありがたい御意見でございますけれども、職員の給与にしましても議員の皆さまの給与にしましても、個人的には財政が厳しいからという理由でカットするのは必ずしも適当ではないと思っております、例えば議員の皆さまの給与でいいますと、じゃあ全額カットしていいのかとなりましたそれは議員の報酬がないわけですから、ある一定程度の所得が既にある方しか選挙に立候補できないというふうになりますので、そういったところは当然財政状況は全く無視するわけではございませんけれども、職員の給与にしましても議員の皆さまの報酬にしましても、それぞれ法令に則ってあるものでありますので、そちらの制度、主旨も勘案しながら報酬等は決めていくというふうに考えております。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時57分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

2番（大塚英博君） 続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。商工業の所得対策について、商工会、商工業の今後について質問をしていきたいと思います。商工業の所得と人口の関係は非常に密接なつながりがございます。商工業が発展しているところにはおのずと人口が集中してまいります。その利益の配当において再投資が行われ、またそれに対して商工業の数も増えていくわけがございます。先般は平成2年から28年に人口が減少してまいりました。それと同時に商店街の商工会の数もそれに比例して減少してまいります。ちょうど大店法の改正のもとに大

型店舗が進出し、その小売店の数等は急激に減少してまいりました。これは人口を一定としたときに購買力を1として下の分母のXを商店街の数で割ったときに、その1軒当たりの所得数というのはその商店街数に比例して減少してまいります。大らかな双曲線を描いて限りなくゼロに近づいていきます。そういう現象が今小国町についても起ころうとしております。その中である人が小国町の中を見たときに、商店街の数の少なさ、また商工業に対してもどんどん減っている現状を見たときに、これで人口減少を食い止められるかと。何とか対策を打たなければならないのではないかというのを耳にします。ここで商工業の所得というものを上げる工夫というものをしなければ、これから先どんどん前言ったように、町としては本当に厳しい状況になってくるのは目に見えております。

その中で、じゃあどうしてそういうふうな所得を上げる工夫をするかと。これは今既存に、今ある商工業を一番大事にしていくことだと考えております。今商工業が残されて一生懸命頑張っている商工業を何とか支援をしながら、そして残っていただきたい。そういう気持ちを行政の中に持っていただきたい。そしていざチャンスが来たときに、そういう方たちは必ず町のためにも頑張ってくれると思います。特に農林業においてもしかりでございますけれども、特に商工業というのは自分の店をたたんだときには、家族ぐるみこの町からいなくなる可能性が高いわけでございます。農林業とは違う商工業の持っている本質そのものがそこにあります。そこで今の現状の中で、どうして今の既存の人たちを大事にするかということは、政策的にこれから大きく考えないといけないのだけれども、今情報課長にお尋ねしたいのは、結局はその支援というものが、例えばがんばる支援とかいろんな持続化補助金とかそういうふうなものがたくさんあるかと思えます。もしそういうもの以外に何か方法があるのだったら、今あるものを教えていただきたいと思えます。

情報課長（佐々木忠生君） まず人口減少と商工業の減少という部分で、確かに人口のほうは町の統計等によりますと、平成6年が1万人いたものが平成26年で7千800人と。それから商店数につきましては、平成6年が204軒あったものが平成26年は124軒という部分で、人口と商店数の関係は相関係数というものがございます。それで算出したしまして、0.99ということで、0.7以上は非常に関係が強いという部分がございます。そういう中で、人口減少をまず食い止めるといいますか、何とか保っていくという部分の中で地方創生の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という部分を町のほうで立てております。その中で情報課所管といたしましては仕事の創生、働く場づくり、働く環境づくりという部分を進めさせていただきたいなというふうに思っております。

担い手支援と働き方支援を進める上で、町内の商工業は高齢化により衰退していると、空き店舗も目立っているという部分は議員もおっしゃられているとおりで思っております。一方で、新しい仕事を起こすとする後継者・移住者も少なくないという現状で、平成27年度からは商店

街の空き家対策事業やおもてなし事業や創業支援事業という部分に取り組みさせていただいております。今後もこういうこれらの事業を支援していくことで、何とか商工の振興を図っていききたいというふうに思っております。またこれにつきましては国・県の施策と動向も踏まえながら、商工会と連携のもとで商工業の振興を図っていききたいなというふうに思っております。

2番（大塚英博君） 今わかりましたけれども、いろんな補助金とかそういうものをして支援をするというのはわかりましたけれども、以前TMOというタウンマネジメントオーガナイズーションという、そういうふうな中心市街地活性化法というもとで町を活性化させようという取り組みがなされましたけれども、こういうふうな根本的に補助金や空き店舗への補助金とかいろんな言われましたけれども、そういうものは一時的な補助金であって、あくまで継続的にそれがずっと所得に跳ね返ってくるかということに対しては非常に疑問があります。ここで提案ですけれども、やっぱりこのところはやっぱり行政の中で商工業、要するに情報課だけではなく福祉課、すべての課が一体となってこの町おこしに対する商工業の対策というものをどうして打ち立てていくのか。その中には空き店舗対策協議会条例案とかいうものを出しても構わないと思います。それとかまだまだ案というのはあると思います。ここで知恵を絞って、そして全国にたくさんの情報があります、そういう情報を集めて、そしてそれに伴う予算の獲得、そういうものも頭にいれながら、そして地域を活性化するこういう取り組みというものが今これから抜本的な改革に入っていくのではないかなと。これが一番大事なのではないかなと。このままでは先ほど言ったように人口減少を止めることはありません。極端に言うと、企業誘致にしてもオーダーメイド方式の企業誘致というものも検討してもいいかと思います。いろいろ活性化する方法というのは知恵を絞り、そして今度新しく副町長が来られています。そういうふうないろんな全国の情報を集め、そして予算の獲得に一体となって取り組むことがこれからの人口減少を食い止める一番大切なことではないですか。この点について町長の見解を求めます。

町長（北里耕亮君） 改めまして人口減少という部分で、国のほうも地方創生ということであらゆる角度から進めている部分で、私の思いとしましても人口減少に歯止めをかけるという思いでいろいろ頑張っておりますが、その中でちょっと繰り返しになるかもしれませんが、改めて商工業と人口減少の相関関係や関連性という部分を少し手元に資料がありますので、改めてお話をさせていただきますと、熊本県の統計年鑑という部分のデータで農業・林業を除いたそういう部分の事業者数の減少が人口減少とともにそういう部分の減少が続いております。商店数についても例えば平成26年熊本県統計年鑑の商店数ということで、小国町の人口が平成6年の段階では1万人と仮定すれば、仮定というかその当時であれば平成6年時代が204と、平成26年が7千800人とすれば平成26年124という商店数の部分で、やはり関連性としてはやはりあるのかなというふうにも思っております。それを食い止めるためにということで、様々な事業を繰り返しているのですけれども、先ほど課長が言いましたようにおもてなしとかそういった施策もある

のですが、実際やはり商工会とかそういう部分と連携を取っておりますけれども、先ほどの質問の答えもそうですけれども、やはり自助努力というか主体性を持ってその団体が活動されること、それに町が補佐的な役割をすること、これが大事だろうと思います。ですので、結果が出ていない部分も分析しますとある部分もあるので、それは翌年度の予算協議のときに前年度の効果を見まして、決して効果がないとは言いませんけれども、より効果がある事業に転換をしていくという部分を町としては考えていきたいというふうに思っております。そういう部分で、人口減少という部分について関連性があるというそういう思いは思いとして持っております。

2番（大塚英博君） 活性化の中でも、特に若い方たちが今から先小国町を背負っていくわけがございます。そういうふうな事業を起こす方たちの意見を聞きながら、そして新たな小国町というものを商工業という中で組み立てていくことも一番大事なことだと思います。そういうことをこれから本当に肝に銘じながらやっていただきたいと思います。

続いて、3つ目の質問に移らせていただきます。小国と台湾との国際交流事業について、またその新たな展開について質問していきたいと思います。国際化という中で、特に小国は台湾との交流をずっと続けております。特に台湾においてちょっと話しますけれども、台湾の中国文化大学の学生さんというのが小国のほうにホームステイをして来年で30年の節目に向かいます。最初の根本は天理大学との姉妹校の中での研修ということで、直接天理大学のほうに行っていましたけれども、ただ語学研修だけではなくホームステイを通じて各家庭の文化や風土というものに触れたいというそういうことから、じゃあ小国町でそういうふうな事業が取り組めないのだろうかということで国際交流会という組織がそれを受けて今日になっているわけですし、そしてその間の生徒数というのはもう500人を超しております。また受け入れ家庭というものも1回の度に20人からその前後來ますので、延べにすると相当の数のホームステイを受けているわけがございます。

特にこの国際化という中で、台湾との交流は小国が一番長いのではないかと。これに目につけたのが、福岡にある戎総領事という方がおまして、これだけやっていただいてこれはお礼に行かなきゃいけないということで、小国にも訪庁にまいりました。それ以来、総領事とは非常に友好関係でありますし、ここでこの交流事業というものも改めて新たな展開に移ろうとしております。要するにただホームステイというその受け入れという事業でなく、文化の交流であったり、例えばいろんな産業の交流であったり、強いていえば教育関係においてもそういうふうな流れはこれから上のほうにどんどん上がっていく可能性が非常に高い。こういう中で新たな展開にいかうと考えております。特に阿蘇郡においては、特に交流事業を行っているところについてどういふふうな事業をやっているのかをまずお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 小国国際交流会が、昭和63年から今お話のとおり中国文化大学台湾の学生を招き入れてホームステイ交流をしているというのは行政もちろん把握をしておりますし、

その交流会に交通機関の支援という形で一部補助金を出している部分があります。こちらのほうもこの交流会が主体性を持ってそういう新たな展開をされるという部分については、町もよろしいことではないかなというふうには思っております。質問の意図は、阿蘇郡でほかのいろいろということでありましょか。正確に小国町行政、自治体がほかの自治体がどういう交流をしているかというのはちょっとわかりませんが、広く言いますと、県下の状況ですと、平成27年から熊本高雄線が就航しております、阿蘇くまもと空港の国際線の振興協議会という組織がありますが、積極利用を進めております。またこれはほかの高校ですが、大津高校など幾つかの高校は台湾に修学旅行に行っているという情報もひとつ把握をしています。あとはやっぱり県の状況ですが、平成25年度に高雄市と経済交流覚書を締結して経済的な結びつきを強化しているというような部分を一応把握をしております。

2番（大塚英博君） 今お聞きしましたように、流れは国際化の中に入っております。特に今までの実績の中で熊本県の中でも小国町ほど台湾の交流について詳しいところはないかと私は思っております。こういう中で、小国町は率先してこういうふうな事業に対して参入して、そしていろんなところから小国に行けばそういうふうなことに非常にもノウハウがわかるのだと。もうそこまで来ているわけでございます。その中で何とかこれをもうひとつワンランクアップするためにもただ単なる補助金ではなくやっぱりその窓口というもの、それに対して表向きに対してその応えができるように、そういうものも行政の中に取り組んでいただきたいと。それがこれからの小国高校の存続化の中でもまた生かされるだろうし、熊本県の中でも一番先ほど言ったように、その交流事業というものが町おこしに非常に貢献しているのだと。こうふうなところまで持ち上げていただくためには、どうしても行政の中にそういう窓口や、そういうただ補助金を出すだけではなく、やっぱり人的交流に対して支援やそういうものも大きく取り上げていただくようお願いを申し上げます。この件について。

町長（北里耕亮君） 今までの先ほども言いましたように、長い歴史の中で63年から続いておりますので、そういう民間活動というのは非常によろしいことだなというふうに思いますが、ただいまありましたような窓口を小国町行政の中に設けるといいますと、なかなか国対行政というような部分になりますと、自由なそういう緩やかな交流はできないのではないかなというふうに思っております。というのも、過去において小国町も中国河南省少林寺関係で友好締結などをしましたけれども、なかなか組織対組織でありますと小規模な自治体でありますし、またいろいろ予算のことも考えなければなりません。今の状況を一部分補佐すると、さっきから繰り返し言いますが、その交流会が主体的に大変いいことをされておりますので、その部分をするという部分で私としては今のところ考えさせていただきたいというふうに思っております。

副町長（桑名真也君） 町といいますか、行政機関がオフィシャルな形で台湾という国とお付き合いしようとなりますと、日本国家は台湾を国として承認しておりませんので、そういった点でも

非常に慎重な検討を要するものだと思います。

2番（大塚英博君） はい、わかりましたけれども、以上、町長のほうの答弁の中にそういうふうな行政の中で本質的にそこに動くのではなくて、そういうふうな会とかそういうふうな組織に対して陰ながら支援をしていくというような、そういうふうなことで十分だと思います。それを本当これからも常にやっぱり続けていただきたい。そういうことでお願いをしまして3つの質問をすべて終了いたします。ありがとうございました。

町長（北里耕亮君） ひとつ言い忘れておりましたが、学生の交流という部分以外に最近阿蘇地域デザインセンターが観光の面で非常に台湾、観光という切り口からインバウンドと申しますけれども、そういう展開を考えているようでございます。そういう部分についてもデザインセンター側が小国町の交流会の方々が交流があるというのを把握しているようでございますが、何らかの形で新たな展開のひとつの参考意見として捉えていただければいいのですが、来られている生徒さん方にその何かを何かするとかいう部分もひとつの展開としてはあるのかなと。活発に観光の切り口からも阿蘇は動いているということだけ、ちょっとお伝えさせていただきたいと思いません。終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。1時35分から再開をいたします。

（午後1時25分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時35分）

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。去る10月10日の大規模火災で罹災した世帯及び事業者の方に心からお見舞い申し上げます。今回、通告2件ございます。その前に小国町の総人口12月1日現在で7千427人でございます。65歳以上が2千826人と。男性3千514人、女性3千913人、世帯数3千105世帯、そういうことで65歳以上が2千826人ということになりますと、約4割が65歳以上と。4割近い38%が65歳以上となります。そういう中において、まず小国町の行政も以前から行政改革がうたわれまして、これからの自治体財政は収入が伸びず支出が増えるという事態を覚悟しなければならない。住民に質の高い行政サービスを提供するという自治体の役割を果たしていくためには、限られたお金を最大限生かして使うこと以外ないと、これが行政改革であると。ひいては地方自治法第2条14項に取りまとめて言いますと、最小の経費で最大の効果を上げる。これが言い方を変えれば行政改革ではなかろうかなというところで一般質問いたしますが、私も2期目に入りまして、1期目の方はまたかと思うかもしれませんが、まず職員の駐車料金の問題を再度お伺いいたします。なぜ私が駐車料金を職員から徴収しなさいということかと申しますと、駐車場の慢性的な混雑の緩和にもつながると。それと同時に1点、ある意味では職員に対しての現物支給の可能性があるのでなかろうかなという自治体のいろんなところを調べた中にそういう危惧感があります。そういうところをまずお尋ね

いたします。

副町長（桑名真也君） 御指摘の自治体によっては、そういった役場の近くにある駐車場を有償で貸し出している自治体があることは承知をしております。小国町の場合、駐車場料金を御指摘のとおり徴収しておりませんで、そちらにつきましては様々な観点からという回答にはなるのですが、まず公共交通機関があまり発展していないということで、やはり通勤される職員の方は車というものを使用せざるを得ないというところがございます。そのためどうしても公務で通勤を当然しますので、そういった駐車場を整備しておく、無償で使わせるというのが一定程度合理性があるだろうというところと、この駐車場の利用につきましては職員だけに限ったものでありませんで、一般町民に対しても開かれているものがございますので、そういったところで職員のみには便益のあるものではございませんので、そういったところから駐車場の料金を徴収していないというふうなこととしております。

6番（時松唯一君） 通常8時30分までに役場駐車場をいわゆる今の開発センターの近くですね、そちらに止めますと、約8時半までには7割ぐらいの車がすべて埋まります。これは今業者が何十台か止めてありますけれども、ほとんどが町の職員が多いと私は認識しております。できましたら、今当直をやられている方にチェックでもさせて調べてみればすぐわかるかと思えます。私が申し上げるのは、いわゆる職員は現物支給に当たらないかと。今は当たらないという返答であれば再度持ち帰って、これが現物支給に抵触するのであれば早急に是正する必要があると。そこから付近は町長、いかがでしょう。

町長（北里耕亮君） 現物支給に当たるかという部分でありますけれども、このあたりも職員の駐車場というか、そういう部分を総務課が担当しておりますので、ちょっと補足をお願いしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 現物支給という考え方が、通常であればいろんな手当や物品とかいう職員に代わって与えると。今回の現物支給という考え方については、町が公費で借り上げたのを個人の職員が利用するという考え方が果たして現物支給に当たるかどうかというのは、ちょっと論議もいろいろ調べたところ、その辺の考え方が妥当であるかというところは、よその自治体であってもいろいろ考え方が出てきているというのが現状のようですので、先ほど副町長が申しましたように、現物支給イコール職員から徴収するというのが適切かというところは福利厚生上、また公共交通の利便性上、また公務の能率化の面とかいろんなところを勘案したところ、やはり現物支給イコール徴収かというところは、こういった農山村のところでは非常に難しいのではないかなというふうに考えております。

町長（北里耕亮君） 少し違う切り口から、議員の御意見の7割ほどが既に埋まっている、慢性的な駐車場不足ではないかというような観点の御意見であれば、それにちょっと答弁をさせていただきますと、確かに限られたスペースでありますので、一番は町民の方に不自由をおかけするの

はいいことではないというのは把握をしております。ですので、できるだけ町民の方が役場に用事がある箇所、役場に近いところと。職員の方は阿弥陀杉の館のスペースであったり、少し離れますけれどもそういったところに止めていただくと。もしくは近い方は歩いて来ていただくというような部分は総務課のほうからも職員のほうに伝えていくところであります。

6番（時松唯一君） 小国町の基本方針で、まず予算重視から決算重視の転換による財政基盤の強化、その中に既存公共施設の能率的・効果的活用、行政サービスの向上と、これもうたってあります。事務事業の量に応じた職員の適正配置、これは別問題ですが、職員の資質の向上などによる適正かつ開かれた行財政を推進すると、これはいわゆる私が言っている駐車料金を取りなさい、駐車のお金に固執しているわけではないのですよ。役場に来られる方々がすぐに止められて、すぐに対応できるような駐車場を空けておきなさいと。そのためにそこに職員が止めるのであれば、やはりそこら付近しっかり認識して、どれぐらいあるのかぐらいは把握しておいてくださいと。

もう1点、現物支給はもう1回確認してください。もしほかの町村で、10町村あって5町村は取っているけれども2町村は取っていないとすれば、小国町は取りましょう。そういう方向で進んでいっていただきたい、そういうふうに思います。いかがでしょう。

副町長（桑名真也君） 例えば東京で駐車場、東京都庁なりそういった23区が整備して、そこをただですというふうにしますと、「いや、それは地下鉄があればだけ発達していて、それは別に車で来る必要ないでしょう。それは現物支給でしょう」という御議論・御指摘があろうかと思えます。ただ小国町の場合は、そうやって宮原以外も非常に公共交通機関というのがあまり整備されておりませんので、そういったところとほかの市町村・自治体が料金を取っているから、現物支給に当たるからというのではやはり状況が変わってこようかと思えますので、簡単にこの単純な数だけで、例えば10市町村あって5が取っていて5が取っていなかったから、じゃあうちは取るほうにとかという話にはならないかと思えます。

6番（時松唯一君） 時間も差し迫りますので、東京からいけば東京都内の都庁に勤めている方は埼玉県からも来ています、千葉からも来ています。地元から通える人は多分3割もいないのかなというふうに私も認識しております。ただこういう町であって、この町で子どもたちもそうですけれども何時間もかかって歩いて学校に行っている子どもたちもいるのです。そこをよく考えて、小国町は小国町として考えてやりましょうということを私は言っているだけであって、比較をするのであれば、類似町村あたりのそういう問題提起があったところをしっかりと調べてそれに適応してくださいということを申し上げているわけでございます。これはもう1回答弁をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） このことについては、郡内は7町村の状況をちょっと調べたところですが、町が借り上げて職員の駐車場にしている町村が、うちを含めて4つの町村がございまして。3つの町村については使用料を取っておりません。ひとつの村については、一部取っているという

ような状況でございます、あと3つの市町についてはもともとが借り上げはしていないという
ような状況でございます。

6番（時松唯一君） はい、そういうことであれば、もう一度しっかりと皆さんで協議していただ
いて、小国町がいい方向に進むようにやっていただきたいと思います。それともう1点はそれ
に関する事で、小国町の公用車についてまずお尋ねいたします。現在の小国町の公用車が何台あ
って、どのくらいの稼働率があって、今後、今は軽乗用車もかなりよくなっておりますので、今
後そういうものに変えていくかどうか、そこら付近を簡単に御報告をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） ただいまの点については総務課長が答弁をしますが、今後も協議をしていく
か検討をしていくか駐車場の問題でございますけれども、議員の思いやそういう部分は一定の理
解はいたしますが、ただ先ほど副町長答弁しましたとおりに環境的な部分で非常に遠距離から通
勤をしている部分もあり、やはりそういう部分を考えますとどうしてもやっぱり駐車場というの
はという思いはあります。ただ私が先ほど答弁した町民の方に御迷惑をかけるといけないという
観点から少し言いましたけれども、その部分もできるだけ来客される、来庁される方に近いとこ
ろに止めていただいて、職員は離れたところにと。特にまたこれは今後の話でございますが、開
発センター解体という事柄もありまして、その辺は第一に住民の方に迷惑がかからないようにと
いうので総務課が対策を練っております。新しい部分についても職員駐車場とかそういう部分を
迷惑がかからないように考えておりますので、それで御理解をいただきたい。今後、駐車場の有
料化というような部分はちょっと検討はいたしかねるということで御理解をいただけないかとい
うふうに思っております。

総務課長（松岡勝也君） 公用車の現状でございます。今全部で35台備えております。この中
には消防関係のワゴンの1台も含めまして35台でございます。稼働率としまして、平成26年か
らずっと稼働状況をずっと調べておまして、日数と使用状況ということで割りますとほぼ10
0%に近いぐらいの状況でございます。これは出張用の車だけちょっと調べた部分でございます。
一応出張用の車で職員のほうに割り振っておりますのが5台でございます。その分の稼働率がほ
ぼ95%から約100%近いような状況で稼働しておまして、そのほかについては自家用車で出
張はいただいている。またそれぞれの課が保有している車で出張には使っているというよう
な状況でございます。

6番（時松唯一君） 稼働率が100%に近いということであれば、それが乗用車であれば5人乗
れます。軽乗用車でも4人乗れます。そういう観点からいって軽乗用車を私はおすすめするし、
非常に効率よくガソリンあたりもハイブリッド車もそろそろ出てきますので、そこら付近を踏ま
えて、しっかりと公用車の管理にはあたっていただきたいとそういうふうに思います。

それからあと1点、今度は決算カードの件でお尋ねします。決算状況等が平成28年度の決算
は来年ですけれども、平成27年度については毎年9月に決算を行います。その中において、私

も国のほうのそういうページをめくっても平成26年度の決算状況しか出てきません。これは小国町の総務課でいただいた決算カードでございます。私が何を見たかったかなということは、ラスパイレスをしばらく見ていませんで、平成26年度のラスパイレスが小国町が93.6と。近隣町村、いろいろ45ですか、市町村ありまして38番目と。これは38番目というと非常に悪いように聞こえますけれども、決して悪くありません。パーセンテージからずっと93.6とか、94.7とかコンマ1やコンマ2しか違いませんでほとんど変わりはありませんので、小国町の職員も恵まれているかなというふうに私は認識しております。

そこで副町長にお尋ねしますが、決算状況等について平成27年度あたりのものを、この決算状況に似たものがすぐにできるかできないか、それができるのであれば簡易的なもので結構ですからその点だけお答えください。

副町長（桑名真也君） 御存じのとおりかと思えますけれども、決算カードは小国町のほうが基礎数値を県庁の市町村課のほうに提出しまして、県庁の市町村課で作成するものですので、決算カードそのもの自体はうちのものではないということでございます。ただうちの町としましては平成27年度の決算の財政状況調べという形で、ホームページのところにこのA4、1枚紙でございましてけれども、既にホームページにアップしておりますので、決算カードの中よりはちょっと中身は充実はしていないものとはなりますけれども、こちらを御参考いただきたいのと、広報おぐにの10月号で決算の状況ということで、毎年周知をさせていただいておりますので、そちらも併せて御覧いただければというふうに考えております。

6番（時松唯一君） そっちは私も知っていますけれども、決算カードとしては非常に見やすいということで、これに近いものもホームページに載せていただければありがたいかなというのを申し上げておきます。

それからまず総務課にお尋ねします。いろんな意味で私は以前から言っていますけれども、職員研修をやっていますかと。課ではやっていますという、全体研修はやっていますでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 全体研修といたしますか、今現在は平成28年度につきましては、昨年から人事評価というのがひとつの大きい新しく制度が設けられてスタートしておりますけれども、それが全体研修でございまして、そのほかについては町村会の研修と民間の研修がありますけれども、そういった形で各課に周知しながら専門分野の研修、またいろんな接遇関係の研修、そういうことを積極的に申し出に応じて研修をしているところでございます。

10番（時松唯一君） 全体研修はまず職員のすべてに共有して、共有した問題をやっぱりしっかりと勉強していくということでもあります。それから職員研修とともに窓口のサービスの徹底をしていただきたい。窓口のサービスというのは簡単なことです。朝会ったら、「おはようございます」と、お昼だったら「こんにちは」と顔を見たら必ず挨拶をする挨拶運動でもやられたらどうかなということをもまず申し上げておきます。

次に移ります。まず農業後継者対策について質問いたします。農業後継者の問題について、本町の基幹産業は農林業でありますけれども、前回の一般質問で私は申し上げましたけれども、まず一人一日おにぎり2個を食べていると申し上げたところでもあります。農業の振興なくして本町の発展はありえないのでありますが、命と維持するのが不可欠なのは食料であり、その食料を生産加工する農業がおしなべて不振であり、後継者に悩んでいることは憂慮すべき現象であると思っております。そこで第1点としてお伺いしたいのは、農業後継者の問題であります。人口の高齢化に伴って農業従事者も高齢化し、後継者がいないので農業は自分の代で終わりだといった話をたくさん聞いております。後継者のいる、いないは基本的には個人の問題であろうかと思いますが、本町の実態として現在専業農家は何戸あり、そのうち後継者のいる数といない数をどのような状況であるかお伺いいたします。

産業課長（澁谷洋典君） お答えいたします。農業後継者の問題ということで、農家戸数におきましては把握できる数字といたしましては、公表できる、把握できる数字といたしましては、農林業センサスでの数字になろうかと思いますが、平成27年の専業農家戸数は150戸という統計上の数字となっております。しかしながら、この農林業センサスの調査というのは自己申告での数字となりますので、実情の数字はこれを下回るものになるのではないかというふうには想定をしております。また兼業農家戸数と合わせた農家戸数全体でも、ここ10カ年で約84戸の農家戸数が減少しているような統計上の数字となっております。

あとはまた御質問のありました後継者のいる、いないの数字でございますが、この中で後継者のいる農家戸数というのは数値的には把握はできておりませんが、現在の小国町における認定農業者数は73戸です。また、40歳以下の専業農家の後継者でつくられる農悠会には22名の方で構成されているというような現状となっております。

10番（時松唯一君） 今報告があったように、農業従事者が非常に少なくなっている。その原因は食べていけないからです。その子どもたちも学校に行けません。そこで何をすべきかということは、やはり町としても考えるべきではなかろうかなと私は思っております。農家の子どもたちに、自分の子どもたちに「お前、農業せいや、いいぞ」と言える農家が何軒あるかと。私は非常に疑問に思います。疑問に思うということは、親自体が子どもに対して農業に対する知識を、農業をやるとこれだけ生活できるよということをはっきり言えないのです。林業も農業も夢を持っていないような今の状況があります。それで、まず行政に対して後継者を確保するために、どうしたらいいと思うか。それから併せて新規就農者の現状をお伺いいたします。

産業課長（澁谷洋典君） 議員が言われるように、農業後継者が親の跡を継いで地元で農業をするために一番大切なことは、やっぱり所得だと思います。やっぱりもうかる農業というのを親が子どもに見せれば、必然的に子どもも農業をやってみようかということにはなるかと思いますが、そういった施策については、国あたりの補助事業も活用しながら小国町単独での限られた予算で

ありますけれども事業をやっているところではございますが、後継者を確保するための直接の措置といたしましては十分ではないかもしれませんが、限られた予算の中で町単独の事業となりますけれども、農業担い手支援給付金制度とか、先ほど申しました若手農業者の会、農悠会あたりへの支援を行っているような現状でございます。

また、もう1点質問がございました、よそからの新規での就農者の受け入れにおきましては、現在小国町には私の知る限りでは、新規の就農者というのはいないと思っておりますが、現在県のほうで、今年度からですけれども、国からの加速化交付金を活用して広域連携事業として阿蘇郡市一本での取り組みで、新規就農者の方が農業の勉強ができるような、農業師匠を養成しようというような体制づくりを行っております。小国町でも1名程度のこの事業を活用して農業師匠を選任できればというふうに考えておりますので、もし小国町で新規就農を行いたいというような要請があれば、このような制度も活用したいというふうに考えております。

10番（時松唯一君） 新規就農者もそうなのですが、今町長も御存じですけれども、地域への農地集積計画ということで、今3、4、5部ですかそういうことで今はまだ設立総会があり、申込書、同意書等をとっている最中でありまして5年間のスパンの中で農地集積をどのくらいにしてどういうふうにするかというのが、まず普通モデルとしてやられているかと思うのです。その方々が集積といっても小国町は谷と谷で分かれていますので、非常にあぜが多いと。いわゆる法面が多いのです。そうすると受けられないというような意見を何人かからは私は聞いております。それを改善するためにはどうしたらいいのかとか、そういう問題もまだ先にいろいろ問題があります。そういうことも一つひとつ解決しなければいけないのですけれども、これも2年、3年でなくスピード感を持って1年半ぐらいで5年分をやるとかいうようなことをしないと、私事で何ですけれども私も70過ぎます。そういう方々がたくさんいるかと思っておりますので、そこら付近は十分スピード感を持ってやっていただきたいという中で、もう1点、もう皆さん御存じかと思うのですが、畜産クラスターという農林水産省が推奨していますけれども、畜産クラスターということで産業課長、わかる範囲で報告してください。

産業課長（澁谷洋典君） 畜産クラスター事業について、若干説明をさせていただきます。本事業におきましては、平成27年度に小国郷の酪農振興会のほうが中心とはなっていたのですけれども、クラスター事業に取り組みたいということで協議会の設立の要望がありました。今年の3月の議会の中でも若干事業の説明はさせていただきましたけれども、今年の6月20日ですけれども、協議会の設立準備説明会ということで構成メンバーといたしましては、小国郷の酪農振興会、小国郷の和牛部会、肥育部会、それから野菜関係で小国郷の園芸連絡協議会、それから獣医関係の阿蘇小国の郷家畜診療所、農悠会、それから県の阿蘇地域振興局、それからJA、南小国町、小国町を構成メンバーとして設立準備のための説明会を行いました。そして8月24日に協議会を設立することができまして、設立総会を開きました。最終的に構成メンバーとなったのは、小

国郷の酪農振興会、それから野菜の小国郷園芸連絡協議会、小国郷家畜診療所、農悠会、それから県、JA、それから南小国町、小国町での構成メンバーです。小国郷の和牛部会、また肥育部会においては、JA阿蘇のほうでつくりました畜産クラスター協議会のほうへ加入するというところで、小国郷の畜産クラスター協議会のほうには参加はされておられません。

本事業につきましては、本年度の補正予算で9月に国のほうから補正予算が出まして、本当にタイトなスケジュールで、平成28年11月末までにはクラスター計画をつくりあげて認定をもらわなきゃいけないということで、事業要望の取りまとめを大至急行いまして、11月末にはクラスター計画を県のほうに上げて、来年の2月中旬に予算の割り当てがあって3月には補助金の交付申請をするというような段取りだったのですけれども、現在の状況といたしましては、今言ったようなスケジュールに合わせて、申請に必要な書類の準備等を行っていきました。計画書の策定の割合としては約8割程度の進捗率で計画書もできあがっていたのですが、やはり最終的には取り組み主体である農家の方が補助金の資金の調達計画とかそういったことでもう少し準備を行いたいという最終的な結論になりましたので、この協議会自体は設立した状態で今後国の予算、こういった事業がまた来年度以降も出てきた場合に、すぐにそういった事業に乗れるように今後もこのクラスター計画を詰めていきたいなというふうに考えている状況でございます。

10番（時松唯一君） この畜産クラスター事業の今後についても今説明がありましたけれども、この建物機械などが2分の1程度の補助をいただけるというふうにネット等では出ております。今課長がおっしゃったように畜産だけでなく、乳用牛・肉用牛、それから豚、ニワトリ、それから加工食品からいけば牛乳、乳製品、食肉、鶏卵、飼料等が畜産クラスター関係ということで、ネットでも出ております。そういう中において、まず小国町もこの中に入っておりますので、今後の取り組みを今度は町長の所信を伺います。

町長（北里耕亮君） 先ほど課長が答弁したように、私の3月の施政方針のときにもペーパーの箇条書きのほうには書いてありませんが、口頭で付け加えの部分でぜひやりたいという意気込みを申し述べた部分ではあります。ただ私も一度ではありましたけれども酪農振興会の協議の中に入りまして、酪農家の方々の思いやそういう部分をお聞きした部分もありますけれども、いろいろな諸事情により大変大きな計画というか、畜舎の整備であったり、そういった機械の整備であったりという部分もありますので、農家の方も慎重に考えられているとは思いますが、そういった部分も行政としては見守りながら平成29年度に予算がまた整い、そして農家の方々の諸事情が整えば一緒になって連携をさせていただきながら、協議会の事務局というか協議会の部分も役場が担うといいでしょうか、そういう部分もありますので、やっていきたいというふうに思っております。

10番（時松唯一君） ひとつの目玉かなと、私はそういうふうに思っております。やはり今小国町は農林業が非常に落ち込んでいるという中において、やっぱり農林業が活性化しないことには

商業も活性化しないというふうに私は認識しております。そこら付近を含めて、しっかり執行部もいろんな勉強をしながら、私どももまた地元住民も一緒になって共有して何とか農林業を活性化するためにやっていきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

町長（北里耕亮君） 農林業をという部分で御意見のとおりであります。私、様々な商工業やなりわいの業のジャンルの部分はあるかとは思いますが、しっかり関係団体と協議をしたいと思っておりますが、午前中から続くそういったその方々の主体性を尊重しながらも、それをサポートしていくとか、そういう部分が行政の役割だろうというふうに思っておりますので、ただ林業でも農業でもしっかり連携を取りながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時25分から再開をいたします。

（午後2時12分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時25分）

3番（北里勝義君） まず、宮原殿町で起きました大規模火災におきまして被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。また町長、執行部におかれましても、被災された方々に寄り添い、きめ細かな御支援をいただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

それでは通告にしたがいまして、一般質問を行いたいと思っております。今、シニア革命といわれている取り組みが話題になっております。これは埼玉県知事の上田県知事が提唱しているというふうにされております。この取り組みの中で高齢者も活躍できる社会づくりを目指していくものだというふうに思っております。なぜ革命なのかということで上田県知事はおっしゃっていました。今若い人が高齢者を支えていく、3人に1人、また4人に1人と言われている時代の中で、将来は1人に1人を支えていく。肩車方式に変わっていくのではないかなど、そういうことも言われております。革命というのは支えられる側から支える側が変わっていく、そのことが革命ということをおっしゃっていました。これはやはり少子高齢化が進む中で、やはりシニア世代と若い人たちがひとつになって地域や町を支えていく、そのことが大事ではないかなというふうに思っております。このシニア革命というのは町長も聞いたことがあるかと思っておりますけれども、このことについて、この取り組みについて、町長はどのように捉えているかをお尋ねいたしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） ただいまの御意見のシニア革命についてでございますけれども、小国町においてもやはり高齢化が進んでおります。ただシニアといいましても高齢化という部分までは至っております、その定義が私も正確には把握しておりませんが、想像ですと、例えば会社にお勤めになった方が60歳を迎えて定年をされたらと。その後お勤めの場合の方であれば、そのあとの

定年後のお仕事を探すと。やっぱり活躍の場、まだまだ体も元気であり、いろいろなお仕事があるのかなと思います。なかなかこういう地域・地方ではすぐさまお仕事が見つかるという部分がなかなかという現状があるかなとは思っております。シニア革命のこの概念的な部分については小国町もできれば進めていきたいという、現状もそういう現状でありますので進めていきたい。まだまだ現役世代お元気な方ばかりでありますので。このシニアを私が思うイメージ的にはシニアを乗り越した方もまだなお元気でありますから、私が老人会の総会や、はたまたもう少し上の敬老会の挨拶の中でも健康で長生きという話の中で、皆さんまだお元気ですねと。農作業などされてお体も達者でという挨拶をさせていただく部分で、農業をされている方なんかはやはり80近くになってもお元気な方は農作業をされているという部分で、本当にその活躍の場を引き出すというか、そういう部分は行政としても大変マンパワーというか町を活気づけるひとつの策になるのではないかなというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 一概にシニア世代といわれて、幾つからかということもいろいろあります。これはいろいろ考え方があるかと思えますけれども、ひとつはやはり定年というのが基準といえますか基本になってくるのではないかなというふうに思っております。もちろん農業、林業者については定年というのはございませんで、生涯現役で頑張っておられるわけでございます。やはりシニア世代の健康を増進する意味もありますけれども、やはりこういった世代の就労だとか、それから地域活動、こういった活動ができる分野をつくっていかねばならないのではないかなというふうに思っております。

今町にはシルバー人材センターがございます。このセンターは平成22年度に立ち上げたといえますか、設立をされております。事務局のほうに聞きましたところ、設立にあたっては町もかなり尽力をいただいたと。そして立ち上げから3年間は補助をいただいたというようなことで聞いております。現在の会員数が45名、平成27年度の実績で、これはシルバー人材の場合ほどちらかといえば請負という形で仕事を受けておられるみたいで、平成27年度が253件、金額にいたしまして約年間900万円の需要があるということで、事務局としては順調に推移をしてきているというふうに伺っております。これからまたこういった世代が増えていく中で、やはりこういったシニア世代の地域活動といえますか、そういった地域活動についての支援ですね、それをどのように町はお考えかお尋ねいたしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） まだ具体的に予算上とかそういう部分には考えの中では至ってはおりませんが、議員の御意見と同じ思いでありまして、今おっしゃったような地域活動に大変尽力をいただいている部分があるかと思えます。その部分についてシルバー人材センターもしかりでありまして、例えば都会のシルバー人材センターであれば家庭の清掃や簡易な作業という部分があると思いますが、他町村はちょっとわかりませんが、私が想像するに小国町では草切りがやはり非常に多い業務というふうに伺っております。ただそういった部分についても、本当に活躍をして

いただいておりますし、地域活動はその仕事という部分以外に地元の景観整備であったり、そういった部分を本当に奉仕の精神で定年後にやっただいていただいている方々も実際にいるのを私も把握しております。そういう方々に行政がどういった支援ができるかというのは、ちょっとまだこれからの検討ではありますが、少し話題が変わりますが、町も率先してこういった思いを成就するためには、まず役場内でも再任用やそういう制度がありますので、機会があればそういう部分をもう少し広報して、そういう制度がありますものですから、取り組むことが可能であればそういう部分をやったり、公立病院、また別の組織でありますけれども、看護師が少ない場合がありますけれども、実際再任用を連続していただいで赴いていただいで、そこも活躍をしております。ですから、まだまだ現役世代と、定年してすぐというのは体の状況も何ら変わっておりませんし、まず経験がありますので、そういった経験を生かして様々な部分で活躍していただきたいという思いは持っております。ただ予算上、何がかのというのはちょっとまだこれからの考えかなというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 私はさっきシルバー人材のちょっと話をしたのですが、町長の答弁にありましたとおり、どういった仕事がありますかとお尋ねしたときに、やはり草刈りであったり清掃、それから農作業も受けてやっていますというようなことで答えておられました。私はそういった活動の支援ということで、お金を出してくださいとかそういうことではなくて、やっぱりそういう活動をしている人たちがやっぱり生き生きできるような、そういう仕組みと申しますか、そういうのをやっぱりつくっていく必要もあるし、町もそういう一生懸命応援しますよと、職員も応援しますよと、そういった形をつくっていただきたいというふうに思っております。そのためにはやはりどういった団体がどういう活動をしているのかというのを、やっぱり実態を調査していくことも必要ではないかなというふうに考えます。

また町を元気にして活性化していくために、やっぱり地域の労働力もあるというふうに思っております。やはりそういった労働力が町を元気にしていく、またシニア世代が元気にしていく、そのことがやはり活性化につながるというふうに思っております。女性においても、やはり社会に今は進出をして、大変活躍をしてくしております。またこのシニア世代もやっぱり長く培ってきた経験や技術力があるわけです。こういうのをやっぱり雇用に生かしていくことがまた大事ではないかなというふうに思っております。先ほど町長の答弁にありましたとおり、役場においても再任用という形で退職した職員の方をまた任用して雇用していく制度もございます。小国町は残念ながらまたそういった再任用という職員があまり少ないほうだというふうに思っております。このことはやはりシニア世代がやはりそういうふうに雇用されて、また働いていくということは私は地域でまたお金が回っていくということだろうというふうに思いますし、また健康増進にもつながっていくというふうに思っております。こういった意味で、雇用という観点から町の再任用ではないですが、そういった制度を町全体に広めていくようなお考えはないかお尋ねい

たします。

町長（北里耕亮君） まず前段で行政の支援と、予算という言葉を使ってしまいましたが、それ以外で何か、ああ、そういった活動をしてよかったなと思えるようなというので、ひとつちょっと思い出しましたが、例えばあるシニア世代が林間広場の周辺をずっと長い間清掃して切っていた部分で、文化祭で5年に1回の表彰のときに表彰をさせていただきました。「わあ、これはずっと長い間やってきた甲斐がありました。」というような団体であったり、まだそういう発掘というか調査をすべてしていなかったものですから、まだいろんな地域にいろんな団体があるのかなというふうな思いをしております。機会あるごとにそういった部分も行政もアンテナを張りまして、もしそういう団体がいて長期間やっておられたりとかいう部分であれば、例えばおぐチャンで放送したり、こういういいことをしていただいていますよというお知らせをしたり、そういう機会もあるのかなと今思いました。

次に、再任用ではないにしても小国町役場が取り組む何か枠組み、これについてはまだ再任用まで至っておりませんが臨時職員、非常勤職員、このあたりに数名赴いていただいております。具体的にこれは総務課のほうからがいいかと思いますが、管財、町有地管理としてそのシニア世代の方に大変お仕事していただいております。また役場経験者の方であります。今現在、地籍業務を臨時的にお手伝いしていただいたりというような部分で赴いていただいたりしております。そういった部分も庁舎内というか役場の中でも少し整理しながら、とにかく先ほどから繰り返し言いますが、経験がその方々にはあります。そういった部分でまた内部でも協議して、できれば多く活躍していただきたいというふうに思っております。

例えば、役場だけにとどまらず小国町の中には事業所がそれぞれあります。建設業であったり、金融機関であったり、いろいろあります。そういった部分についても何かそういうお知らせをする機会や広報であったり、いろんな部分で事業所、事業主とお話をする機会があればそういった部分をおすすめをさせていただければというふうに思っております。

3番（北里勝義君） まさしく今町長の答弁にありましたとおり、私はやっぱり町だけではなくて、いろんな町内には事業所もありますし会社もあります。また介護施設もあります。そういった中で、そういったシステムですね、雇用のシステムをやはりつくっていくことが大事ではないかなというふうに思っております。今少子高齢化が進む中で、小国町においても例えば子育て支援計画も今進めております。しかしやはり働く力というか、労働力が確保されなければお産の休暇であったり育児の休暇もなかなか取れない状況があるわけですね。そういった中で、そういった休暇を取られるときにシニアの世代が1年ないし半年、そういった中でカバーをしていく、そういうことも私はできるのではないかなと。それは介護施設においても福祉施設においても同じことがいえるのではないかなというふうに思っております。家庭においても若い世代、それからお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、3世代一緒になって家を支えるわけです。やっ

ぱりその仕組みは私はやはり町にもあるのではないかなというふうに思っております。やはりその仕組みをどのようにつくっていくか。私もなかなか考えは浮かびませんが、登録していくのか、また組織をつくってやっていくのか、そういういろいろ考え方があるかと思えますけれども、まず私は大事なのはやはりまず組織をつくったらどうだろうかというふうに考えます。それは例えばどういうあれになるかはわかりませんが、雇用促進協議会とかそういった名前で組織をつくっていけば、まずそこでどういう仕組みがあるのか、またどういう事業者また会社を会員といいますか、その中に入ってもらって、雇用の場を広げていくかというような組織づくりも大事ではないかなと思えますけれども、町長、そこら辺お考えを。

町長（北里耕亮君） 先ほどから思いや考え方、非常に執行部も賛同する、私の立場としては賛同する部分ではあります。組織となると手続上や法令上やいろいろな部分、ぱっと私は思い浮かんだら、堅苦しい言い方でハローワークみたいなのという思いがありますが、それだと手続上いろいろという部分がありますので、ここあたりは御意見をいただいてそういう部分で、とにかくそういうまだ現役世代ですから、活躍の場と。先ほど言うように、経験も豊富ですし大変助かります。そういった部分は民間事業所も同じ思いだと思いますので、できるかどうかはちょっと補足を。

ここまで私の口から言いましたものですから、内部でそういう部分の検討というか、そういう部分はさせていただきたいというふうに思います。

3番（北里勝義君） 私は組織づくりというようなことでちょっと言いましたけれども、今は町もあぁいったシルバー人材センターあたりも立ち上げたわけですから。そういう中でやっぱりそういうノウハウもあるし、そう大きく考えずにやはりシルバー人材センターと似通ったというといけないうすけれども、連携をしながらどういうものを、雇用の体系をどういうふうにしていくか、そういう協議をする場をまずちょっと組織としてつくったらどうですかということでございます。一挙に進めるというのはなかなか難しい問題もありますけれども、しかし、やはりそういった町の職員の再任用ではないですけれども、そういった制度、やはり60過ぎても70近くになっても働きたいという人はいらっしゃいます。その中でやっぱり大いに協力していただく、また働く力になっていただくなら大変いいのではないかなというふうに思っております。

町長（北里耕亮君） 提案のひとつといたしまして、承りたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） ぜひ、検討を進めていただきたいというふうに思います。

それから次の質問に入りたいと思います。町の防災対策についてお尋ねをしていきたいというふうに思っております。6月の定例会において、防災については熊本地震の発生後ということで、各議員からいろんな意見、また提案がなされておりました。その後、この熊本地震を教訓にどのように検証をされたか、そのことをお尋ねいたしたいと思えます。

副町長（桑名真也君） このことに関しましては、年度末までを目標に私のほうで初動対応を中心に検証報告書のようなものを作成させていただき予定でして、その旨、町政懇談会ですとかそう

いったところでも報告といいますか発表させていただきまして、各種御議論といいますか御意見をいただいたところをごさいます、職員等に対しましてアンケート等を実施しまして、順次ヒアリング等を行ってきて、今随時報告書を作成しているところをごさいます。

3番（北里勝義君）　その中で6月の定例会のときにもちょっと答弁をいただいた部分で、やはり検証をしていく中で関係機関等の専門的な意見・助言をいただきながら進めたいと。また組織、こういった組織、検証委員会ではないですけども、組織あたりも検討したいということでした。そのときの答弁で私の記憶している範囲で課長会あたりでもやっぱり課題を出し合って検討したいということもあったかと思えます。課長会あたりはそういう課題ができましたか。

総務課長（松岡勝也君）　地震からかなり時間がたっておりますが、地震が収まるまでほとんど1週間に毎日あったという会議もありました。最終的には対策本部が解散して、そのあと各課のやはりいろんな問題点、そういうところを会議の中で持ち出しまして、最終的には副町長のほうで職員全員にアンケートも既に採っております、総務課のほうでも具体的に平成29年度に向けて今計画を平成29年に立ち上げようということで、熊日新聞にもちょっと載っておりますけれども、建設省の復興まちづくり計画ということで、そちらのほうで小国町として今回何が問題であったかという、御存じのとおり避難所の耐震が非常に弱いというところでやっぱり避難所の問題、これをやっぱり重点的にするべきではないかなというところで、そこはちょっと強く平成29年度に向けてちょっと内容を進めていきたいなと思っているところをごさいます。何分平成29年度に向けてこれまでの反省点をまとめていきたいと思っております。

3番（北里勝義君）　今副町長、また総務課長の答弁で年度末をめどに取り組んでいきたいということをごさいました。これは多分、毎年作成されていきます地域防災計画ですね、これに当然生かされていくものと思っております。それでよろしいですか。

総務課長（松岡勝也君）　地域防災計画につきましては、毎年見直しをしております。特に平成28年度については県のほうも開催できなかったということでもありますので、今回の平成28年度地震を含めたところで来年度の地域防災計画に反映していきたいというふうに考えております。

3番（北里勝義君）　それと併せて、乳幼児、子ども、それから障害者、それから介護が必要な高齢者、この人たちを災害弱者といわれている人たちの避難についてもやっぱり課題があるのではないかなというふうに、今回私は熊本地震で感じました。この町の災害時要援護者の避難支援計画ですね、これは検証し、見直しをされたのかをお尋ねいたしたいと思えます。

福祉課長（木下勇児君）　災害時要援護者の避難支援計画ですが、こちらにつきましては小国町のほうでは策定をされておまして、そのあと大きな災害があるごとに熊本北部豪雨、そのあたりで少しずつの見直しは行っているところです。今回熊本地震の発生に伴いまして、また見直しをする部分も出てくるかと思えますが、対象者の変更については特段考えておりません。今の時点ではですね。あとはそれぞれ今システムのほうを今年度入れ替える予定にしておまして、もう

間もなくシステムのほうの入れ替えが終わりますが、これまではそういった対象者のそれぞれのシステムから該当者を引き出して、対象者となる方の名簿をつかって年に1回防災会議の折に民生委員にやるとか、消防団関係機関のほうにも名簿をお配りしているところです。そのシステムを随時更新ができるように今回システムを変えてきております。それに伴いまして、できるだけ毎月というのは非常に難しいかもしれませんが、年に4回ほどは対象者の見直しをやっていきたいと。最新の情報でやっていきたいというふうに思っておりまして、そちらについてはまた民生委員とも協力をいただきながら見直しされた部分の確認作業もやっていきたいと思っております。

なお、こちらの登録については現在205名ほど町のほうで避難行動要支援者名簿に登録されております。こちらについてもまだまだ実際の数との開きもありますので、そのあたりも1件、1件また説明をして皆さん方の同意をいただいて、多くの方の登録をお願いするようにしていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 今要援護者が避難をする福祉避難所は小国町は3カ所というふうに私は理解しておりますけれども、小国老健施設、それから社会福祉協議会、それから障害者施設悠愛、この3カ所というふうに思っておりますけれども、今回の熊本地震においては老健の1カ所だったということですが、あと2カ所は使われたのか使わなくてよかったのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 今3番議員のおっしゃられたように、福祉避難所3カ所を町のほうは指定させていただいております。老健につきましては、ちょっとすみません、正確な手元の数字をちょっと持ち合わせませんが、3世帯だったと思いますが、老健のほうの福祉避難所を利用されて、2週間程度はおられたと思っております。それから、サポートセンター悠愛につきましては、あそこの利用者でグループホームに入っている方、またその家族、あとあそこを通所で利用されている方あたりがあちらに一時的に避難されたり、長期になった方もおられますが、そういった形で受け入れをしております。

あと社会福祉協議会につきましては、そこに入るまでには至らなかったもので、利用はされておられません。また実際にはそのあとの地震自体が大きかったものですから、そのあとのボランティアセンター立ち上げ等の考えの可能性もあったということで、老健施設で対応できる分をまず優先的に老健のほうに入らせていただいて、社協の事務所のところ、悠ゆう館までは入らなくて最終的には終わったということです。

3番（北里勝義君） 今回の熊本地震においては、小国町も避難が短期といいますか、短い期間だったので、やはりなかなか福祉避難所まではそうあれはなかったかというふうに思います。一方、熊本市あたりでは長期に避難をされるということで、やはり高齢者や乳幼児、そういった方々はやはり福祉避難所で避難をするというような形になっていたみたいですね。

それからこういう要援護者の避難訓練ですね、これについてちょっとお尋ねいたしたいと思えます。平成24年3月に災害時の要援護者を含む被災者支援というような形で、北里地区において要援護者避難訓練を行っております。これはいろいろな支援体制を構築したいということで、北里協議会あたりと連携をしながら平成24年3月に行っているわけがございます。このあとこういった災害時の要援護者避難訓練などは開かれておりません。今後、こういった避難訓練も大変大事ではないかなというふうに思いますが、町の考えはいかがですか。

福祉課長（木下勇児君） 今3番議員がおっしゃられているように、平成20年3月に北里地区を対象にした避難行動要支援者に特化した避難訓練をあのときはやったかというふうに記憶をしております。町のほうでは、従来大字単位で持ち回りで防災訓練を現在実施しているところです。東日本大震災の地震の発生あとに、防災計画も大きく見直しがされました。小国町の防災計画も大きく見直しをされております。それを契機にですが、小国町でも防災訓練の中で訓練項目を追加しまして、避難行動要支援者の避難、及び福祉避難所への搬送訓練というものを新たに盛り込みまして、地域の中で、集落の中で個別にちょっと特定をして、そういった方に見立てたところで一時避難所まで連れてきてもらう訓練、それから救急搬送ができないという想定で車を利用して搬送する訓練等も併せて現在実施しているところです。防災組織や消防団、民生委員と今後も連携しながら、その訓練がまた充実できるように努めていきたいと思えます。

3番（北里勝義君） 今町もやはり防災計画あたりの中で、やっぱり予防的避難というようなことで早めの避難も働きかけておりますし、こういった避難訓練というのは大事なことであるというふうに思っております。各大字を回っていくということで、大字でいけば6年に1回ということで、これが少ないのか多いのかちょっとわかりませんが、そういった形で要援護者の訓練も併せてやっているということで理解したいと思えます。

次に自主防災組織のリーダーと防災士について、平成24年に私は1回質問をしたことがあるかと思えます。リーダーと防災士の育成について、その後やっぱりどのように取り組んでこられたか、その状況をお尋ねしたいと思えます。

総務課長（松岡勝也君） 自主防災組織の現状ですけれども、今現在50組織ございます。今年熊本地震がございまして防災会議等を開催いたしまして、そのあと自主防災のリーダーということでリーダーに連絡をした上で、6月に会議を開催いたしております。毎年自主防災のリーダーの会議ということで、県のほうで年に1回会議があっております。それで自主防災の組織のリーダーのほうに出席の御案内をしておりますが、平成28年度については、いろいろ災害等が非常に多かったということで、今年度はまだ開催の通知が来ておりませんが、一昨年までは毎年来ておりましたので、御案内をしているところでございます。またリーダーにつきましては、毎年それぞれ行政部長がしているところ、またそれぞれ地域の方で選出してリーダー、サブリーダー、いろいろな情報班とかいろいろな班員がおります。そういった方の確認を毎年、年1回きちっと

認識ができていないか、交代ができていないかということで、そういった確認作業をして行政と地域の自主防災の班員のメンバーの確認をしているところでございます。

また今年も防災会議は大体11月に西里地区を予定しておりましたが、先般の殿町火災の発生によりまして中止となりまして、来年度必ずいわゆる災害等が発生しなければ、西里地区を中心とした会議を開催したいと思っております。その中では先ほど申しましたような避難訓練、特に先ほどありました要支援者の関係も含めた避難訓練、またいろんなこれまでの災害の情報のDVDの放映、また心肺蘇生とか併せて消火活動の体験とか、そういったものを含めて行ってきたいと思っております。またいろんな県の自治体も自主防災組織に対するいろんな開催の案内があります。なかなか案内を出しても参加が少ない状況ですので、努めて参加の要請をしていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） しっかり取り組んでいていただきたいというふうに思います。今年の8月に小国町の連合婦人会主催の防災講演会が開かれました。講師には女性防災士である柳原志保さんという方が講演をされております。この柳原さんは宮城県出身で東日本大震災を経験をいたしまして、2012年に熊本県に移住をされております。そして当然、熊本大地震も経験されたわけです。この方が今現在防災士、それから栄養士、それから防火管理者として資格を持って、アドバイザーとして講演やワークショップを行いながら、防災を多世代に伝える活動をしているということでございます。ママさん防災士と言われております。これは私も講演をお聞きしたのですが、やっぱり女性の視点から防災というのを話されておりましたし、いろんな家庭でできるお金のかからない防災ということで、女性ならではの考えで防災ができるというふうなことで話を聞きました。こういった中でこういったやはり乳幼児、子ども、また介護が必要な高齢者、災害弱者といわれている人たちの中で、やはり一番身近にいるのは女性が多いのではないかなというふうに思います。だからこういった中で女性の防災士といえますか、そういった育成も大事ではないかなというふうに思いますけれども、この点について女性防災士の育成という観点から町の考えはございますか。

総務課長（松岡勝也君） 女性防災士ということでございます。この防災士につきましては、町の総務課のほうでも例年県の講習会がございまして、それで退職した職員もおりますが、今現在団長入れまして4名は防災士の資格を取っているところでございます。今申しましたように、女性がまだこの防災士、受講をまだしておりません。この防災士につきましては、救急救命士の講習をまず受けた上が前提になっておまして、その上、資格の試験が筆記試験がございまして、それで登録するというので、大体3日間ぐらいの講習が必要と。それで試験を受けるということでございます。この資格につきましては特定非営利の法人の日本防災士の民間の団体でございまして、そこが認定する資格でございまして、特に先ほど議員が申しましたように、女性でなければなかなかこういった避難や防災の時点もやはり女性がかかわる部分が非常に多いかと思っております。

ですので、まずこういった今現在、女性消防団という活動も動いているところもありますので、やはり女性防災士という形を何らかの形で受験を町民の方に募るか、また職員に募るかはまたありますけれども、やっぱり女性防災士を持っていただいて、またいろんな機会地域にいらっしやると非常に心強いのではないかなと思っておりますので、この取り組みをどうするかというのをまたいろんな面で考えていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） やはり簡単に女性防災士といっても、一概にさっとなれるわけではないし、いろんな学識と経験、そういうものが必要になってくるのではないかなというふうに思っておりますけれども、防災士といきなりあれするのではなくて、私は何と申しますか防災推進委員講座みたいなそういったものから始めて、またその中でまた町の安心安全なまちづくりにつなげていただきたいなというふうに思っております。

最後に町長の意見をお聞きして終わりたいと思います。

町長（北里耕亮君） 防災に関しては大変大事な部分であると思っております。その中で先ほど総務課長も答弁しましたが、女性の観点からというのも大事でありますし、今4名、退職した人が1名、これは男性の話ですが今おりますし、機会があればまたそういう部分を役場職員の中でも講習を受けたりという部分を内部でまた検討していきたいと思っております。女性防災士の部分も、また内部で協議をしていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。3時20分から再開をいたします。

（午後3時10分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時20分）

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。今年もいよいよ12月。1年間を振り返ってみまして、3月の新年度予算、そして新年度予算の中に当初予算が編成をされました。また昨日の補正予算の中にまた追加をいたしまして、60億を超えた予算という形になってまいりましたが、今年度につきましては、今現在が執行予算という形で現在の予算を今執行をしているわけでございます。そういう中におきまして、次年度に向けて平成29年度、どのような方向で予算編成をやるのか、あるいは町長が次年度に向けてどのような方向でこの町を進めていきたいかということをお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） ただいま議員が御発言ありました3月に当初予算で予算を計上し、今執行をしているわけでございますが、その3月のときにはもう想定もし得なかった、4月に地震が起き、そして集中豪雨、そして火災と、予定にない部分がありました。ただこれについては、議会の御理解もいただきながら町民に寄り添う、地震もそうであるし、火災もそうであるしという部分で緊急的ではありましたが、予算を割いているわけでございます。大きな部分についてはも

う御承知のとおり、開発センターと地震の影響という部分がありますけれども、特別委員会も設置をいただきまして、一定の方向性が出ている最中ではないかなというふうに思っております。平成29年度におきましても、どうしてもこの部分は引き継ぐといいたまうでしょうか、影響がまだ翌年度もあります、一刻も早い復旧・復興ということで開発センターの建築・建設にまい進していきたいというふうにも思いますし、道路であったり農災であったりという部分、そういった部分についても残りがあまりないような形で、早くやはりまだ町道も災害の復旧ができていないところ、まだ入札がかかっていないところもありますけれども、そういった部分も早く取りかかっていききたいというふうに思っております。

同時に通常のやはり昨日から本日、いろんな農業分野、林業分野、商工業分野、観光分野、様々ありますけれども、過去においていろいろなチェックをさせていただいて、先ほどは選択と集中という言葉を使いましたが、そういった部分を見させていただいて、伸ばすべきところは伸ばす、少しこの事業は次に展開したほうがいいとか、形を変えたほうがいいという部分については積極的にさせていただいて、町の部分についてもやっていきたいと。大きな方向性としては、やはり地方創生ということで人口減に歯止めをかける施策を、先ほど例えばであります農家所得を増やすとかそういった部分や、商工業・観光業いろいろありますけれども、そういった部分を人口減に歯止めをかけるがために、町が活性化するために、最善を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 来年度の町長の方向性というのが今までの予算の流れで、そういった中で開発センターあたりが主力になろうというふうに思いますけれども、私が一番言いたいのは、町長が平成19年の4月に町長に就任をしまして、10年目を今迎えようとしております。もう終わろうとしておりますが、この間やはり町の基盤産業である農林業を中心とした形で、商工業そしていわゆる基礎体力ができていないような状況が今の状況の中でも見受けられます。当然人口がだんだん減ってくるということもひとつの社会現象の中にありますけれども、今年度の予算等を見ますと、民生費等が言うなれば30%を超しているわけですね。そしてこの中に農林水産業あるいは商工費、農林水産業におきましては4億9千800万円ほどのこれは当初予算ですけれども、そういうような予算が組まれております。これは補正を組んで。そしてこれから先段々高齢化が進んでまいりますが、高齢化に伴うこの予算の比重というのもこれは増えてくるのではないかというふうに思います。そしてまた、今回いろんな形で震災等の予算が今から段々増えてくるわけですが、これらのことも一応加味しながらまちづくりのひとつの方向性というのを町長がはっきり示していただきたいというふうに思います。やっぱり町のリーダーである首長がひとつの方向性を示して、いわゆるトップダウン方式でやるのか、あるいはいろんな住民の声を聞きながら、そしてその行政の執行の中に反映させてくるということが一番大事なことであるというふうに思います。

先般から農業委員会の制度の改革のお話がありました。私も全員協議会の中で、町長は農業委員会の会長になるということではなくして、町長職にやっぱり専念をしていただきたいというふうに思います。そうしていかないと今までの流れの中でも耕作放棄地、農業委員会の今現在会長をされておりますけれども、県の役員もされているそうですが、やはり我が町の自分たちのまちを、耕作放棄地等をどうしてなくしていくのかと。先般も申し上げましたが、農業委員会等におきましても首長であれば当然のことながらその予算あたりをして、耕作放棄地等についても放棄地の転用を町予算の単独予算でも組んで放棄地をなくしてくるということにすれば、やはりこの農業委員会の最適化推進委員の廃止ということもなくなるのではないかというふうに思います。そういう点におきましても先般の説明の中でもありましたように、最適化推進委員を委嘱しないことができるという市町村が嘉島町のほうで今現在あっておりますけれども、これは嘉島町が町全体で農地の集積事業をやっているわけです。これは7割以上を嘉島町が進めておりますけれども、やはり遊休地の再生可能な放棄地が全国的にもだんだん増えてくると、放棄地がだんだん増えてくると。これは放棄地が増えてくれば鳥獣問題やいろんな問題等もやっぱり出てきますが、まず町長がこの農業委員会の首長になることは私は非常に懸念をいたしております。そしてまた町長職は町長職で今後進めていただきたいという思いがありますけれども、これは3月議会等で人事のことを提出をするそうですけれども、町長のお考えをお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 今お話がありましたとおりに3月に農業委員会の会長と、会長は委員の互選でありますので、まず委員になるかどうかという部分でありますけれども、そこはまた熟慮させていただきたいというふうに思っております。そういう御意見が議員からあったということは意見のひとつではあるとは思いますが、熟慮させていただきたいというふうに思っております。あと最適化推進委員のことを再度御意見を言われましたが、45市町村熊本はありますけれども、嘉島町以外は44は最低化推進委員を設置をするようになっております。これはしなければならぬというふうになっておりますので、質問の意図ではないかもしれませんが、また再度この部分についてはいろんな機会に御説明を事務局からか、もしくは私からかさせていただきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 時松ですが。しなければならぬというふうな答弁がありました。今回12名という形になっています。この人数を縮小するとかいうお考えはないですか。その人数を減らすとか、そういうことは。

町長（北里耕亮君） 最適化推進委員の設置はしなければならぬということではありますが、今まさにそのあたりの議論なのです。12名でいいかどうかというのは確かに議論のしどころだろうと思いますが、一応農業委員会の事務局案としては上程したとおりの12名でお願いをしたいという部分で先日可決をしていただいたという部分でございます。その12名も根拠がある12名でありまして、例えば大字とすれば6大字ありますけれども、その大字に一応のイメージとしてで

すが、2名ずつで12名というような部分で、確かに仕事の内容では地籍業務が終わりまして、農地か農地ではないかとかそういう整理ができやすくなっている大字と、まだ全くそういう整理ができていなくて仕事が多い大字があるかとは思いますが、ただある大字の人がよその大字の調査をしてはいけないということではないので、足りない部分があれば数名寄ってパトロールをしたりとか、そういう仕事もできるのではないかなというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） これはこの前から条例が一応通過はしましたので、あとは今後人選等について議会承認等があるかと思っておりますので、またそのときにまたいろいろ質問をしていきたいと思っております。本来の次年度の新年度の予算、そしてまた来年度の歳入ですね、これだけ新年度の予算もまだ今各課でヒアリングがずっとあっていると思っておりますが、大体今12月の段階でヒアリングがあった段階で、どれだけの予算規模になるのか、当初予算になるのかちょっとお尋ねをしたいと思っております。

総務課長（松岡勝也君） 12月1日から各課ヒアリングが続けて、今ちょっと中断いたしております。要求額ということで、かなり今年平成29年度につきましても要求額は大きく出ておりまして、50億円をちょっと超しているというような状況でございます。そういった中で非常にまた今年も厳しい査定をしなければ、来年度もちょっと歳入歳出が非常に厳しいという状況でございます。

10番（時松昭弘君） 先般から、昨日今日にかけて、予算関係の質問が幾つか出ておりましたが、その中の答弁で交付税が大体9千万円ほど減るという話が出ておりましたが、そこあたりもやっぱりはっきりした数字が決定をしているわけですか。そこをちょっとお尋ねしたいのですが。

副町長（桑名真也君） 9千万円減額と申し上げましたのは、あくまで昨年度の地方交付税の総額が16兆7千億円です。今年度の総務省が試算しています交付税の出口ベースの数字が16兆円と7千億円減額というふうになっておりまして、今総務省と財務省のほうで、来年度の地方財政計画について折衝中だと思いますが、基本的にこの16兆円よりも減少するということが見込まれますけれども、取りあえず今公的に出ている数字が16兆円ですので、そちらの数字をそのまま今年度町が受け取った普通交付税の額に割り戻して計算しましたら、9千万円マイナス、つまり国のほうで7千億円減少した分を町が受け取っている交付税、今年度ベースのものに数字を割り直しますと9千万円減額しますということですので、地方財政計画に基づく来年度の交付税の総額がさらに減少しますと、町が受け取る普通交付税の額も当然それに応じて減少するというふうになると思います。

10番（時松昭弘君） 時松ですが。交付税の算定基準というのが御存じのとおり、人口面積等で交付税の算定基準をしてくるわけですが、一昨年ですかいわゆる国勢調査がございました。国勢調査の中の基準が今回の中に今年は該当するというふうに思いますが、それによろしいのですか。

副町長（桑名真也君） お見込みのと通りの理解でいいと思います。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。町長にお尋ねをしますが、やはり国勢調査、農林業センサス、そういった調査等が今国勢調査につきましては5年に1回、そういった調査があつていますが、その都度その都度、調査があつたときの人口の推移ということも非常に実際の予算には大きく跳ね返ってくるわけです。そういったことを常に頭に置いておかないと、なかなか予算執行が現在の予算にいたしましても、今年度予算が補正を組んで約61億8千万円ほどの予算が今出てきております。過去の数字等を見ても、平成23年から調査をしましたが、平成23年度が最終決算で55億8千600万円と端数はありますが、平成24年度におきましては51億8千700万円と。平成25年度につきましては5千300万円と、一番多いのが去年が61億ですけれども。こういった中でも、この歳出の部分と歳入から歳出を引いた差し引きの金額です。これが多いときには大体3億5千万円ほど金が余っております。非常に去年にいたしましては、3億2千921万円というお金が一応繰越財調資金等にまわっております。この中におきまして、途中で補正予算等を組むことが何回となくあるわけですが、私が非常に懸念をしているのが、いわゆる流用そして予算の組み替え、こういったことをすれば補正も組まなくてもいいのではないかとこのように思いますが、そこあたりはどんなふうにお考えでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 確かに平成27年度の実質収支比率からいきますと、地方交付税が当初予算よりちょっと多めになってきているのは事実でございます。そういった形で実質収支比率も上がってきて、積み立てのほうに回ったというところでございます。中を見ますと、地方交付税の5%から8%に上がったというところが、跳ね返りで翌年度の交付金で返ってきております。またふるさと寄附金のほうも大きく歳入で上がってきております。また鍋ヶ滝の入園料というのも大きく歳入で上がってきたというところで、結果論として約2億程度歳入が大きく予定より入ってきたと。その途中で、組み替えて予算を新しく建設投資に入れるかというところは御質問かと思いますが、年度途中でございますので、やはりそういった点については翌年度に考えていくというところで歳入が増えた分を切り替えていくというところについては、慎重に進めていったというところでございます。

10番（時松昭弘君） 今中身はわかりますけれども、予算の中でいわゆる款項目節という節がありますね。ところが目の流用や目の調整というのはできないのですか。

総務課長（松岡勝也君） 御質問のとおり目の流用等は実質行っておりますけれども、内容等によって当初計画にないものをももちろん上げていく場合は議会承認等いたした上で補正を組んで、歳入を上げていきますけれども、大きい特に普通建設事業費になるともう事業が進んでおりますので、歳入が大きく反映したということでなかなか流用を取り組むということまでは至っておりません。

10番（時松昭弘君） そこあたりがやはり予算を組んでそういったことをやっていないから、予

算を組んだ中でも平成27年度においては3億2千900万円ほどのお金が余っていると。そういった形に、そういった途中で組み替え予算やいろんな流用なんかをすれば、これは流用はできるのですから。例えば流用の1千円や1万円とか、それでも認めないということをやっぱり過去にもあったと思いますが、そういった形で本当は執行部は正しい執行ができるのかというふうに思いますけれども、町長、そこはいかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 議員の御意見で再確認であります。弾力性がある使い方という御意見で、ここ数年はそういう取り組み方をさせていただいております。一時期は議会を重視してというような以前の監査の方からの御意見もあった時代もありました。その部分において非常に数字上、補正予算のときに組み替えをしたりとかそういう部分がありますが、議員の御意見のようにもう執行している中で弾力的にといいましょうか、使い勝手のという部分で内部で検討はもちろんしながら精査をしながら、そういうふうな運用といいましょうかやり方をしている最中でありまして。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。次年度におきましては、やはり今年度、今執行しておりますけれども、平成27年度みたいなことがないようにぜひとも努めていただきたいというふうに思います。そして平成29年度の中に平成28年度、平成29年度ですけれども、平成28年から32年まで小国町の過疎地域の自立促進計画というのがあります。次年度の予算の中に、この自立促進計画の年度の数字が各課のもとに示されておりますが、この計画をそのまま予算化をしていくのかどうかお尋ねをしたいとします。

総務課長（松岡勝也君） 毎年、過疎計画につきましては確定ではございませんので、あくまでも後付けという形で過疎の承認という形でございますので、今現在過疎計画に上げているいろいろな、主に道路改良関係が多ございますが、それとまたソフトの過疎と併せて可能な限りといたしますか有利な起債でございますので、そちらのほうは適用できる範囲は計画に沿って要望を上げております。

10番（時松昭弘君） 10番、時松ですが。可能な限り、適用範囲というような言葉がありましたが、そういったことであればこの自立促進計画というのは必要はないのではないですか。

副町長（桑名真也君） 過疎債を発行するにあたりましてこの計画が必置になりますので、過疎債に有利な、交付税の償還が有利な過疎債を起債するにあたりまして、この計画を策定しております。

10番（時松昭弘君） 10番です、時松ですが。過疎債あるいは辺地債等の話が今出ていたが、この過疎債あたりについても国のほうも過疎債の全体枠が、年間の過疎債の枠というのが決められているというふうに思います。おそらく今各省庁の中で概算要求が今出ていると思いますけれども、新年度あたり2月、3月あたりが本予算で、国のほうで平成29年度の国家予算が決定をすると思います。そういった決定をする時期に過疎債の枠がどれだけあるのか、辺地債の枠がどれだけあるのか、それをやっぴり的確に行政として調べておく必要があるのではないですか。

そこあたり町長にお尋ねをします。

町長（北里耕亮君） 思いの部分が同じ部分もあると思いますけれども、やはり有利な起債であります。ですので、先ほど計画を立ててそれで積極的に使わせていただきたいというような基本的な考えはあります。そして事実小国町は県内の町村でも多いほうであります。県内でも阿蘇郡の2町村が小国町とあるところが非常に多いという部分のデータも出ております。ですので、借入れで起債、借金にはなりますけれども後年度において非常に有利という部分もありますので、積極的に。その全体的な枠の金額の部分でありますけれども、ちょっとこれは補足をお願いしたいと思います。答弁しにくいのですけれども。

副町長（桑名真也君） 現時点でいくらかの枠配分があるかということにはちょっと想像が。もちろん昨年度と今年度と比べまして、そんなにかい離があるとは思いませんけれども、どれくらいアップするのかダウンするのかということもちょっとわからないというのが実情です。

10番（時松昭弘君） 今は12月ですから、当然それはわからないのが本当だろうと思いますが、私が一番言いたいのは、国家予算の大体概略が決定する時期に過疎債や辺地債等の枠がどれだけ国家予算の中に組み込まれているのかということをお尋ねをしたわけです。今現在数字がいくらということはそれは今国家予算は決まっていますから、当然それは数字を求めることではありません。しかしながら、そういうふうな国家予算の編成がある段階で過疎債がどれだけの枠があるのかということ、この町として自治体がぴしゃっと数字をつかんでおかないと、いろんなことを事業を展開していくにしても、こういった自立促進計画等はできないでしょう。過疎債を使ってやると。過疎債というのはいわゆるもちろん起債ですから、かかった分の交付税措置が7割がまたあとで返ってくるわけですが、やはりそういった全体像の国の国家予算の編成が出て、いわゆる省庁予算が決まります。そして地方に回る分がどれだけというのがもちろん交付税がその中に入ってくるわけですが、大体副町長が一番御存じだろうと思いますけれども、国家予算の大体4対6、60%が地方に回るというようなことになります。ただそういった省庁の予算等は各省庁がいろんな省庁がありますけれども、先ほどいろんな質問があります。次年度についてもいろんな概算等にしてやっぱり手挙げ方式でいわゆる申請をしていかないと、そういった省庁予算というのはなかなか取れないと。申込みをしないとお金は下りてこないわけですね。それについては、しっかりとしたひとつの目指すもの、町がこういうふうにしていきたいというふうなことがあって初めてそういった予算が流れてくるというふうに思います。そういったことをしっかり次年度に向けて12月の中で、そして全体像の予算を来年の小国町の予算の中に、町民に反映ができるような予算確保をするというのが首長の務めではないかというふうに思います。町長、その点どのようにお考えでしょう。

町長（北里耕亮君） 基本的にはアンテナを張り、情報収集しながら各省庁のそういった部分も取り組んでいきたいというふうに思っています。しかもなおかつ、よければ10分の10、そうい

う部分の国のほうがこの小国町に実験的に何かそういう事業を、新たな取り組みをとというような部分で、そういうような小国町の名前が上がるようなそういう活動や、「小国町は取り組みます」というような部分を常日頃からですね、その関係性を各省庁とも大事にしていきたいと思えますし、そのためにも副町長、総務省出身であります、横のネットワークもおありでしょうから、そういった部分でアンテナを広げていきたいというふうに思っております。これはその施政方針のという部分もありますけれども、基幹産業というお話も本日も出てきました。そういった部分で様々各省庁、今まで結構環境省とかそういう部分の取り組み、10分の10というのは多かったです、農林業の質問も今日は出てきておりますし、そういった部分についても農水、林野庁、そういった部分をまたアンテナを張っていきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 次年度予算のあたりに今ヒアリング等がっておりますけれども、各課の予算等を大体5%ぐらいカットするというようなお話も出ております。それは非常に財政状況も厳しいことはよくわかりますけれども、やはり予算が回る循環型、いわゆる農林業あるいは商工業、いろんな形で予算を配置をして、この予算を一律5%切ってくるということではなくして、予算の今までの補助金等の見直しというのを、今後やっぱり考えていかなければならないのではないかとこのように思います。ただ考えると、必要な部分についてはやはりこの町をどうしていくのかと。この町の何か目指すものというのをやっぱりひとつの目標を持っていかないと、やみくもに予算を補助金等を減らしていけばなかなかできることもできないような状況もあります。ただ町長から先ほども一般質問等の中でお話がありましたように、各団体の努力というのはそれは当然のことであるというふうに思います。それは私も同感です。努力をしながら補助金頼りだけでやっぱりやるということではなくして、自分たちが自ら汗を流して各団体が努力をしていながら、しかしそれでも小国町の町が支援をしていただいて、そのお金が何らかで費用対効果で結果が出てくるというような仕組みづくりというのには必要ではないかというふうに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 5%という予算の組み方の手法については、担当課もしくは副町長から答弁をと思えますが、基本的な部分において、先ほどスクラップアンドビルド、選択と集中という言葉もありましたが、もちろん伸ばすべきところは最初から5%の枠があるから、私の立場としても、いや、5%削減という部分ではなくて、仕上がりの部分では当然政策予算というのを取り付けさせていただきたいというふうに思います。その政策予算の中には、当然議会の中のこういった一般質問の議論の中からの色づけという言葉があれなのですが、その濃淡、濃い部分で、「いや、ここはもう効果があまりないから」というチェックをしていただいた分については、少し削減、もしくは形を変えて違う方向でやるという部分が、執行部と議会との共同作業の結果の予算でないかなというふうには思っております。本日、昨日も様々御意見いただいておりますので、またさらに参考にさせていただきながらも、そして伸ばすべきところは政策予算というような部

分で頑張ってまいりたいというふうに思っております。

副町長（桑名真也君） シーリング5%のことについて御説明申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、地方交付税の町が受け取る普通地方交付税の額が減少することが見込まれます中で、先日申し上げましたとおり、縷々災害が起こりましてそれに係る費用の支出が増えているというところで、基金等も大きく減少しているという状況でございます。これらを踏まえまして、義務的経費を除きまして、一律ではなくて義務的経費を除きまして、今年度予算額の5%以上の削減を原則として実施することを予算編成の方針と示しているところでございまして、特に町単独補助金につきましてはその必要性を徹底的に検証しまして、効果や意義が見込めないものにつきましては廃止するといったこともやりながら、真に必要な事業のみに予算をつけるというめりはりのついた予算編成を行っていく所存でございます。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。副町長から今答弁をいただきましたが、副町長の在籍する任期があと1年しかありません。1年何カ月ですか。ただ副町長にお願いをしたいと思いますが、やっぱり副町長が小国町に来てよかったと。そしてやっぱり何かを形として残していただきたいという形で、新年度予算等も考えていただければ非常にありがたいというふうに思います。今回、このような一般質問を私がなぜ12月にしたのかということですが、やはり今一番新年度予算、3月で一般質問するときにはほぼ予算は決まっています。12月の段階で今までの1年間の中に、全部で議員11名の方が一般質問をされるわけですが、一般質問の中で本当に必要な予算、いろいろ質問の内容もありますけれども、次年度にやっぱり予算、一般質問の意見を次年度に反映をさせるということが、これは執行部の大きな役割であるというふうに思います。そういう形を取って次のこの予算が生きた予算につながる、そういった形をぜひとも取っていただきたいというふうに思います。

少し今年の監査、平成27年9月の意見書ですが、この意見書の中には代表監査、あるいは議員の児玉監査委員が示しておりますが、平成24年度決算以来の意見書というのがこのむすびの中に出ております。過去にもいろんな指摘をされておりますね。公会計の各種財務諸表を活用し、共有することの重要性ですね。二つ目には、住民意識の多様化に伴う説明責任の強化と住民との協働関係ということが出ています。行政と町民の立場に立って、基本にした政策形成から結果に至るプロセスについての透明性を重視しなさいと。三つ目には、内部統制の組織とチェックリストの作成、その活用によって予想されるリスクの予防・抑制、事前対応等、回避もしくは低減につなげることの重要性。最後にいわゆるPDCAサイクル手法を活用した行政評価への取り組み、こういったことが出ております。いわゆる住民に対して説明責任を果たしなさいと、徹底して果たしなさいということを経営の9月の決算の中で言われております。こういったこともやはり決算が終わったから次年度に単なる予算を組んでくるということではなくして、こういった監査の意見書等を十分熟知して、そして今年度の反省をしながら、そしてまた新しい予算編成をしてい

くというのが、これは執行者である首長の務めであるというふうに思います。

やっぱり首長の責任というのは、権限も執行権というのがありますが、非常に責任も重い大変な重責な仕事であるというふうに思いますけれども、それだけやっぱり私は非常にリーダーシップを取っていただきたいというふうに思います。そしてトップダウンでいわゆる命令形式ではなくして、先般からガバナンスという12月号が出ておりますが、これは熊本市の大西市長が、見られたと思いますが、これをずっと中身を読んでみますと、いわゆるトップダウン式、以前から議会の中でも話が出ておりますけれども、あらゆる責任は自分で取ると、責任を果たすと。ということは、発言や行動や言動とかいうのは、そういったことをやっぱり自分が責任を持ってぴしっとしていかなければ、信頼関係というのがなかなか生まれてこないというふうに思います。この大西市長が言われたことに対して、トップダウンからボトムアップと。そういったボトムアップということは、いわゆる現場の提案、管理方式、下からの意見を吸い上げるということです。いわゆるみんなの声を聞いていかなければ、職員の声も住民の声もですね。そしてその中にやっぱり一人ひとりと対話をしていくと。いろんな人間的に好きな人も好かない人もいるかもしれませんが、やはりリーダーとあるべき場合はあまねく公平に地方自治の基本でありますように、一人ひとりに思いを持って接していかなければならないというふうに思います。

ここにもこのガバナンスですが、平成23年の段階で小国町が総合計画をつくりました。町長、覚えておられると思いますが、このガバナンスの中にも、町長が以前載りましたね、小国町のことで。この当時はこの総合計画をつくったということは、当時の私は記憶をしておりますけれども、平成23年の段階で総合計画をつくりました。そのときの予算の中で委託料の500万円というのがあったのですよ、総合計画は。これは500万円をですね、これは当時21世紀のシナリオ、そして明日へのシナリオというのが出ておりますが、この職人の中にはおられると思いますが、そういったシナリオができて、今の現在の総合計画がそれを基本にしたような形が現在の総合計画なのです。ですから、そういったときに悪く言うと、500万円の委託料を組んでガバナンスに載ったかなというふうなお話も私は耳にしたことがあります。ぎょうせい出版の方たちも私もちょっと個人的に付き合いがありますが、なかなか本当に自治体の首長のずっと毎月取材が出ておりますが、本当にやる気のある首長というのはやっぱり意気込みが違うというような話も聞いております。決して町長が意気込みがないということではありませんけれども、やはりそういった思いを持って、今後新年度予算等に向けての町長の思いを予算の中に反映していただきたいというふうに思います。

言うなれば、この予算というのが豊かな暮らしを、そして住民一人ひとりにサービスができるような平成29年度予算であってほしいというふうに思います。そしてまた次世代の方々が次を担う人たち、そういう人たちを育成していくということが大事なことであるというふうに思います。昨日の一般質問の中で、教育長が非常に小国の教育チャレンジプランということで話があり

ました。非常に話の中でこういったことが5つの目標を持ってやるということですが、やはり教育委員会の中でも5つの目標を持って小国教育のチャレンジプランというのがありますが、この教育委員会ではなくて行政もやっぱり小国のまちづくりのチャレンジプランというのをつくったらどうでしょうか、町長。

町長（北里耕亮君） まず細かい部分であります、ガバナンスに載ったという部分が総合計画を策定するためのコンサル料がたまたま委託先がぎょうせいということでの結びつきということで、それは決してないと思いますので、そういう部分であるなら載らないほうがいいわけであって、そういう部分では全くないかというふうに思います。

思いは一緒でありまして、先ほどから予算が厳しいという部分であります、できるだけ弾力性がある予算組みができれば、思い切ったことをしていきたいというふうに思いますが、正直課題も多ございます。地震後の部分でどれだけの余力がある部分ができるか、予算組み、12月始まってすぐですが、そのときから歳入歳出の部分が、歳入のほうがショートしていると、足りないという部分もあります。相当なスクラップアンドビルド、選択と集中をやらないと今度は先ほど私が言ったような政策予算、思い切ったこれをやりたい、こういうことを町として平成29年度には臨んでいきたいという部分も色づけができない部分もあります。それをできるだけやっていきたいという思いはしております。そして御意見のチャレンジですか、そういうスローガンといますかその思いという部分は、またこういった部分も先ほど言うどういう方向性に持っていくかという部分は、執行部と議会の皆さんとの協働作業という部分も私は耳を広げていきたいと思っておりますので、またいろんな提案をいただきたいと思っております。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。やはり教育委員会も素晴らしい目標を持っておられるわけですが、行政としても町が目指すものをつくりつくっておくと。そしてこれを例えば集中的にやるとすれば、短期間の計画をつくると。少なくとも5カ年間ぐらいの目標を持ってやるのかということもひとつの方法ではないかというふうに思います。ただ、今時間がないのです。段々人口減少も進んでまいります。そしていろんな高齢化が進んでおります。そういった形で今度また起債等も、センター等の起債をしますけれども、公債費の返済等もまた始まっていくというふうに思います。そういった中で厳しい予算の中であっても、ひとつの目標を持ってこの町の方向性をぴしっと定めていくというのが私たち議会の役割でもあるし、執行部の役割でもあるというふうに思います。ぜひともそういう形で進めていただきたいと思っております。

場合によっては、財源が非常に厳しいということであれば、やはり町長自らが報酬を減額するとか議員も報酬を減額するとかいうことも考えていかなければならないのではないかというふうに思います。当時平成19年の段階で町長が就任したときは、40%の給与カットをされたわけです。ただそういった形で平成19年の段階で立候補して、1年間は報酬審議会にかけて減額をしました。4割を。ただ次の年にはまた報酬審議会にかけて元に戻したというような経緯もある

わけですね。やはり自分の思いというのはやっぱり途中で40%そのまま、40%にしないでということではありませんけれども、やはり自分も身を切るような改革ということも今後必要ではないかというふうに思います。町長はそこあたりも頭に置きながら、次年度の予算編成等に力を注いでいただきたいというふうに思います。

もう一度、町長に答弁をいただきたいと思いますが、そういった思いが町長にあるのかなのかをお尋ねしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 先ほど副町長が答弁いたしましたように、例えばシーリングのやり方としても最初から義務的経費に手をつけるというふうになるといろんな影響があるかと思います。象徴的に私の報酬カットという部分で、「じゃあ、町長が報酬減額したから私たちもちょっと厳しいけど、じゃあ、団体補助金とか様々な補助金とかいろいろ」という部分はあると思います。それは最後の策かなというふうに思っております。思いとしてはという部分もありますが、まずは12月始まったばかりでありますけれども、様々な部分の効果など見させていただきながらですね。そして今議員の意見の中にもやはり一定の目標という部分で、今議論を交わさせていただいている中では、平成29年度単年度の少しわかりやすいスローガンのなそういう部分も、ちょっと今心の中で設けてもいいのかなというふうな思いはしております。じゃあ、どこの部分をという部分はあるかと思いますが、また本日帰りまして熟慮していきたいと思いますが、とにかく厳しい中ではありますけれども、先ほど議員もおっしゃいましたように、人口減、時間もありません。精一杯目標を持ってやらせていただきたいというふうに思っております。応援のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

10番（時松昭弘君） 最後にもう1点、質問をさせていただきたいと思いますが。今回職員の方たちが退職をされるというお話を聞いております。実際、今年あるいは来年まで職員の方たちが何名退職をされるのかお尋ねをしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 来年の3月までに退職する人数ですが、7名です。

10番（時松昭弘君） 7名ということですが、7名は定年退職ですか、それとも定年を待たずに退職をされるのか。

総務課長（松岡勝也君） 定年で辞める方が4名です。あと3名が早期退職という形です。

10番（時松昭弘君） 7名中4名が定年退職ということですが、残りの3名の方は早期退職ということになるわけですね。それでよろしいですか。

総務課長（松岡勝也君） はい。

10番（時松昭弘君） じゃあ、早期退職の方は定年の場合は定年退職ということになりますけれども、早期退職の場合は町の中で勸奨制度というのがありますけれども、勸奨は3名の方全員が勸奨になっているわけですか。そこをお尋ねします。

総務課長（松岡勝也君） 3名の早期退職でございますが、対象としましては2名が対象になって

います。

10番（時松昭弘君） じゃあ、1名の方は勧奨にはならないということですか。

総務課長（松岡勝也君） はい。

10番（時松昭弘君） じゃあ、この1名の方が勧奨にならないということは、どういう形で勧奨にならないのですか。

副町長（桑名真也君） 勧奨退職という制度は町のいろんな状況、財政状況を主にですけれども、いろんな状況をもとに早期に退職、この日にしていただけないかという制度でございまして、町のわがままではないですけれども、町の事情で辞めていただくということになりますので、それに応じて迷惑をかけるのではないですけれども、ちょっと退職金のほうを上乗せするという制度でございまして、町が指定した日以外に辞められる方につきましては、町がお願いしている日ではありませんので、その勧奨退職といった制度にはのらないということになります。

町長（北里耕亮君） 制度の名称も、勧奨退職制度という名前から早期退職制度という名称に変わりました。そういう制度で、制度には決まりがありまして、3月末でないと思えないという部分の決まりがあったかと思います。

10番（時松昭弘君） 10番です。実はこれは私は公平委員会でちょっと調査をしたのですが、首長の条例があって、勧奨から早期退職という形に今変わっていることは承知をしております。ただ、これを首長が退職にかかわってくる認定をするということが項目にあると思います。しかし、12月であっても3月であっても、これは首長の判断によるという話が今出ているわけです。例えばこれはいろいろ中身がどういうふうになっているかわかりませんが、やはりこういった一人の方がそうした形で退職をされるとすれば、当然長い間行政の職員として奉職をされたわけですね。そこに町長の個人的な、12月の場合は早期退職は認めないということでもありますけれども、これは認めても公平委員会等は首長の判断によるというふうに言っているのです。例えばこれは苦情受付が出たときには、これはまたいろんな問題に波及すると思いますが、町長、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） その部分については、私も協議の中で決まりに沿ってという部分で事務的に把握をしている段階でありました。

副町長（桑名真也君） 先ほど申し上げましたとおり、町のほうでこの日に退職をお願いできないかという制度でございまして、仮にそれより前に辞められるということは自己都合による退職です。そういったことになるのだと思います。ただそれと別に、その職員に対して非常に勤務態度が悪かったとかそういうものではもちろんございまして、非常に熱心に奉職していただいた方だというふうには認識しております。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。ただ公平委員会あたりの話の中では、苦情を受け付けたときには、おそらく将来的にどういうふうになるかわかりませんが、裁判とかいう形になった

ときにはこれは町として首長として受けてするのか、そういった可能性もやっぱり出てくるのではないかというふうに思いますけれども、町長、そこあたりをどのようにお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） 正直言いまして、考えてもなかったわけでございます。もしそうなれば、そしてそのような出してもいいぞという部分であれば、それは決まりに従って町が出すという部分はあるかと思えますけれども、事前に協議の段階では出せないというふうに把握をしておりましたので、今現在はこういうふうになっているということでございます。

10番（時松昭弘君） ちょっとあまり時間がありませんけれども、やはりひとつ私がお願いをしたいのが、やっぱり長年奉職をして、その本人にとってやはりその思いというのが僕はあっているのではないかと思うのです。単なる12月は駄目だと、3月は勸奨に認めるということではなくして、やはりそういったところあたりからいわゆる人間不信に陥ったりとか、将来的にまたこの町に対して、行政職員として長年勤めたけれども何だったのかということにならないように、ぜひともしていただきたいというふうに思います。これは私が判断することではありません。またその御本人がそういったことを決めるというふうに思いますけれども、やはりひとつ今後のこともありますから、あえてこの場で質問をさせていただきました。当然、予算書のこの中にも退職の積立金基金等も数字が出ています。おそらく7名ということになってくると、退職金の手当の基金等が大分少なくなるというふうに思いますけれども、それはそれとして、やはり今まで長年勤めた方に対しては、労働の対価として支払うべきものは支払っていくということであるというふうに思います。

最後に、町長に次年度に向けてのやっぱり先ほど答弁をいただきましたことをしっかりと前向きに捉えて、次年度の予算を一律5%カットするというのではなくして、適材適所の予算を配するというを申し上げまして質問を終わります。

町長（北里耕亮君） 前段の御質問の部分でありますけれども、私もその退職のお話の部分でありますけれども、大変感謝をいたしておしまして、長い間行政職に赴いていただいた部分については本当に感謝を申し上げている部分であります。どうしてもやはりその判断をいたすときに事務的な部分でありますけれども、それはという部分でありました。あとは御本人のということでもありますけれども、私の思いとしては勸奨しているという部分で述べさせていただきたいと思います。

また最後の次年度の予算の部分、それについては最終的な町長査定といいたいでしょうか、そういう部分もありますので、しっかりとさせていただきたいというふうに思います。終わります。

副町長（桑名真也君） 本来なら終わるべきだとは思いますが、先ほどの制度の説明をもう少し1点だけ補足させていただきますと、町が初めに提示した日が、例えば3月末だとしまして、仮に本当に仮の数字ですけれども12月の末というふうに変更しようとする、変更したそれなりの理由が必要でして、例えばその方がその日に辞められるのでそうしますというので

は、それは制度として成り立っていませんので、例えばちょっと考えづらいですけれども人が大量になぜか帰ってきて人が増えたとか、そういった期限を早める理由というのが必要になりますので、それはあくまでその人個人の意思ですとか、執行部、町長なり私なりがその人に対して非常に能力を高く評価していて、非常に感謝しているといった思いとはやはり別のところで動かなければいけませんので、そこは個人的に非常に私もそういった結果にはしたくなかったのですけれども、制度を運用している側としましては思いと別のところで動かなければいけないというところは、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） 本日予定しておりました5人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

日程第5、「閉会中の継続審査の件」についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに開発センター建替え検討特別委員長並びに広報特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「開発センターの建替えに伴う検討について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成28年第4回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後4時25分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4 番）

署名議員（8 番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

4番 高 村 祝 次 君

8番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 12月6日から 12月13日までの8日間とする。

1.	議案第 49 号	小国町税条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 12 月 6 日 原案可決
1.	議案第 50 号	小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 12 月 6 日 原案可決
1.	議案第 51 号	小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について 平成 28 年 12 月 6 日 原案可決
1.	議案第 52 号	平成 28 年度小国町一般会計補正予算(第 8 号)について 平成 28 年 12 月 6 日 原案可決
1.	議案第 53 号	平成 28 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について 平成 28 年 12 月 6 日 原案可決
1.	議案第 54 号	平成 28 年度小国町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について 平成 28 年 12 月 6 日 原案可決
1.	議案第 55 号	平成 28 年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について 平成 28 年 12 月 6 日 原案可決
1.	議案第 56 号	公共工事請負契約の締結について(町道小原田寺尾野線道路改良工事) 平成 28 年 12 月 8 日 原案可決
1.	議案第 57 号	公共工事請負契約の締結について(小国町山村開発センター解体工事) 平成 28 年 12 月 8 日 原案可決
1.	同意第 4 号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 平成 28 年 12 月 8 日 同 意

《議案外》

平成28年12月 6日

1. 発意第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

平成28年12月8日

1. 閉会中の継続審査の件
議会運営委員会
総務文教福祉常任委員会
産業常任委員会
開発センター建替え検討特別委員会
広報特別委員会

に付託

《一般質問》

(1日目)

1.	消防（機能別・南小国町との連携について）	P 1～5
1.	防犯カメラについて	P 5
1.	有害鳥獣（電気牧柵）について	P 5～7
1.	高齢者の交通手段の問題について	P 7～9
1.	平成28年度の町の取り組みについて	P 10
1.	平成29年度における町長の抱負について	P 10～11
1.	開発センター建替えについて	P 11～14
1.	殿町火災について	P 14～15
1.	新電力会社について	P 15～16
1.	男女共同参画社会について	P 16～18
1.	冬場の観光対策について	P 18～21
1.	平成29年度の予算編成の補助金について	P 21～24
1.	防犯カメラについて	P 24～26
1.	農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について	P 26～32
1.	環境モデル都市について	P 32～33
1.	教育長として今後の教育についての考えについて	P 33～38
1.	災害対応について	P 38～42
1.	災害の復旧・復興について	P 42～43
1.	西里明里線道路開通について	P 43～45
1.	開発センター建替えの件について	P 45～47
1.	保育園の入園申し込みについて	P 47～48

(2日目)

1.	高齢者の交通安全・地域交通について	P 8～17
1.	熊本県の地域医療構想と小国公立病院について	P 17～20
1.	今後の小国町の健康づくりの施策と取り組みについて	P 20
1.	次年度の予算編成について	P 21～23

1.	商工業の所得対策、商工業・商工会の今後について	P 23～26
1.	台湾との交流について	P 26～28
1.	行政改革の状況について	P 29～33
1.	農業後継者の状況について	P 33～36
1.	おぐに型シニア革命について	P 36～40
1.	町の防災対策について	P 41～45
1.	新年度予算の編成について	P 45～56
1.	職員の退職制度について	P 56～59

小国町議会会議録
平成28年第4回定例会

平成28年12月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119